

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

浜松学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	43
基準 4. 教員・職員	59
基準 5. 経営・管理と財務	69
基準 6. 内部質保証	83
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A. 地域連携・地域貢献活動	90
V. 特記事項	94
VI. 法令等の遵守状況一覧	95
VII. エビデンス集一覧	107
エビデンス集(データ編)一覧	107
エビデンス集(資料編)一覧	108

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

浜松学院大学(以下「本学」という。)の開学の礎は、昭和8年廿日出彪(はつかでひろし)によって創設された法人組織の興誠商業学校(現:興誠学園)にある。その建学の精神は、「誠の精神」で、その趣旨は「誠を興し、誠に行動し、誠を普くする」ことである。これは、儒教の教えを記した中国の古典「中庸」の教えを基にしている。

興誠学園は高等教育の充実に寄与することを旨として、昭和26(1951)年4月には浜松短期大学を開学した。その教育理念は、「高潔なる倫理観に立って、他を思いやることのできる真に豊かな人間性を基礎に、変化に対応できる想像力と実践力を身につけた職業人を育成する」ことである。

こうした建学の精神や教育理念を受け継ぎ、平成16(2004)年4月に本学を開学し、同時に浜松短期大学を浜松学院大学短期大学部に改称した。

2. 教育理念

大学の教育理念は、浜松短期大学の教育理念を受け継ぎ、継承されている。

1) 責任ある自己実現と社会貢献の人づくり

産業や経済構造の変化と情報化や国際化が進む中であっても、本学は、真に豊かで成熟した民主主義社会を志向する人材を育成することを目指す。そのために学生が責任ある自己実現を図り、社会貢献の力を高めることができる学びと実践練磨の場を提供する。

2) 専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する人材を育成

建学の精神である「誠を興す」を受け継ぎ、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」を兼備した人材を育成する。

専門的実務能力「能く生きる」とは、高い専門性と逆境を乗り越えながら最後までやり抜く行動力と実践力である。共生協調能力「善く生きる」とは、他者との協調性や自己や他者との対話などのコミュニケーション能力のことである。

この理念を具現化するためには、地域社会と提携して、一人ひとりの学生が能動的な学び(アクティブ・ラーニング)を継続して行い、深い学びを積み上げることによって可能となる。

3. 使命・目的

建学の精神や教育理念を踏まえて、本学の使命・目的は、高潔なる倫理観に立って他を思いやることのできる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

[学校法人の沿革]

昭和 8 年 11 月	財団法人興誠商業学校設立認可 静岡県興誠商業学校設置
昭和 19 年 2 月	法人を財団法人興誠会と改組し、戦時措置令により興誠航空工業学校と改称
昭和 20 年 11 月	興誠航空工業学校を興誠中学校と改称
昭和 23 年 4 月	新学制施行により、興誠高等学校と改称し、興誠中学校併設
昭和 25 年 12 月	私立学校法制定により、財団法人興誠会を学校法人興誠学園に組織変更
昭和 26 年 2 月	浜松短期大学設置認可
昭和 26 年 4 月	浜松短期大学開学
昭和 27 年 4 月	興誠高等学校を興誠商業高等学校と改称
昭和 27 年 7 月	浜松短期大学を浜松商科短期大学と改称
昭和 36 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校の生徒募集停止
昭和 38 年 4 月	浜松商科短期大学に商科第二部開設
昭和 40 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第二部を短期大学内に併設
昭和 41 年 4 月	興誠学園幼稚園教員養成所第一部を短期大学内に併設
昭和 42 年 4 月	浜松商科短期大学を浜松短期大学と改称 浜松短期大学に幼児教育科第一部・第二部開設
昭和 43 年 3 月	興誠商業高等学校併設中学校廃止
昭和 48 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園開園 興誠商業高等学校を興誠高等学校と改称
昭和 52 年 4 月	浜松短期大学附属住吉幼稚園を浜松短期大学附属幼稚園と改称
昭和 61 年 4 月	浜松短期大学に英語科開設
平成 4 年 4 月	浜松短期大学幼児教育科第一部に保育課程(現保育士養成課程)開設
平成 7 年 4 月	興誠高等学校普通科男女共学実施
平成 8 年 4 月	興誠高等学校商業科生徒募集停止
平成 10 年 3 月	興誠高等学校商業科廃止
平成 14 年 4 月	浜松短期大学英語科を英語コミュニケーション科と改称 浜松短期大学商科第二部募集停止
平成 15 年 11 月	浜松学院大学設置認可
平成 16 年 3 月	浜松短期大学商科第二部廃科 興誠中学校設置認可
平成 16 年 4 月	浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科募集停止 浜松短期大学商科第一部、英語コミュニケーション科を改組し、浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション

浜松学院大学

	<p>学科開学 浜松短期大学を浜松学院大学短期大学部と改称 興誠中学校開校 浜松短期大学附属幼稚園を浜松学院大学附属幼稚園と改称</p>
平成 17 年 3 月	浜松学院大学短期大学部商科第一部、英語コミュニケーション科廃科
平成 18 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部募集停止
平成 19 年 3 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第二部廃科
平成 19 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設
平成 20 年 4 月	浜松学院大学短期大学部幼児教育科第一部を幼児教育科と改称
平成 21 年 4 月	<p>浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科開設 浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科募集停止</p>
平成 23 年 4 月	<p>興誠高等学校・興誠中学校を浜松学院高等学校・浜松学院中学校と改称 浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程開設 浜松学院大学附属愛野こども園開園</p>
平成 25 年 4 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程開設
平成 26 年 3 月	浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科廃止
平成 27 年 4 月	浜松学院大学附属愛野こども園が幼保連携型認定こども園に移行

[浜松学院大学の沿革]

平成 15 年 11 月	浜松学院大学設置認可
平成 16 年 4 月	現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科開学
平成 19 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科開設 幼稚園教員養成課程・保育士養成課程設置
平成 19 年 10 月	文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム(日本語教員養成プログラム)」開講
平成 21 年 4 月	<p>現代コミュニケーション学部地域共創学科開設 浜松学院大学現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科募集停止 文部科学省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム(外国人支援リーダー養成プログラム)」開講</p>
平成 23 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に小学校教員養成課程開設

浜松学院大学

平成 25 年 4 月	現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科に特別支援学校教員養成課程開設
平成 26 年 3 月	現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科廃止 DiCoRes プログラムが経済産業省「社会人基礎力を育成する授業 30 選」に選出
平成 27 年 7 月	文部科学省・大学教育再生加速プログラム (AP) 「長期学外学修プログラム」に採択
平成 28 年 3 月	新体育館竣工
平成 28 年 4 月	地域共創学科の専攻を変更(グローバルコミュニケーション専攻・観光ツーリズム専攻・地域政策専攻) 文部科学省・大学教育再生加速プログラム (AP) 「長期学外学修プログラム(ギャップイヤー)」実施
令和 2 年 4 月	地域共創学科、子どもコミュニケーション学科の専攻名を変更 地域共創学科(地域政策専攻、観光専攻、グローバル教養専攻) 子どもコミュニケーション学科(幼児教育・保育専攻、小学校・特別支援教育専攻)

2. 本学の現況

・ 大学名

浜松学院大学

・ 所在地

〒432-8012 静岡県浜松市中央区布橋三丁目 2 番 3 号

・ 学部構成

現代コミュニケーション学部

地域共創学科(入学定員 70 人)

子どもコミュニケーション学科(入学定員 70 人)

浜松学院大学

・ 学生数(令和6(2024)年5月1日現在)

395人(男性 205人 女性 190人)

地域共創学科 204人

単位：人

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年		合 計	
性 別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人 数	31	8	40	13	37	14	40	21	148	56
合 計	39		53		51		61		204	

子どもコミュニケーション学科 191人

単位：人

学 年	1 年		2 年		3 年		4 年		合 計	
性 別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
人 数	16	32	13	32	14	41	14	29	57	134
合 計	48		45		55		43		191	

・ 教員数(令和6(2024)年5月1日現在)

70人(学長 1人 専任教員 29人 非常勤講師 40人)

単位：人

学 科	学長	専任教員					非常勤講師
		教授	准教授	講師	助教	合計	
地域共創学科	1	6	4	2	0	12	40
子どもコミュニケーション学科		7	6	3	1	17	
合 計	1	13	10	5	1	29	40

・ 職員数(令和6(2024)年5月1日現在)

31人(正規職員 28人 非常勤職員 3人)

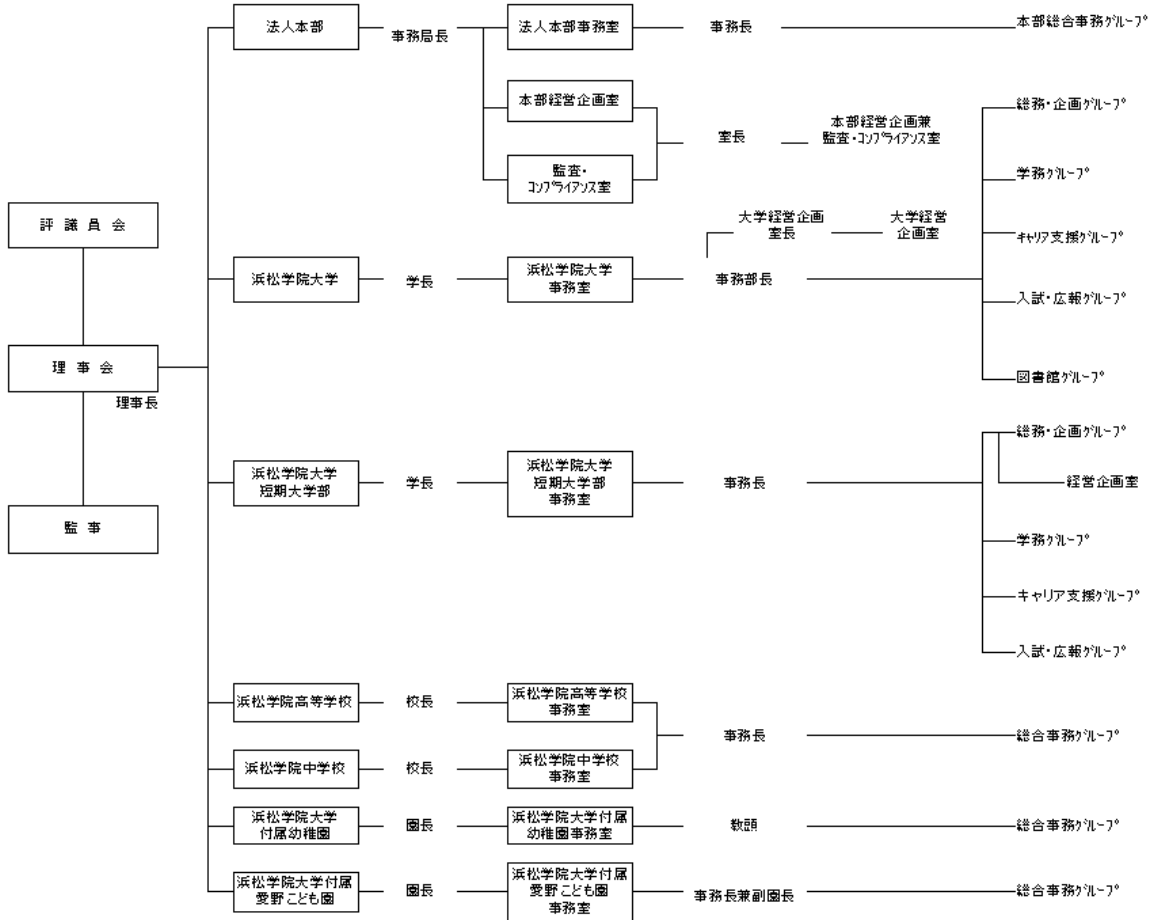
単位：人

区 分	正規職員	非常勤職員	合 計
事務職員	28	3	31

※法人本部職員1人を含む

浜松学院大学

・学校法人興誠学園事務組織機構図(令和6(2024)年5月1日現在)



Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

□ 使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神、教育理念を踏まえ、「浜松学院大学学則」(以下「学則」という。)第 1 条第 1 項において、「高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。

また、学部、学科ごとの教育目的を定め、学則第 1 条第 2 項において、明文化している。さらに、それらを具現化するために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの三つのポリシーを設けている。

学部、学科ごとの教育目的は、以下のとおりである。

表 1-1-1 学部、学科ごとの教育目的

■現代コミュニケーション学部

現代社会、特に地域社会との関連で、人と人とのコミュニケーションや人と組織とのコミュニケーションに関する知識、能力を有する人材を人間教育に基づいて養成する。

■地域共創学科

地域社会における「共創」という課題について、コミュニケーションを基礎にして教育・研究し、地域のなかで実質的な役割を遂行できる人材を養成する。

■子どもコミュニケーション学科

幼児教育・保育の分野と初等教育の分野である「子ども教育」について、コミュニケーションを基礎として教育・研究し、保護者や地域の人々とも円滑なコミュニケーションのできる教育者や保育者を養成する。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-1-1】

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。

使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。

前述のとおり、本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神、教育理念を踏まえ、学則に簡潔に文章化している。毎年度、新入生や教職員に配布する「学生便覧(学生生活のガイドブック)」(以下「学生便覧」という。)において、創立者である廿日出彪を紹介しながら建学の精神、教育理念を説明し、本学の使命・目的及び教育目的が明文化された学則を掲載している。その他、本学ホームページ等にも明記され、どの媒体においても、統一した表現で掲載し、一貫性が保たれている。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-1-2】

1-1-③ 個性・特色の明示

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色として、本学独自の「DiCoRes プログラム」を開発し、カリキュラム編成の中核としていることが挙げられる。「DiCoRes プログラム」は Dialogue(対話)・Collaboration(協同)・Responsibility(責任)を目標とする行動と位置付け、「責任ある対話と協同」を主軸にコミュニケーション・スキルを磨き、社会人として求められる力を身につけるプログラムとなっている。1年生から4年生まで体系的に学びが深まるように教育課程を編成している。

上記に示された本学の個性・特色は、本学の使命・目的及び教育目的である「高潔なる倫理観に立って他を思いやることができる真に豊かな人間性を涵養するとともに、問題の本質を見極められる判断力、変化に対応できる創造力・実践力、さらには多様なコミュニケーション能力を身につけた、地域社会と人類全体に貢献できる人材を育成することを目的とする」を具現化したものである。

したがって、これらが本学の使命・目的及び教育目的に反映されていると判断する。個性・特色も、上記の取組みを大学案内や大学ホームページにおいて明示し、広く社会に対して公表している。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

1-1-④ 変化への対応

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学は、平成 16(2004)年 4 月に現代コミュニケーション学部現代コミュニケーション学科を開学し、平成 19(2007)年 4 月には子どもコミュニケーション学科を開設し、幼稚園教員・保育士養成課程を設置した。平成 21(2009)年 4 月には、現代コミュニケーション学科を改組し、地域共創学科が開設された。さらに、平成 23(2011)年 4 月には、子どもコミュ

ニケーション学科の教員養成を深化させるため、小学校教員養成課程を開設し、平成25(2013)年4月には、特別支援学校教員養成課程を開設した。現在の学部、学科及び専攻は、いずれも本学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、社会のニーズに対応したものになっている。

平成28(2016)年3月31日には学校教育法施行規則が改正され、「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」が公表され、さらに、令和2(2020)年1月22日には「教学マネジメント指針」が公表された。

本学ではこれらの動向を注視しながら教学マネジメントの確立に向けた取組みを検討した。具体的には、平成28(2016)年度に三つのポリシーの見直しを行い、令和3(2021)年度には、三つのポリシーの達成状況、教育効果並びに学修成果に対する測定・評価指標である学修成果の把握に関する方針(アセスメント・ポリシー)を定めた。さらに、令和4(2022)年にアセスメントプランの策定を行い、恒常的な教育の質保証と改善を行っている。

以上のとおり、社会情勢の変化に対応して学科を改組・拡充し、教学マネジメントの確立に向けた取組みを通じて、使命・目的及び教育目的が反映された三つのポリシーに係る本学の取組みの適切性の点検・評価を実施し、見直しを図っている。

エビデンス集(資料編)：【資料1-1-5】【資料1-1-6】

(3)1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、建学の精神や教育理念を踏まえて、大学の使命・目的及び教育目的を定めている。今後も、変化する社会環境、教育環境、そして大学教育への社会的期待、教育的ニーズなどにに基づき、常に自己点検・評価を怠ることなく、教育の質の改善・向上に努め、使命・目的及び教育目的の見直し等を行っていく。

エビデンス集(資料編)

【資料1-1-1】浜松学院大学学則 【資料F-3】と同じ

【資料1-1-2】学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料F-5】と同じ

【資料1-1-3】浜松学院大学大学案内2025 【資料F-2】と同じ

【資料1-1-4】浜松学院大学ホームページ(DiCoResプログラム)

【資料1-1-5】アセスメント・ポリシー

【資料1-1-6】アセスメントプラン検証結果シート(2023年度)

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

□ 使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、学則に明記され、その改正は、浜松学院大学運営会議(以下「運営会議」という。)での審議を経て、学部長が招集する教授会で意見を聴いたうえで学長が決定している。

運営会議は、本学の運営全般にわたる学長の意思決定を補佐するため、学長を議長として、副学長、学部長、各学科長、図書館長、教職センター長、地域共創センター長、事務部長、大学経営企画室長で構成され、意思決定がなされている。

教授会は、学部長を議長とし、教授、准教授、講師、助教で構成されている。教授会には、全専任教員が参画し、「学則に関する事」等規程に定めた事項について、学長が決定を行うにあたり意見を述べている。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的の策定や見直しには、教職員が関与・参画し、教職員の理解と支持が得られている。また、学則の改定は、最終的に理事会において承認されていることから、役員の理解と支持も得られている。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

□ 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

建学の精神については、石碑を配置し、施設の入口や学長室、各教室等に掲示することで、折に触れて学生や教職員はもとより来客者にも視覚的に伝わるよう配慮している。入学式では、学長式辞において、建学の精神等に触れて、新入生やその父母等へ周知している。

毎年、新入生に配布している学生便覧には、建学の精神や教育理念に加えて、本学の使命・目的及び教育目的が定められている学則が掲載されている。教職員に対しては、学生便覧の配布の他、学則をはじめとした諸規程を規程管理システムで閲覧できるようにしている。加えて、新任教職員研修会、教授会後の職員を含めた全体共有会及びそのアーカイブ動画の配信を通じて、建学の精神等を説明し、教職員への浸透を図っている。学外に対しては、大学ホームページや大学案内等により周知している。

以上のとおり、本学の建学の精神、教育理念、使命・目的及び教育目的について、学内外への周知が適切に行われている。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-2-3】～【資料 1-2-9】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

□ 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

令和 6(2024)年 3 月の理事会承認を経て、令和 6(2024)年度からの 5 年間を計画期間とする中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定した。本計画は、学園が目指す将来像を建学の精神から導き出し基本コンセプトを明確化したうえで、本学の使命と役割、社会的ニーズの変遷などに鑑み、中期的視点に立った計画を策定した。なお、策定に当たっては、運営会議・各種委員会で検討され、全学で審議が積み重ねられており、建学の精神及び教育理念に基づく使命・目的及び教育目的が反映されている。

エビデンス集(資料編)：【資料 1-2-10】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

□ 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

平成 28(2016)年度にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを図った。本学の建学の精神、教育理念に基づく使命・目的を反映し、三つのポリシーで、専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」を兼備する人材を育成する実学教育を行うことを明確にしている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

□ 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

本学は、現代コミュニケーション学部地域共創学科と子どもコミュニケーション学科を設置している。地域共創学科には、地域政策専攻、観光専攻、グローバル教養専攻の 3 つの専攻を設置し、地域政策専攻には政策コースと経営コースの 2 コースがある。子どもコミュニケーション学科には、幼児教育・保育専攻、小学校・特別支援教育専攻の 2 つの専攻を設置している。各学科には、使命・目的及び教育目的を達成するための教育課程を編成し、それに適した教員を配置している。

付属機関としては、本学と地域との連携による教育研究活動の推進を目的とした「地域共創センター」、教職課程、保育士養成課程及び教員養成、保育士養成に関わる業務を充実させ、円滑に運営することを目的とした「教職センター」等を設置するなど、教員組織と事務組織の連携のもと、必要な教育研究組織を整備している。

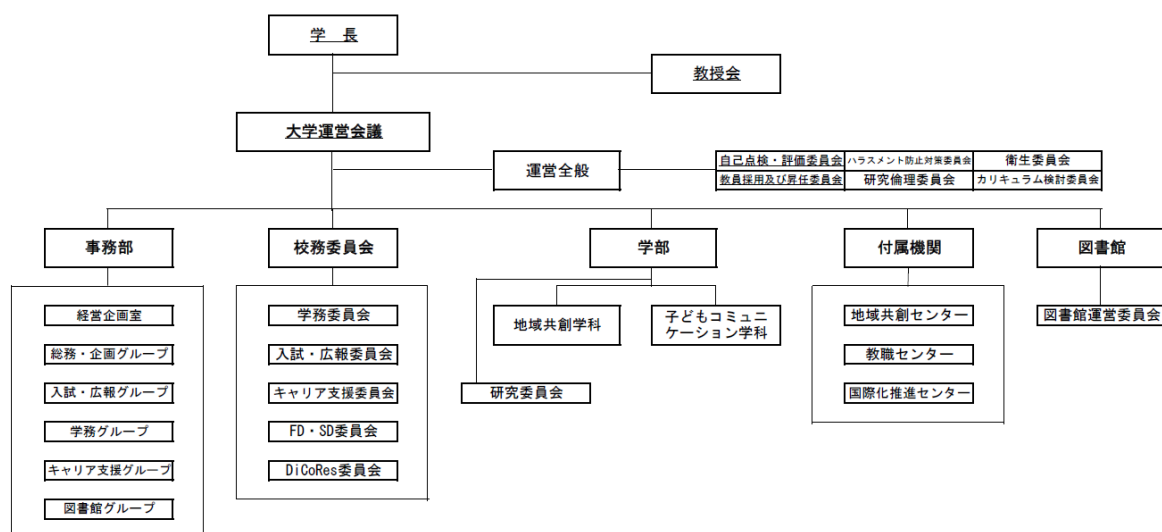


図 1-2-1 浜松学院大学組織図

エビデンス集(資料編)：【資料 1-2-11】

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神や教育理念、使命・目的及び教育目的を反映させた三つのポリシーを時代の変化、教育内容の変化に合わせて常に見直しを行っている。それらを学生、教職員やステークホルダー等に周知させる努力をこれからも継続的に行っていく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 1-2-1】 浜松学院大学教授会規程
- 【資料 1-2-2】 浜松学院大学大学運営会議規程
- 【資料 1-2-3】 建学の精神の掲示
- 【資料 1-2-4】 学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 1-2-5】 規程管理システム
- 【資料 1-2-6】 新任教職員研修会資料一覧
- 【資料 1-2-7】 全体共有会資料及びアーカイブ動画通知
- 【資料 1-2-8】 浜松学院大学ホームページ(大学概要)
- 【資料 1-2-9】 浜松学院大学ホームページ(教育研究活動等の状況)
- 【資料 1-2-10】 中期計画「興誠学園地域共創プラン」
- 【資料 1-2-11】 浜松学院大学運営組織規程

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神や教育理念に基づき、使命・目的及び教育目的を定め、簡潔に文章化し、学則に明記している。そして、本学学生や受験生及び一般社会等に対して、学生便覧や大学案内、大学ホームページ等で学内外に周知するよう努めている。

教育課程と教育研究組織の構成も、社会や教育ニーズの変化に対応できるよう常に見直しを行っている。

こうした周知や変化への対応など一連の施策は教職員の理解のもと、運営会議、教授会等のプロセスを経て、理事会によって決定がなされている。

建学の精神や教育理念に基づき、使命・目的及び教育目的を踏まえて、全学的な三つのポリシーを策定しており、三つのポリシーは、時代の変化や教育内容の変化に合わせて見直しを継続的に行っている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

□ 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では、教育目的を踏まえたうえで、学部、学科のアドミッション・ポリシーを以下のとおり策定している。

表 2-1-1 学部、学科ごとのアドミッション・ポリシー

<p>■現代コミュニケーション学部</p> <p>現代コミュニケーション学部では、建学の精神と教育理念に共鳴する以下の者を受け入れる。</p> <p>①大学での学修に相応しい基礎学力を有し、地域や世界の現状、あるいは保育や教育に関心を持つ者。</p> <p>②地域や社会の課題解決、発展に寄与することに使命を感じる者。</p> <p>③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、創造性豊かで行動力のある者。</p> <p>■地域共創学科</p> <p>①大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、地域社会への貢献に強い関心を持つ者。</p> <p>②グローバル化し、変容する地域社会の諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者。</p> <p>③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、地域社会の変革に取り組み、創造性豊かで行動力のある者。</p> <p>■子どもコミュニケーション学科</p> <p>①大学での学修にふさわしい基礎学力を有し、教育や保育に強い関心をもつ者。</p> <p>②教育・保育の抱える諸課題の解決及び発展に寄与することに使命を感じる者。</p> <p>③コミュニケーション能力の向上に意欲を持ち、教育・保育に関して創造性豊かで行動力のある者。</p>

そして、本学の学びの領域とそれに基づいた受け入れ方針が受験生、父母等、高校教員及び地域社会に明確に伝わるよう「入試要項」に明記し、公開している。また、ホームページや大学案内でも建学の精神とともにアドミッション・ポリシーを掲載したり、YouTubeを用いた動画説明を試みたりすることで本学の理念が広く行き渡るよう取り組んでいる。

さらに、オープンキャンパス、大学見学会、入試説明会、高校訪問、受験情報誌への資

料提供、各種進学相談会への参加等、さまざまな機会を利用して、確実かつ効果的に伝えるよう努めている。

以上のとおり、本学ではアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知し、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れに努めている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-1-1】～【資料 2-1-3】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。
<input type="checkbox"/> 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

1. 入試について

本学は1学部2学科であり、学部全体で学生の質の向上を目標としているため、全学部・全学科で共通の入試問題を使用している。入試問題については、全学から入試作問・校正教員を選出し、アドミッション・ポリシーに則り、大学が自ら問題作成にあたっている。校正や正答の作成・問題印刷業務は、情報漏えい防止に十分注意するとともに、出題ミスがないように入試作問・校正教員及び入試担当職員でチェックを行っている。入試当日の入試問題の持ち帰りは禁止しているが、過去問題集を発行することで、受験生に入試問題を公表する方法をとっている。

また、令和4(2022)年度から「浜松学院大学アドミッション・オフィサーに関する規程」を定め、規程に基づき教員と事務職員をアドミッション・オフィサーに任命し、教職協働のもと全学的に広報活動及び学部全体の入試選抜を実施している。令和6(2024)年度は、教員2名、職員2名をアドミッション・オフィサーに任命している。

学生を受け入れるにあたり、アドミッション・ポリシーに従って、6つの多様な入試種別を設定し、入試種別ごとに願書要件や試験科目等を定め、公正に入学者を選抜している。入試種別は、①一般入試、②大学入学共通テスト利用入試、③推薦入試、④総合型入試、⑤英語資格特別入試、⑥社会人入試等の特別選抜で、各選抜方針は以下のとおりである。

①一般入試

A日程、B日程の2日程で実施している。国語、英語の2教科の筆記試験の成績と口頭試問の成績及び調査書等の願書書類を総合的に評価して合否を判定する。主に基礎学力を備えた者を選抜することを目的としている。試験会場は、本学以外に静岡市に設置し、志願者が受験しやすい環境を整備している。

②大学入学共通テスト利用入試

A日程、B日程、C日程の3日程で実施している。調査書及び大学入学共通テストの国語、外国語(英語のみ)、地理歴史・公民、数学、理科、情報のうち高得点の2教科2科目の成績を合否判定に使用する。全国共通問題を活用することにより、遠方に住む出願者の利便性に配慮するとともに、主に基礎学力を備えた者を選抜することを目的としている。

③推薦入試(学校推薦・指定校推薦・特別強化指定クラブ推薦・全国児童養護施設推薦)

A日程、B日程、C日程の3日程で実施している。高等学校などの学校長より推薦を受けた生徒について、口頭試問の成績、実技試験の成績(特別強化指定クラブ推薦のみ)、志望理由書、調査書等の出願書類を総合的に評価して判定を行う。受験する学科に適した目的意識や人間性と学力及びアドミッション・ポリシーに合致していることを兼ね備えている者を選抜することを目的としている。

令和7(2025)年度入学者からは、多様な背景をもった学生の受け入れに配慮した選抜として、「全国児童養護施設推薦」を追加して実施する。

④総合型入試

A日程、B日程、C日程、D日程、E日程の5日程で実施している。「学ぶ意欲」と「個性」を評価することを目的とした入試種別である。選抜方法は「アドミッションオフィス方式」と、高校時代に取り組んだ諸活動の実績・意欲を評価する「活動実績アピール方式」の2通りの試験方式を導入している。各学科のアドミッション・ポリシーに沿い、出願書類及び口頭試問の成績、活動実績アピール(対象者のみ)を総合的に評価して合否を判定する。口頭試問を通し、特技や意欲、論理的思考力などの個々の人物像を深く掘り下げ、「コミュニケーション能力」、「学ぶ意欲」及び「個性」を備えた者を選抜している。

⑤英語資格特別入試

文部科学省のグローバル人材育成推進事業や様々な企業がグローバル人材を求めている現状及び本学の学部、学科の学修内容を考慮し、平成28(2016)年度より導入された入試種別である。英語4技能を適切に評価するため資格・検定試験を活用し、TOEIC®L&R/S&Wの合計が625以上取得、実用英語技能検定準2級以上に合格、またはGTEC(4技能版)690以上取得を出願資格としている。口頭試問の成績、志望理由書、調査書、英語資格の取得実績等の出願書類を総合的に評価して合否を判定する。

⑥社会人入試・外国人留学生入試・3年次編入学試験・学び直し入試

A日程、B日程の2日程で実施している。多様な背景を持った学生の受け入れとして、社会人、留学生などを対象に実施している。令和6(2024)年度入学者までは、社会人・3年次編入学試験において、職業生活や社会生活で多くのキャリアを積んできたシニア層に向けて、新たな知的好奇心や学修活動ニーズに応えるブラッシュアップの機会として「浜松学院大学学び直しプログラム」を設けていた。令和7(2025)年度入学者からは、このプログラムの見直しを図り、多様な背景をもった学生の受け入れに配慮した選抜の一つとして独立をさせて実施する。概ね30歳以上で、旺盛な向学心もしくは明確な目的意識を有する人を対象に、授業料等の学納金の優遇や、長期履修制度を導入し1年間の履修単位数を軽減することにより、就労や社会的活動との両立を助ける措置を取る。合否判定は、小論文や口頭試問、志望理由書をもとに行う。

2. アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の検証について

アセスメントプランに基づく学修成果の点検・評価として、入試・広報委員会ではアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の妥当性についての検証を行っている。

アドミッション・ポリシーが本学の教育理念や地域社会、教育、保育の発展に貢献できる人材の育成に基づいた内容になっているか、併せてアドミッション・ポリシーに即した

選抜になっているか等について検証をした。その結果、アドミッション・ポリシー、入学
者選抜の内容ともに妥当であることを確認した。

3. 入学前教育

受入れ体制の整備充実を図るため、入学前教育を実施している。推薦入試や総合型入試
等で年内に合格した受験生を対象に、基礎学力強化のための e ラーニング「HGU ラーニン
グ」を課している。「HGU ラーニング」は 5 教科(国語・数学・英語・理科・社会)で構成さ
れており、スマートフォンやタブレットでも学習することができるため、基礎的な内容を
効率よく学び直すことが可能である。「HGU ラーニング」は入試種別を問わず入学後は在学
生全員が利用することができるため、継続的に基礎学力の向上に取り組むことができる。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-1-2】【資料 2-1-4】～【資料 2-1-8】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

□ 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確 保しているか。

大学全体の収容定員及び入学定員は、大学の規模や施設設備の状況からみても適正であ
ると考えているが、定員充足率が 80%を下回る状況が続いたことから、学生確保が喫緊の
課題となっている。そこで、入学定員の見直しを図り、令和 5(2023)年度入学生から地域
共創学科は 60 人から 70 人へ、子どもコミュニケーション学科は 100 人から 70 人に変更
をした。

地域共創学科は、年々、定員充足率が下がり、平成 27(2015)年度入学試験では定員充足
率が 30%を下回った。その背景として、産業構造の変化や地域ニーズと学科内の専攻にず
れが生じていることが考えられたため、地域政策・観光ツーリズム・グローバルコミュニ
ケーション(現 地域政策・観光・グローバル教養)を学修する 3 専攻を新設した。平成
28(2016)年度入学生から、専攻新設の効果や学生の資質向上のため入学定員を 80 人から
60 人に減員したことにより、定員充足率は増加に転じ、令和 2(2020)年度入学生は 115%、
令和 3(2021)年度入学生は 97%、令和 4(2022)年度入学生は 88%となった。その後、定員
を 70 名に増員した令和 5(2023)年度入学生の定員充足率は 86%であったが、令和 6(2024)
年度は 56%へと減少した。

子どもコミュニケーション学科は、平成 25(2013)年度から静岡県西部地域で唯一、学内
で特別支援学校教諭一種免許状が取得できる大学となり、学科の認知度が向上したこと、
地域のニーズが高まっていること等により、平成 28(2016)年度入学試験より入学定員数を
80 人から 100 人に増員し、地域のニーズに即した学生の受入れを目指した。しかしながら、
入学定員を増加したにもかかわらず、志願者は漸減し、年々、定員充足率が下がっており、
令和 3(2021)年度入学生は 47%、令和 4(2022)年度入学生では 57%となった。令和 5(2023)
年度の定員の見直しにより、令和 5(2023)年度、令和 6(2024)年度ともに 69%へと上昇し
た。

表 2-1-2 入学者数の推移

単位：人

学科		2020	2021	2022	2023	2024
地域共創学 科	定員	60	60	60	70	70
	入学者数	69	58	53	60	39
	割合	115%	97%	88%	86%	56%
子どもコミ ュニケーシ ョン学科	定員	100	100	100	70	70
	入学者数	67	47	57	48	48
	割合	67%	47%	57%	69%	69%
合計	定員	160	160	160	140	140
	入学者数	136	105	110	108	87
	割合	85%	66%	69%	77%	62%

表 2-1-3 在学生数の推移

単位：人

学科		2020	2021	2022	2023	2024
地域共創学 科	収容定員	240	240	240	250	260
	在学生数	206	239	248	236	204
	割合	86%	100%	103%	94%	78%
子どもコミ ュニケーシ ョン学科	収容定員	400	400	400	370	340
	在学生数	257	233	228	210	191
	割合	64%	58%	57%	57%	56%
合計	収容定員	640	640	640	620	600
	在学生数	463	472	476	446	395
	割合	72%	74%	74%	72%	66%

本学が入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持のため実施している取組みは、以下のとおりである。

1. オープンキャンパス、個別相談会(特定日・随時)及び入試対策講座

例年、オープンキャンパスを年6回実施している。但し、コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2(2020)年度は4回、令和3(2021)年度は5回と実施回数や参加者の学年を調整した。令和4(2022)年度以降は参加者の調整をすることなく6回実施した。

高校生や保護者に対し、より本学の魅力を伝えることを目的にプログラムについては毎年工夫を重ねている。とりわけ需要の高い学科説明では、学科の特長、就職率、学生支援制度など来場者の関心が高い情報を盛り込んだ。また、実際に大学の授業の雰囲気や味わえる模擬授業については毎回異なるテーマで実施し、本学の学びを身近に体験できるプログラムの実施に取り組んでいる。その他にも在学生によるキャンパスツアーや個別相談も行っている。

また、オープンキャンパス参加者には毎回アンケートを実施し、集計結果を教職員間で共有したうえで、改善点がある場合は可能な限り次回までに改めることを心がけている。

本学のオープンキャンパスの参加者については、延べ人数で令和元(2019)年度まで年間約430～630人程度で推移していた。しかし、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策として事前予約制に切り替えたことや開催数、参加者数を絞ったことから、オープンキャンパスへの参加者は令和2(2020)年度に287人となった。制限を撤廃した令和4(2022)年度以降は、550人程度の来場者があり、コロナ禍以前の数値を取り戻しつつある。

オープンキャンパスに参加できない人、個別に相談したい人を対象として、個別相談会を開催している。令和6(2024)年度は3回開催する予定である。さらに、相談会に参加できない人については、随時、大学見学・個別相談を受け付けている。

その他には、意欲的に学習を進められるよう一般入試(給費生チャレンジ)の対策と傾向を紹介する入試対策講座を実施している。

2. 高校内ガイダンス及び進学相談会

本学のアドミッション・ポリシー、学びの特色、入学試験の概要等を周知するために、高校側からの高校内ガイダンス(出張講義・大学説明)の要望に応じて、本学講師を派遣し講義を行ったり、進学相談会に参加をしたりと、広報活動に努めている。高校内ガイダンスや進学相談会には、令和5(2023)年度は131回参加し、参加者数は1,425人であった。

3. 大学見学会

業者を通して、あるいは高校から直接の依頼により、大学見学会を開催している。高校生等を対象に、学部、学科の紹介や施設見学を行うことで、本学への理解を深めてもらう機会になっている。令和5(2023)年度は、7校から171人の参加者を受け入れ、大学の広報に努めている。

4. SNSを利用した学修活動、学生生活の発信

YouTubeやInstagram等のSNSを利用し、アドミッション・ポリシーや模擬授業、学生活動を広く発信し、高校生の認知を高める取組みをしている。

Instagramのフォロワーは令和6(2024)年5月時点で1,000人を超えた。YouTubeのコンテンツでは、「浜松学院大学建学の精神・教育理念・アドミッション・ポリシー」が令和4(2022)年度150回以上、令和5(2023)年度現在で累計200回以上再生された。令和7(2025)年度からの学部、学科名称変更に伴い、令和6(2024)年度にアドミッション・ポリシー等を周知する新たなコンテンツを作成、公開予定である。また、バスケットボール部のように注目度が高いコンテンツにおいては累計1,500回以上の視聴数となっている。

表 2-1-4 学部、学科名称の変更

	変更前	変更後
学部名	現代コミュニケーション学部	地域共創学部
学科名	地域共創学科	地域経営学科
	子どもコミュニケーション学科	地域子ども教育学科

エビデンス集(資料編)：【資料 2-1-9】～【資料 2-1-13】

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

大学教育を適切に実施していくために、アドミッション・ポリシーの周知及びアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを今後も継続していく。アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜の妥当性については、GPA (Grade Point Average) や退学率、ジェネリックスキル育成プログラムである PROG (㈱リアセック) のデータ等を用い、入試種別における差異や傾向を検証していく。

入学定員の充足については、新たな入試種別を設置したり、他大学との連携により中学校・高等学校教員免許の取得を可能にしたりすることで、今後も地域に貢献する人材の育成、輩出に力を注ぐとともに、その教育成果についての広報に注力する。また、本学の教育・研究内容がより認知しやすい学部、学科名称へと変更をし、定員の充足を図る。

その他、入学定員の充足を図るには、総合学園としての魅力を向上させることが重要であるため、具体的な計画として、新中期計画である「興誠学園地域共創プラン」を作成した。中期計画「興誠学園地域共創プラン」は令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの 5 年間の経営方針を明示する「経営改善計画」としての役割も持っている。

本学では、教育内容の向上として、①スマート教育スペシャリストの育成、②地域教員希望枠制度の活用、③キャリア教育の充実、④地域に出向くアクティブ・ラーニング型学修の推進、⑤部活動の充実、就職力強化として、⑥製造業を中心とした地域企業への就職支援を 5 年間の重点取組とし、入学定員充足率 100%達成及び経常経費削減(前年比 2%削減、5 年後 90%)を成果指標としている。

この中期計画「興誠学園地域共創プラン」に基づき、令和 6(2024)年度の個別具体的な事業計画を作成し、学長による全教職員への周知・理解のもと、現在進行形で取り組んでいるところである。これらの取組みを通じて広報活動が強化され、入学志願者の増加に結び付くことで、選抜機能が実質的に機能し、アドミッション・ポリシーに基づく入学者受入れが図られることを目標として、全教職員が一丸となって活動する。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-1-1】 浜松学院大学大学案内 2025 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 2-1-2】 2025 入試要項 【資料 F-4】 と同じ
- 【資料 2-1-3】 浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー) 【資料 F-13】 と同じ
- 【資料 2-1-4】 令和 7 年度入試問題出題委員委嘱状
- 【資料 2-1-5】 浜松学院大学アドミッション・オフィサーに関する規程
- 【資料 2-1-6】 令和 6 年度アドミッション・オフィサー委嘱状
- 【資料 2-1-7】 入学者選抜の妥当性についての検証結果
- 【資料 2-1-8】 入学前教育配布資料「HGU ラーニング」
- 【資料 2-1-9】 オープンキャンパス参加者数
- 【資料 2-1-10】 オープンキャンパス等参加者数の経年比較
- 【資料 2-1-11】 高校内ガイダンス等参加一覧
- 【資料 2-1-12】 大学見学会受け入れ数の経年比較

【資料 2-1-13】 YouTube・SNS 画面

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

1. 教職協働体制

本学における学生支援については、「浜松学院大学学生規程」に定めている。

学修支援体制については、教務担当職員と学生担当職員で構成される学務グループと、教員及び学務グループの事務職員で構成される学務委員会を設置している。学生の学修支援に関することは、学務委員会で協議をし、必要に応じて、学科会議、運営会議、教授会等にも諮るなどして、全学的な支援体制のもとで実施している。

2. アドバイザー制度の導入による日常的な支援体制

年々充実する教育課程の一方で、把握しなければならない情報量の増加、時間的な制約など、多くの課題に悩む学生が増加している。このため、アドバイザー制度を導入し、ゼミナール担当教員がアドバイザーとなり、個々の学生に対して必要に応じて、個別相談、個別指導を行っている。また、学務グループでは、教務担当職員と学生担当職員が連携して日常的に個別相談や履修指導、多様な手続き等への支援を行っている。さらに、教員免許状の取得を希望する学生に対しては、教員と学務グループの教務担当職員で構成する教職センターが、教職を目指す過程における悩みや単位取得、実習等についての相談窓口となり、適切に支援を行っている。

3. 全学生へ学生便覧を配布

学修支援や生活支援等を解説する学生便覧を作成して、全ての学生に対して入学時に配布している。

4. 履修指導及び支援

1) 新入生へのオリエンテーション及び学期ごとのオリエンテーション

新入生のみでなく学期ごとに各学年の学生に対して、学務グループが中心となり、オリエンテーションを実施している。個別の履修指導においては、教職員が協働で実施している。

2)ゼミナール担当教員との協働

学生は1年次から4年次までゼミナールに所属しており、事務組織である学務グループの職員だけでなく、学生のアドバイザーに任命されたゼミナール担当教員が履修上の指導も行っている。

3)免許取得要件に関する修得単位確認表の配布

本学では、各自が取得予定の免許・資格ごとの要件に関する単位の修得状況を確認できるよう、「教職履修カルテ」を配布しており、入学から卒業までの全体の履修状況の把握並びに要件不足の防止に配慮している。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-2-1】～【資料 2-2-7】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

□ 教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

教員の教育活動を支援するために、令和4(2022)年度より、「浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程」を制定・施行し、演習や実践等の科目において授業補助者が必要な場合、SA(Student Assistant)等の授業補助者を採用することが可能となった。

令和5(2023)年度は、基本教育科目の「プログラミング」や、子どもコミュニケーション学科の教職課程の「ICT活用の理論と方法」の授業でSAを活用した。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-2-8】

□ オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度を全学的に実施しており、全教員が、週に一回、学生の昼休み時間にあたる50分に加え、1授業時間分として90分のオフィスアワーを設けている。教員はあらかじめ学生に周知したその時間帯に必ず研究室に在室し、指導に当たる体制が整えられている。授業に関すること、学生生活に関することなど様々なことについて対応している。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-2-5】【資料 2-2-9】

□ 障がいのある学生への配慮を行っているか。

学生の健康管理のために健康管理センターを設置し、専門的な支援体制を整備している。また、非常勤相談員(カウンセラー)を配置し学生の心身に係る相談を受ける体制を整備している。

障がいのある学生に対しては、「浜松学院大学合理的配慮に関する内規」に基づき、学生からの配慮申請に対し、学部長、学科長、学務委員会、健康管理センター、非常勤相談員(カウンセラー)等で構成される合理的配慮検討会議において合理的配慮の内容を決定し、実施している。令和5(2023)年度からは、入学手続きの書類とともに「大学における障害

のある学生への支援・配慮について」を配布し、入学手続き時に合理的配慮の要望をくみ上げることで、入学前に面談及び会議を実施し、入学後に円滑に合理的配慮を提供できるようにしている。また、障がいのある学生への自立(就職等)に関する支援については、健康管理センター及び非常勤相談員(カウンセラー)が、キャリア支援グループと連携して実施しており、当該学生の就職に繋げている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-2-10】～【資料 2-2-13】

□ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

本学では、修学困難な学生に対する学修支援として、以下の取組みを行っている。

1. 中途退学者、休学者の対応

中途退学者、休学者の防止、予防について、次の対応策を行っている。

- ①ゼミナール担当教員をアドバイザーとして学長が任命し、個々の学生に対して必要に応じて、個別相談、個別指導を行っている。
- ②成績評価に GPA を活用し、GPA が 2 期連続で 1.0 未満の学生に対して、父母等(保証人)同席のうえで、学部長嚴重注意を行っている。また、1 期のみ 1.0 未満となった学生には学科長が指導を行っている。成績不振の原因を明らかにして指導することによって学生の学修支援につなげている。
- ③授業について 3 回及び 5 回休んだ学生に対して、学務グループの職員がポータルサイト及びメールで、注意喚起し出席を促す指導を行っている。5 回欠席した学生には、アドバイザーが電話・メール等で連絡をとり、必要に応じて面談を行い、状況を把握し、指導を行っている。令和 5(2023)年度から「欠席学生対応報告フォーム」を導入し、アドバイザーが指導内容や学生の状況について、学務グループと共有している。
- ④アドバイザー等が指導を行ううえで心身に問題を抱えていることが判明した学生については、必要に応じて健康管理センターや非常勤相談員(カウンセラー)と連携して対応を行っている。
- ⑤休学希望者及び退学希望者に対しては、アドバイザー及び学科長、学務グループ長による面談を実施している。

2. 父母等との連携

学期ごとに父母等(保証人)に対して成績通知書を送付しており、学生の修学状況や成績等について情報共有することにより、協力して具体的な学修支援ができる体制をとっている。

3. 本学独自の奨学金

本学で利用できる奨学金について案内するとともに、学務グループにおいて様々な奨学金制度の個別相談に応じている。

4. 留学生への学修支援

令和 4(2022)年度より、留学生支援チューター制度を実施している。学生がチューターとなり、支援対象となる留学生とともに授業に出席し、「支援対象学生への助言」や「講義内容のノート作成支援」、「休講連絡等、受講に関連した通知内容の確認・伝達」といった授業に関連するフォローを中心とした学修支援を実施している。

5. 学生への授業及び学修支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組み

授業評価アンケートを前期・後期の授業終了前に年 2 回実施している(但し、履修者が 5 人以下の科目、ゼミナール等を除く)。担当教員に各授業アンケート結果をフィードバックし、直接的に授業改善に役立てるようにしている。

また、卒業時に「卒業時満足度・成長実感・就職活動アンケート」を実施し、修学支援の向上に役立てている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-2-14】～【資料 2-2-21】

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、小規模大学ならではの教職協働による支援体制を整備し、きめ細かな学修支援を実施し、教育成果を上げてきた。SA の活用、オフィスアワー制度の実施、障がいのある学生への配慮、退学者等の対応策、留学生への支援など、学修支援の充実を図っている。今後も上記の支援を継続するとともに、学生からくみ上げた意見等に基づき、学修支援のあり方について検証及び検討していく。

退学者、休学者の増加につながらないように、令和 5(2023)年度から、授業の欠席が多い学生への指導や面談の記録をアドバイザーから学務グループへフィードバックする仕組みとして、「欠席学生対応報告フォーム」を導入している。教職員で情報を共有することにより、早期の段階で退学者、休学者の予防に取り組んでいる。しかしながら、父母等保証人に対しては、年 2 回の成績等に関する情報共有に限られており、学生の欠席状況等については特別に電話連絡をしない限り共有されていない。「大学短大業務統合ソリューションパッケージ」として、日本システム技術株式会社「GAKUEN」の導入を決定し、令和 7(2025)年度より、本格的に稼働する予定である。令和 7(2025)年度からは、新システムを活用して父母等保証人との連携を強化していく。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-2-1】浜松学院大学学生規程

【資料 2-2-2】浜松学院大学学務委員会規程

【資料 2-2-3】浜松学院大学アドバイザーに関する規程

【資料 2-2-4】浜松学院大学教職センター規程

【資料 2-2-5】学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料 F-5】と同じ

【資料 2-2-6】2024 年度オリエンテーション日程表

【資料 2-2-7】教職履修カルテチェック表

【資料 2-2-8】浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程

- 【資料 2-2-9】 2024 年度前期オフィスアワー一覧
- 【資料 2-2-10】 浜松学院大学学生相談に関する内規
- 【資料 2-2-11】 浜松学院大学合理的配慮に関する内規
- 【資料 2-2-12】 別表浜松学院大学合理的配慮の手順
- 【資料 2-2-13】 大学における障害のある学生への支援・配慮について
- 【資料 2-2-14】 浜松学院大学履修に関する規程
- 【資料 2-2-15】 2024 年度欠席学生対応報告フォーム
- 【資料 2-2-16】 浜松学院大学奨学金規程
- 【資料 2-2-17】 留学生支援チューター募集チラシ
- 【資料 2-2-18】 留学生支援チューター制度の実施要領
- 【資料 2-2-19】 浜松学院大学 FD・SD 委員会規程
- 【資料 2-2-20】 令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼
- 【資料 2-2-21】 卒業時満足度・成長実感・就職活動アンケート

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
<input type="checkbox"/> インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。
<input type="checkbox"/> 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

1. 組織と支援体制

事務組織であるキャリア支援グループと、教職員で構成されるキャリア支援委員会が中心となり、就職支援体制の検討や、就職支援に関するさまざまな取組みの実践にあたっている。キャリア支援委員会は、毎月定例の会議を開き、就職支援のあり方について検討を行うとともに、必要に応じて教職センターや学務委員会等と連携し、就職支援の充実を図っている。また、キャリア支援グループによる個人面談を、学科毎に担当者を決め、3 年次の 7 月、10 月に実施している。以後はニーズに応じた継続面談により相談や助言を行っている。

2. 教育課程内でのキャリア支援

1) 地域共創学科のキャリア関連科目

学科の専攻での学びを活かせる企業で、啓発的活動としてのインターンシップ体験が長期にわたりできるようキャリア科目を設定している。そして、自己理解、職業理解を深め、キャリアプランを明確化し、自らキャリアをデザインしていけるよう、目標に向けての就職活動支援を行うことで学生は実践力を身につけている。

ア)「長期企業内留学指導」(2年次)、「長期企業内留学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」(3年次)

地域人材育成を目的とした産学官連携の実践的教育プログラムを単位化している。2年次に就職活動につながる職業理解やビジネスマナー・スキル等の事前指導を行う「長期企業内留学指導」を、3年次に「長期企業内留学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」として、学生のキャリア意識や職業人意識を実践的に形成していくために3ヶ月間、企業や施設で就業体験を行っている。就業体験の事前、事後で本学独自の「社会人基礎力評価シート」による自己評価で自身の成長度を確認させ、社会的自立への一步を踏み出せる支援をしている。さらに、就業体験後の事後指導でレポート提出及び長期企業内留学報告会でのプレゼンテーションを実施し、他者評価をもらうことで自身の成長につなげている。地元の企業や団体から積極的な協力を得ており、長期企業内留学を経験した学生は、自身の成長を実感し将来のキャリア形成の一助となっている。

イ)「キャリアプラン」(2年次)、「キャリアデザイン」(3年次)

2年次に将来のキャリアを具体的に考える授業科目の「キャリアプラン」を、また、3年次にはキャリア実践科目の「キャリアデザイン」で、自己理解、職業理解、OB・OG講話、先輩内定者の活動報告、筆記試験対策、マナー講座等で、知識・スキルを身につけている。

令和5(2023)年度は、厚生労働省静岡労働局「出張大学生セミナー」と連携し、「キャリアプラン」で、社会人基礎力(マナー講座)及び職業理解(地元静岡の産業の情報収集)を実施した。

2)子どもコミュニケーション学科のキャリア関連科目

保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭を養成するという学科の特性上、必要に応じてさまざまな実習科目を開設している。また、資格取得のために必修となっている実習科目に留まらず、学生が自主的に自らの資質を向上させるため、現場で実際の業務に取り組むことを通して、学生は高度な実践力を身につけている。

ア)「コミュニケーション演習Ⅰ」(1年次)

前期は、保育所・こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校での観察体験を実施し、それぞれの現場に関して理解を深め、また自身の将来像について主体的に考えている。後期は、文献講読やレポート執筆、それをもとにしたプレゼンテーションを行い、基本的なアカデミックスキルを習得している。

イ)「子どもコミュニケーション」(1年次)

保育所・こども園・幼稚園・小学校・特別支援学校についての基礎的な理解を深め、教育者・保育者を目指す者としての自覚を高めることを目的とし、本授業を通じて、自分の将来を展望するための基礎的な知識と、社会人としてのマナーや態度を習得している。

ウ)「子どもボランティア入門」(1年次)、「子どもボランティア実習」(2年次)

将来、保育者・教育者を目指すにあたって、積極的に子どもと関わるボランティアを推奨している。この科目はボランティアのための事前事後指導であり、子どもと関わるために理解しておくべき基本的な知識や技術の習得、子どもと関わる現場についての理解、社

会人としてのマナーを習得している。そして、学生が主体的に子どもと関わることを中心とした実践を通して、子どものことを常に考え行動できるようなスキルアップを図っている。また、ボランティア先の保育士や教職員と連携を図りながら、より適切な支援ができるようにコミュニケーション能力を高めている。

エ)「学校インターンシップ入門」(1年次)、「学校インターンシップ」(2年次)

子どもと関わるために必要な最低限の知識、マナー、技術等を身につけ、学校の日常的な教育活動・課外活動などを幅広く実地体験し、学校の役割、教師の仕事等について理解を深め、そのうえで自己の適性を把握し自らのキャリア形成に生かしている。

オ)「キャリアデザインⅠ」(3年次)、「キャリアデザインⅡ」(3年次)

専攻別(初等専攻・幼保専攻)の「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」では、自己理解及び専門職の職業理解、フィールドワークから面接対策まで幅広い知識・スキルを身につけている。

3. 教育課程外での取組み

1) キャリア支援グループの取組み

ア) 前期・後期オリエンテーション時の就職ガイダンス

イ) 3年次全学生を対象にした面談と面談記録のデータ化

3年次からはキャリア面談を定期的に全員に実施し、就職活動の進捗状況を把握、実践的なサポートを行い、活動の活性化を図っている。この面談経緯をデータとして蓄積し、キャリア支援グループで情報共有し、支援に役立てている。

ウ) 個別支援(エントリーシート添削、面接トレーニング等)

エ) 筆記試験対策

筆記試験対策として、1年次からWeb学習できる「HGUラーニング」の取組みを推進している。また、2・3年生の希望者対象に、SPI3等試験対策のための「就職試験対策講座」を開講し、社会人としての一般常識・基礎知識を身につけさせている。さらに、令和5(2023)年度より「公務員試験対策スタートアップ講座」を開講し、低学年より公務員を目指す学生の学習機会を創出している。この講座は対面講義とWeb講義とで学習ができ、知識定着度を測る模擬試験も実施している。

オ) ボランティアの情報提供(メール・掲示)

カ) その他、学外資源との連携による就職支援(新卒応援ハローワーク、しずおかJOBステーション、静岡県学生就職連絡協議会、静岡労働局、浜松商工会議所、浜松市等)

キ) 卒業事前ガイダンスでの社会人マナー講座

ク) 求人票、過年度就活生の試験報告書の提供、問題集等の貸出

各種参考図書、就職試験問題集、ビジネスマナーや文書作成等の参考書、職業観や勤労観養成の参考図書、資格取得問題集等を配架し、貸出しも行っている。さらに、過年度就活生の「試験報告書」を自由閲覧できるようにしており、実際の試験内容から受験対策が行えるよう支援している。

ケ) 地域共創学科学生への支援

低学年からのキャリア支援の必要性の観点から、1年次後期に2回の「キャリアセミナー」を実施し、基礎学力向上のための目標設定、自己理解、職業理解を深める支援を行っている。

さらに、3年次後期の10月と1月には就活スタート講義と企業紹介を兼ねた「キャリアガイダンス」を開催し、就職活動がスムーズに進められる支援を行っている。

コ) 子どもコミュニケーション学科学生への支援

開学時から本学完全オリジナルの「就職のてびき」を作成し、時流に合わせたアップデートを重ねながら、専門性の高い職業への就職活動のバイブルとして3年生全員に配布し、応募書類の作成から内定礼状の書き方まで網羅した内容で支援をしている。

また、教職センターと連携して、教員を目指す学生を対象に、「教員採用試験対策模擬試験」を年3回開催するとともに、「教員採用試験対策講座(教職教養20コマ、小学校全科20コマ、特別支援教育10コマ)」をオンデマンド配信し試験対策のサポートを行っている。令和4(2022)年度より、卒業生の受講も受け付けを開始し、卒後支援の充実も図っている。

2) 教職センターの取組み

教職センターは、教職課程・保育士養成課程を履修する学生に向け、教職の専門家や、学校現場での教職歴のある教員らが免許や資格の取得、各種採用試験対策を支援している。加えて、地域と連携した本学独自の教育ネットワークを活かした学修支援を行っている。

具体的には、低学年から小学校教諭及び特別支援学校教諭を目指す学生の学び合う場を提供し、自学自習による自立した学生の支援のため「HGU教師塾」を設置している。また、保育所・こども園・幼稚園等での保育職を目指す学生を対象に、園長の講話や面接指導、絵本の読み聞かせなどの実践対策を行う「ハマガク幼保の会」を設置して支援している。

こうした取組みにより、令和5(2023)年度の小学校教諭及び特別支援学校教諭の教員採用試験は現役で12人が合格している。また、保育職を希望する学生は100%の就職率を収めている。

表 2-3-1 本学順位 (「大学通信」大学ランキング 2022、2023 より)

	全国順位		地域内順位		県内順位	
	2022	2023	2022	2023	2022	2023
保育士実就職率	10	63	3	11	1	3
幼稚園教諭実就職率	41	33	5	7	1	2
保育教諭実就職率	18	8	6	3	1	1
小学校教諭実就職率	30	62	4	8	1	1

4. 大学全体としての取組み

1) 在学生支援

ア) 就職・資格取得に関するアンケート

学生の就職意識及び資格取得支援をさらに充実させるため、学生及び教職員に「就職・資格取得に関するアンケート」を実施している。

イ) 資格取得支援

社会で役立つ資格の取得支援を充実させ、自己価値を高められるよう、知識・スキル向上の機会を創出し支援している。

【資格取得支援制度の5つのポイント】

① 資格取得支援の授業科目を開講

令和5(2023)年度には3科目を、令和6(2024)年度には、さらに3科目を追加して全10科目を開講している。

② おすすめ資格取得ガイド

大学が取得を勧める資格に関する情報(資格を生かせる仕事、試験日程や試験内容、学内外での支援状況、お勧めテキスト、先輩資格取得者の体験記等)をまとめたオリジナル冊子を作成し配布している。

③ 資格取得・公務員試験合格奨励金の給付

日商簿記検定1~3級、FP2・3級など対象資格、試験に合格するとレベルに応じて5千円から10万円の奨励金を給付している。

④ 参考書・問題集の貸出

⑤ 教職員によるバックアップ体制

ウ) 企業訪問・開拓及び情報の収集・活用

2) 卒業生支援

ア) 卒業後支援アンケート及び卒業生の学修成果に関するアンケート

卒業生が在学中に身に付けた資質・能力等について、卒業後の就業状況から、教育の成果や効果について検証している。

イ) ホームカミングデー

令和5(2023)年度は、前年に引き続きキャリア支援室を開放して自由交流の場の設置、大学公開講座と連携した特別講座開講、同窓会と連携して記念品の多機能ボールペンの進呈等により、卒業生との交流を図り卒業生支援に努めている。

ウ) 大学ホームページで卒業生のキャリア相談・求職登録を受付

卒業後のキャリア支援窓口として、大学ホームページを活用し門戸を開いている。

エ) 教員採用試験対策講座の受講受付

5. 進路決定状況(就職実績)

4年連続で就職率100%を収め、地域共創学科、子どもコミュニケーション学科ともに就職希望者全員が就職を果たしている。特に、令和5(2023)年度小学校・特別支援学校正規教諭は21人中12人が合格し、静岡県内平均合格率の39.9%を大きく上回る57.1%の合格率を収めた。

表 2-3-2 過去 5 年間の進路決定状況

単位：人

年度	地域共創学科				子どもコミュニケーション学科				学部全体			
	卒業生数	就職希望者数	就職者数	内定率	卒業生数	就職希望者数	就職者数	内定率	卒業生数	就職希望者数	就職者数	内定率
2023	62	57	57	100.0%	64	61	61	100.0%	126	118	118	100.0%
2022	69	61	61	100.0%	56	51	51	100.0%	125	112	112	100.0%
2021	36	34	34	100.0%	57	56	56	100.0%	93	90	90	100.0%
2020	23	21	21	100.0%	66	63	63	100.0%	89	84	84	100.0%
2019	22	20	19	95.0%	84	76	76	100.0%	106	96	95	99.0%

エビデンス集(資料編)：【資料 2-3-1】～【資料 2-3-23】

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

両学科ともに高い就職率を維持していることから、教育課程内外におけるキャリア支援が着実な成果を上げており、支援体制は概ね整備されていると判断する。

今後は、学生の自律的なキャリアプランニングを可能とするため、低学年のキャリア教育に力を入れ、令和 6(2024)年度より、1年次の「アカデミックスキルⅠ、Ⅱ」においてスキルを身に着けるだけでなく、学生自身のキャリア目標を視野に学習意欲の向上や、大学生活の充実を図る内容となるよう科目との連携を図っていく。

地域共創学科においては、低学年からのキャリア教育充実のため、2年次前期から3年次後期まで一貫したキャリア科目の新設を令和 6(2024)年度入学生より開講し、自己理解や職業理解の機会を増やし、自己アピールをアウトプットできるようになったり、多岐にわたる業種・企業の理解が深まるようニーズに対応した学内企業セミナーを行ったりしてキャリア支援を充実していく。

子どもコミュニケーション学科においては、学修過程や実習等を経て、一般企業の就職へ希望変更する学生が少なからず存在する。早い段階でこれらの学生を把握し、個人面談等を行い対応する。入学時に思い描いた教員免許、保育士資格等を取得し、資格を活かした保育所、こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校など希望に合った先に就職できるよう、より一層の支援の充実を図る。そのために、令和 6(2024)年度より、1年次、2年次に「保育教育対策講座Ⅰ・Ⅱ」を新たに開講し、低学年からより具体的に教員・保育士への進路を意識づけるとともに、教員採用試験への準備を進めていく。また、教職の現役正規合格者数は年々増加しているが、臨時採用教員として就業する者も一定数いるため、教職センターと連携し、現役合格者を増やすために模擬試験や教員採用試験対策講座の受講者の増加を図る。さらに、卒業後も在學生と一緒に対策講座等の受講ができるよう体制を充実させ、次の採用試験へのチャレンジに向けて支援を行う。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-3-1】 浜松学院大学キャリア支援委員会規程
- 【資料 2-3-2】 令和 5 年度就活スケジュールとキャリア支援時期
- 【資料 2-3-3】 キャリア支援関連科目の履修者数
- 【資料 2-3-4】 長期企業内留学ガイドブック
- 【資料 2-3-5】 長期企業内留学先業種別リスト
- 【資料 2-3-6】 2024 年度オリエンテーション日程表 【資料 2-2-6】 と同じ
- 【資料 2-3-7】 就職試験対策講座案内
- 【資料 2-3-8】 公務員試験対策スタートアップ講座案内
- 【資料 2-3-9】 就職試験対策講座等出席率推移
- 【資料 2-3-10】 令和 5 年度キャリア支援室使用状況記録
- 【資料 2-3-11】 子どもコミュニケーション学科「就職の手引き」目次
- 【資料 2-3-12】 浜松学院大学教職センター規程
- 【資料 2-3-13】 令和 5 年度就職・資格取得に関するアンケートの実施について
- 【資料 2-3-14】 令和 6 年度資格取得・公務員試験合格奨励金の申請要項
- 【資料 2-3-15】 令和 6 年度版おすすめ資格取得ガイド
- 【資料 2-3-16】 令和 5 年度奨励金給付実績と令和 6 年度の運用について
- 【資料 2-3-17】 令和 5 年度卒業生支援アンケートの実施について
- 【資料 2-3-18】 就職詳細データ(過去 5 年間分)
- 【資料 2-3-19】 卒業事前ガイダンス資料
- 【資料 2-3-20】 ホームカミンググデイ案内
- 【資料 2-3-21】 HGU 教師塾、ハマガク幼保の会について
- 【資料 2-3-22】 教員採用試験対策講座案内・模擬試験案内
- 【資料 2-3-23】 浜松学院大学ホームページ(卒業生への就職支援)

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、学生サービス、厚生補導等のための組織として、事務組織の学務グループと、教職協働の観点から、教員及び学務グループの事務職員で構成される学務委員会を設置している。その業務は、学生生活全般にわたる支援活動や現状分析のほか、奨学金に関する業務、学友会及びクラブ・サークル等の課外活動への指導助言など行っている。教員間、組織間での連携や対応が必要な場合は、個人情報保護の範囲内において、学科会議等で情報を共有し、組織的に学生生活の安定のための支援を図っている。

また、近年多様化しているハラスメント等の対応として、「浜松学院大学ハラスメント防止対

策規程」を設け、ハラスメント等に関わる相談窓口として、本学教員及び職員による相談員を置き、学内に氏名等を公表している。規程に基づいて、「ハラスメント防止対策委員会」を置き、ハラスメントの防止と対策について審議している。

その他、多様な学生への配慮の実現に取り組んでいる。令和4(2022)年度には「多様な学生がいることを前提とした環境整備に関するワーキンググループ」が発足し、LGBTQをはじめ、障がいや国籍、宗教等に起因する多様性に対応する環境整備に取り組んだ。その結果、「だれでも更衣室」や「礼拝室」を設置し、令和5(2023)年度の学生便覧から設置について周知している。また、LGBTQ学生や障がい学生・留学生が支障や心配事なく学生生活を送ることができるよう学生のための相談窓口等を整理した「多様な学生のためのガイドブック(LGBTQ学生・障害学生・留学生)」を発行し、前期のオリエンテーションで学生に配布するとともに、大学ホームページで公開している。令和6(2024)年度からは、ワーキンググループは廃止し、学務グループの分掌として、多様な学生への配慮に継続して取り組んでいる。

令和4(2022)年度より、学務委員会では、「学生生活に関するアンケート」を実施し、アンケート結果をもとに学生のニーズに合わせた支援を検討している。

エビデンス集(資料編)：【資料2-4-1】～【資料2-4-11】

□ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

1. 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、健康管理センターを中心に、学務グループ、学務委員会が、学科等と連携を図りながら適切に行っている。

健康管理センターは、学業・課外活動・進路・健康(精神不安定)等、学生生活のあらゆる側面で学生が抱える悩みや不安、問題に対し、生活全般の支援を行っている。同時に、相談の背後にある悩みや不安、問題にも焦点をあて、教職協働という視点に立ち大学全体で個々の学生を受け止め、情報交換・共通理解・連携を密にしながら対応を進める中で、学生のより良い成長・発達を支援できるように努めている。学生からの健康相談に加え、健康安全に関する知識や理解を深めることを目的として、インフルエンザ等季節における流行疾患の注意喚起を促す資料等を、オリエンテーションやメール等による配信、学内の掲示板にて周知を図っている。その他、健康管理センターでは、保健セミナー(性セミナー、薬物乱用防止セミナー)を実施している。

また、臨床心理士資格を有する非常勤相談員(カウンセラー)を週1回配置しており、健康管理センター並びに学務グループが窓口となり、学生からの相談に応じている。

健康管理センターは、アドバイザーや入試担当、緊急性を要する場合は非常勤相談員とも連携を図りながら、学生のメンタルヘルスケアを高めるよう不断のきめ細かな対応を行うなど、学生の心身の健康支援上重要な位置づけを成している。

2. 学生の課外活動への支援

学生の課外活動としては、主に学友会活動とクラブ・サークル活動がある。

学友会は、学生生活の向上のために、自治と協同の精神にもとづいて、諸問題の解決にあたるとともに、学生相互のコミュニケーションの円滑化を図ることを目的に、本学の学生をもって組織している。その人選については、「浜松学院大学学友会規約」に基づき正副学友会長は全会員の選挙によって選出され、その他の役員は学友会長の任命により決定している。大学祭をはじめとして、クラブ・サークル活動や新入生歓迎会、季節のイベント等、学友会の活動における後方支援を行っている。

クラブ・サークルは、現在、18 団体(運動系が 8 団体、文化系が 10 団体)が存在する。本学の教員が顧問を務めており、各クラブ・サークル等は顧問の指導のもと、自主的・自律的な活動を行っている。

学友会活動やクラブ・サークル活動に対しては、経済的支援、施設に関する支援等を実施している。経済的支援としては、学友会活動には毎年学友会活動費予算に加え、外郭団体である父母等の会からのクラブ・サークル活動支援費、大学祭助成金等が配分されており、それらの予算を原資として、各クラブの必要物品の購入や、大学祭の運営支援等を行っている。施設に関する支援としては、学友会室及びクラブ・サークル室を用意し、活動場所として提供している。体育館をはじめ各教室を開放しており、所定の手続きをすれば一部の施設を除いて 21 時まで利用できる。土日祝日等も大学行事に支障のない限り利用できるようになっている。

また、平成 30(2018)年度に男子バスケットボール部を創部し、プロバスケットボールチームとの連携協定に基づき、活発な活動を行っている。令和 5(2023)年度は、バスケットボール部コーチを兼任する事務職員を新たに雇用し、バスケットボール部の更なる強化を図り、全日本大学バスケットボール選手権大会において、2 年連続ベスト 24 という結果を残した。また、令和 5(2023)年度より開催された 1・2 年生だけの大会、第 1 回全日本大学バスケットボール新人戦では第 4 位という好成績を残している。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-4-12】～【資料 2-4-18】

□ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

本学では、学生に対する経済的な支援について、以下のとおり実施している。

1. 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金は、全国に約 263 万人いる大学生のうち、50%にあたる者が給付または貸与されているが、本学においても、この数値は同様である。この奨学金は、本学学生においても経済的支援に大きく役立っている。

学生が適正に奨学金を利用できるよう、年 2 回の奨学金申込に係る説明会、奨学金採用決定時説明会や継続等に係る説明会、貸与終了時の返還説明会を実施している。随時実施している面談、個別指導等を通して卒業後の奨学金返還の負担軽減を目的に、早期の段階から個々の学生の事情や収支バランス、見込まれる返還総額、月次返還額の確認を行い、

必要に応じて貸与額の変更を提案し、借りすぎにならないように助言している。

2. 一般奨学金及び特別奨学金

本学独自の奨学金制度として、月額 30,000 円無利子貸与型の「一般奨学金」と授業料半期分相当無利子貸与型の「特別奨学金」を実施している。事情により機構の奨学金の給付や貸与を受けられないが経済的に困窮している日本人学生をはじめ、永住権等を持たない留学生、家計急変者などへの貸与を行っている。なお、奨学金に関する規程並びに条件は、機構に準ずる内容にしている。

令和 5(2023)年度には、令和 3(2021)年度及び令和 4(2022)年度の特別奨学金貸与状況に鑑みて、「浜松学院大学奨学金規程」の特別奨学金に関する改定を行った。

3. 経済的困難給付等

経済的困難給付として、向学心に富み、有能な素質を持ちながら、家庭の経済的理由により就学が困難な学生や外国人留学生に対して、就学継続を援助することを目的とする給付を行っている。「浜松学院大学経済的困難者に対する給付規程」、「浜松学院大学外国人経済的困難者に対する給付規程」に基づき選考し、対象者には施設設備費、教育充実費の全額または半額に相当する額等を給付している。

また、多様な背景をもった学生の受入れに配慮した選抜として、令和 7(2025)年度入学者からは児童養護施設出身者を対象とした推薦入試を実施する。それに伴い、「浜松学院大学全国児童養護施設出身者給付規程」を定め、規程に基づき選考し、対象者には施設設備費、教育充実費の全額相当を給付する予定である。

4. 通学費・住居費の補助

公共交通機関を利用して遠距離から通学する学生や遠距離等の理由により通学困難で下宿する学生の経済的負担の軽減を図るため、「浜松学院大学通学費等補助金交付要綱」に基づき、通学費や住居費の一部を補助している。

5. 高等教育の修学支援新制度による授業料等減免

本学は、文部科学省による「高等教育の修学支援新制度」の対象機関であり、毎年春のオリエンテーションにて全学生にリーフレットを配布し、制度を周知している。また、奨学金に関する相談や授業料等の延納手続き状況等から経済的困窮が判明した学生に対しては、学生が必要な支援を受けられるよう積極的に働きかけている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-4-19】～【資料 2-4-24】

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活を安定させるための本学独自の奨学金制度や、健康管理センターと非常勤相談員(カウンセラー)を中心とした学生のメンタルヘルスケアに関しても、十分に体制は整っていると判断している。

令和 2(2020)年度より、高等教育の修学支援新制度が始まったため、令和 3(2021)年度以

降本学独自の奨学給付を見直すとともに、継続的に制度の検証を行い学業優秀者や経済的困窮者に対する支援の更なる充実を図っている。

教職員協働の組織として、学務委員会が存在することで、如何なる問題に対しても、早急に対応し回答を出しており、小規模な大学のメリットを最大限に活かすことができていると判断している。

クラブ・サークル活動は、現在、運動系が8団体、文化系が10団体あり、3割程度の学生が参加しているが、対外的に積極的な活動を行っている団体は少ない。学生は、教員免許や資格取得のための授業時間が多く、課外活動への時間確保が十分にできないのが現状である。

今後も引き続き上記の学生支援を継続するとともに、「学生生活に関するアンケート」の結果をもとに学生支援について検証・検討していく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-4-1】 浜松学院大学学務委員会規程
- 【資料 2-4-2】 浜松学院大学ハラスメント防止対策規程
- 【資料 2-4-3】 浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程
- 【資料 2-4-4】 令和6年度浜松学院大学ハラスメント防止体制
- 【資料 2-4-5】 令和4年8月24日教授会資料
- 【資料 2-4-6】 令和4年11月21日運営会議資料
- 【資料 2-4-7】 令和5年2月15日教授会資料
- 【資料 2-4-8】 令和5年3月16日教授会資料
- 【資料 2-4-9】 多様な学生のためのガイドブック
- 【資料 2-4-10】 浜松学院大学ホームページ(多様な学生への支援)
- 【資料 2-4-11】 2023 学生生活に関するアンケート
- 【資料 2-4-12】 浜松学院大学学生相談に関する内規
- 【資料 2-4-13】 浜松学院大学合理的配慮に関する内規
- 【資料 2-4-14】 別表浜松学院大学合理的配慮の手順 【資料 2-2-12】 と同じ
- 【資料 2-4-15】 健康管理センター「保健セミナー」資料
- 【資料 2-4-16】 浜松学院大学学友会規約
- 【資料 2-4-17】 令和6年度クラブ・サークル一覧
- 【資料 2-4-18】 浜松学院大学のバスケットボール部への支援に関する協定書
- 【資料 2-4-19】 浜松学院大学奨学金規程
- 【資料 2-4-20】 浜松学院大学奨学金規程新旧対照表
- 【資料 2-4-21】 浜松学院大学経済的困難者に対する給付規程
- 【資料 2-4-22】 浜松学院大学外国人経済的困難者に対する給付規程
- 【資料 2-4-23】 浜松学院大学全国児童養護施設出身者給付規程
- 【資料 2-4-24】 浜松学院大学通学費等補助金交付要綱

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、附属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

施設・設備の安全性(耐震など)を計画に基づき適切に管理しているか。

本学は、JR 東海道線浜松駅からバスで 11 分ほどの静岡県浜松市中央区布橋の文教地域にあり、この布橋キャンパスのほかに短期大学部の住吉キャンパスがある。大学設置時において、短期大学部の一部施設を除き、両キャンパスの校地、校舎は共用施設となっており、資産登録上も収容定員により按分されている。

布橋キャンパスの校地、校舎は、平成 16(2004)年度の大学開学に合わせ、現代コミュニケーション学部に必要な施設として整備し、共用ではあるが大学運営における実態としては、大学の講義はすべて布橋キャンパスで行われていた。平成 19(2007)年度の子どもコミュニケーション学科の設置以降、同系統の学科を持つ短期大学部の住吉キャンパスの特別教室を使用して、一部の授業が行われていたが、現在は音楽室、図工室、家庭科室、ピアノ練習室など、布橋キャンパスに特別教室が整備されている。運動場も短期大学部との共用としている。同市内の約 6km 離れたところにあり、クラブ・サークル活動に利用しているが、日常の体育等の授業は体育館で行っている。布橋キャンパスの体育館は、平成 27(2015)年度に改築し、現在は旧体育館と同等の広さを持ち、さらに 2 階にサブアリーナを設置した新体育館では、体育等の授業のみならず男子バスケットボール部などの部活動等でも利用されている。本学の校地面積及び校舎面積は、大学設置基準上必要な校地面積及び校舎面積を上回っており、校舎の耐震補強工事も終えて、施設・設備の安全性は確保されている。

学修環境の整備については、令和 4(2022)年度と令和 5(2023)年度の 2 カ年計画で ICT(情報通信技術)の環境整備を行った。遠隔授業や分散授業のほか、ハイブリッド型講義、双方向型講義、自主学習支援の充実を目指して投資を行っている。令和 4(2022)年度には、全ての教室で Wi-Fi アクセスポイントの整備が完了し、大学内のどこからでも無線 LAN を通じてインターネットに接続できるようになった。令和 5(2023)年度には、LAN ケーブルの 10Gbps 対応、L2 スイッチ・L3 スイッチの更新を行い、学内の通信環境を強化し、高速インターネット接続で快適なネットワーク環境を整えている。さらに、本学最大の収容人数となる 4 号館 4401 講義室について、電源設備付きの机・椅子に更新し、ICT を活用したアクティブ・ラーニング型授業を想定した、快適で機能的な教室環境を構築している。

施設・設備の運営や管理については、総務・企画グループで行っている。施設全体の維

持、管理に関する業務は、専門業者の定期点検に加え、職員が随時対応している。情報関係施設設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理は、その都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理に努めている。また、快適な学修環境を維持するため、清掃業務に関しては専門業者に委託し実施している。

中期計画においても年度毎に適切に更新を図るため、工事内容別に年度計画を作成し、進捗管理を行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-5-1】～【資料 2-5-4】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

□ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

大学が使用している布橋キャンパスの校舎は、1号館、3号館、4号館、5号館、図書館がある。1号館、3号館、4号館、5号館には、講義室に加え、演習室には、音楽室、図工室、模擬教室、理科室などの特別教室も含んでおり、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状及び特別支援学校教諭一種免許状(知・肢・病)などを取得させる課程に必要な施設上の基準も満たしている。3号館、4号館には学生のピアノの自習のため個人練習室を用意している。

□ 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 環境を適切に整備しているか。

令和3(2021)年度の入学生からノートPC必携化制度を開始し、令和6(2024)年度で在籍する全学生がPCを持参することになった。また、前述のとおり、Wi-Fiアクセスポイントの整備、通信環境の強化により、どの教室からでもネット環境の利用が可能となったことから、5号館3階にあった情報処理教室は廃止した。同じく5号館3階にあったコンピュータ自習室は、図書館の利用促進も兼ねて、図書館の2階に移設した。合計15台のPCを設置し、インターネットの閲覧や授業に関係する資料等の印刷など、学生が自由に利用できる環境になっている。

さらに、Microsoft365のアカウントを教職員及び学生に提供し、OfficeソフトやMicrosoft Teams、Formsなどの利用を可能とし、「キャンパスプラン」や「ポータルサイト」といった教務システムも活用して、教職員と学生間をつなぐネットワークを構築している。対面・オンラインを問わず、教育・学習が可能な環境を整えている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】

□ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。 開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

図書館は、布橋キャンパス内に浜松学院大学図書館(以下「図書館」という。)が、住吉キャンパス内にラーニングラウンジ(図書室)があり、短期大学部と共用の施設となっている。また、一般社会人や高校生等の近隣住民にも開放している。

図書館には、閲覧席を93座席、視聴覚コーナーを14座席、少人数学習室として2部屋

を備えている。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点のラーニングラウンジ(図書室)を含めた蔵書点数は、図書 133, 171 冊、定期刊行物 2, 534 種類、視聴覚資料 952 点を数え、令和 3(2021)年度からは電子図書を導入している。

平成 23(2011)年度より導入した図書館情報管理システム(LIMEDIO)により、全ての蔵書等が OPAC(Online Public Access Catalog)で検索可能である。蔵書等の情報は、図書館ホームページを通して学外にも公開している。

購入図書の選定については、図書館による選定のほか、専門分野の担当教員からの推薦図書や各部局の職員や学生による購入希望も受け付けており、図書館運営委員会で承認され、決定される。

図書館の開館時間については、通常は平日 9 時から 19 時のところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 4(2022)年度までは開館時間を短縮していたが、令和 5(2023)年 4 月より 19 時までの開館に戻した。令和 5(2023)年度の開館日数は 226 日で、開館日や開館時間など利用者の要望に応じている。

ライブラリーメイト制度を設け、学生によるライブラリーメイト活動を週 1 回行い、お薦め図書の展示や大学祭での絵本読み聞かせ、年 1 回の「Library News」発行等を通して、図書館と学生を繋ぐボランティア活動を実施している。

国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS - CAT/ILL)に参加しており、他の大学図書館との相互利用を行っている。令和 5(2023)年度の実績は、文献複写依頼が 3 件、現物貸借依頼が 3 件、文献複写受付が 3 件、現物貸借受付が 2 件であった。

データベースについては、「静岡新聞データベース plus 日経テレコン」を導入し、学生のレポート作成や就職活動での業界・企業研究、教職員の調査資料の収集等で利用している。

平成 30(2018)年 10 月からは、全国約 750 の大学・図書館等が参加しているオープンアクセスリポジトリ推進協会(JPCOAR)の機関リポジトリを利用し、研究論集等を Web 公開している。

令和 5(2023)年度 of 図書館の利用状況は、入館者数が 3, 698 人、貸出冊数が 1, 715 冊であった。令和 2(2020)年度から実施した新型コロナウイルス感染症拡大防止のための入館規制の影響で、入館者及び貸出冊数が減少したが、令和 3(2021)年度からはゼミナールやクラス単位でのグループ利用を促進して入館者増を図り、令和 5(2023)年度からは通常業務に戻したことで、徐々にではあるが利用状況が回復している。

その他、学生の図書館利用を促進するため、入学時のオリエンテーションにおいて、図書館の利用方法やマナーについてのガイダンスを実施したり、図書館カウンターにて図書館利用案内プリントを配布したりしている。さらに、時宜に応じた特集コーナー、新刊コーナーの設置、ライブラリーメイトが推薦する図書の展示などを実施している。

表 2-5-1 年間の利用者数

年度	2019	2020	2021	2022	2023
入館者数(人)	7, 166	1, 831	2, 126	2, 052	3, 698
貸出冊数(冊)	2, 478	1, 007	1, 176	1, 289	1, 715

エビデンス集(資料編)：【資料 2-5-5】【資料 2-5-7】～【資料 2-5-15】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

□ 施設・設備の利便性(バリアフリーなど)に配慮しているか。

5号館を除く各施設の入り口に車椅子用のスロープを設置し、3号館には自動扉を設けている。また、多目的トイレを1号館及び体育館に配備している。令和2(2020)年度には階段に手すりを設置し、可能な限りバリアフリーの対応を実施している。これらの情報は、学生便覧のキャンパスマップ上に記載して利用者に周知している。

前述のとおり、令和4(2022)年度にはワーキンググループを立ち上げて、多様な学生がいることを前提とした環境整備について検討した結果、「だれでも更衣室」や「礼拝室」を設置した。また、令和5(2023)年度には、それらの環境整備についての案内が含まれた「多様な学生のためのガイドブック(LGBTQ学生・障害学生・留学生)」を作成して本学ホームページで公表し、学生等の施設・設備の利便性向上に努めている。

校舎にエレベーターがないことを課題として認識しており、「段差の解消などバリアフリー化の推進」を令和5(2023)年度の中期計画見直し時に盛り込み、限られた経営資源の中で、優先順位をつけ適切に投資判断を行う予定である。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-5-16】～【資料 2-5-22】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

□ 授業を行う学生数(クラスサイズなど)は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

子どもコミュニケーション学科は、指定保育士養成施設基準を遵守し、資格に関連する授業科目については、1クラスの定員を50人以下で編成している。

小規模教室が多数ある環境を生かし、少人数教育を行っている。ゼミナールについては、学生が希望する教員・ゼミナールクラスを選択することになっているが、教育効果を考え、第2希望・第3希望を聞き、10人前後の少人数となるように調整している。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-5-23】

(3)2-5の改善・向上方策(将来計画)

本学は校地・校舎ともに大学設置基準上の面積を満たし、その維持・管理体制は適切に構築、運営されている。教育目的を達成するための教室、機器等についても、今日の教育ニーズや水準に照らして改善し、適切に管理している。施設の耐震化については、計画的に対応を進め、完了している。

今後も、社会情勢等を踏まえて、必要に応じた授業形態を工夫するための教室整備や、校舎内の更なるバリアフリー化を図り、学生のための教育環境を計画的に整備していく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 2-5-1】 令和 4 年度私立学校施設整備費補助金計画調書
- 【資料 2-5-2】 令和 5 年度私立学校施設整備費補助金計画調書
- 【資料 2-5-3】 4401 講義室更新資料
- 【資料 2-5-4】 中期計画「興誠学園地域共創プラン」 【資料 1-2-10】 と同じ
- 【資料 2-5-5】 学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 2-5-6】 教員向けポータルサイト使用方法資料
- 【資料 2-5-7】 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館設置運営規程
- 【資料 2-5-8】 閲覧席数等
- 【資料 2-5-9】 蔵書・定期刊行物・学術雑誌・視聴覚資料
- 【資料 2-5-10】 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館運営委員会規程
- 【資料 2-5-11】 Library News Vol.19
- 【資料 2-5-12】 ライブラリーメイト活動記録
- 【資料 2-5-13】 入館者数・貸出冊数
- 【資料 2-5-14】 他大学図書館との相互利用数
- 【資料 2-5-15】 浜松学院大学リポジトリ
- 【資料 2-5-16】 キャンパスマップ 【資料 F-8】 と同じ
- 【資料 2-5-17】 令和 4 年 8 月 24 日教授会資料 【資料 2-4-5】 と同じ
- 【資料 2-5-18】 令和 4 年 11 月 21 日運営会議資料 【資料 2-4-6】 と同じ
- 【資料 2-5-19】 令和 5 年 2 月 15 日教授会資料 【資料 2-4-7】 と同じ
- 【資料 2-5-20】 令和 5 年 3 月 16 日教授会資料 【資料 2-4-8】 と同じ
- 【資料 2-5-21】 多様な学生のためのガイドブック 【資料 2-4-9】 と同じ
- 【資料 2-5-22】 浜松学院大学ホームページ(多様な学生への支援)【資料 2-4-10】 と同じ
- 【資料 2-5-23】 令和 6 年度履修者数一覧

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。

学修支援に関する意見・要望の把握として、本学では年 1 回、「学修時間・学修行動・学修成果アンケート」を実施している。アンケートは、授業外での学修に関することを中心に、学生の学修時間や学修スタイル等の状況を調査している。アンケート結果については、

学務委員会において改善策の検討を行ったうえで、大学ホームページで公表している。

また、令和4(2022)年度から学生の教育活動への参画の一環として、「学生との意見交換会」を開催し、学生への意見聴取を行っている。複数の学生による座談会形式の学生ヒアリングを行い、学生の意見や要望をくみ上げている。その結果は、学務委員会において検証し、教育課程や学生への学修支援、学生生活等の改善に役立てている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-6-1】～【資料 2-6-3】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

学生の心身に関する健康相談は、「浜松学院大学学生相談に関する内規」に基づき健康管理センターが学生相談の窓口となり、学務委員会と連携して対応を行っている。健康管理センターでは、学生が気軽に訪れることができ、かつ適切な助言ができる環境作りに努めている。

経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握に関しては、「浜松学院大学アドバイザーに関する規程」に基づき、アドバイザーとなる教員が窓口となり、学務委員会や健康管理センターと連携して対応を行っている。小規模大学であるため、各学生の状況について教職員が把握しており、その都度適切に対応を行っている。また、対応の中で得られた情報については、重要性・必要性に応じて運営会議、教授会で報告することで全学に周知し、各委員会や担当部署で検証し、その対応・改善に努めている。

さらに、令和4(2022)年度から、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関して、「学生生活に関するアンケート」を実施している。アンケートで得られた結果について学務委員会において報告し、心身の健康に関するセミナーの企画や奨学金の内容の検証等に反映している。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-6-4】～【資料 2-6-6】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□ 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

アドバイザー制度を導入していることもあり、教員と学生の距離が近く、講義の不明点や疑問点以外にも、頻繁に接する機会に恵まれている。その結果、施設・設備に対する学生の意見も、直に感じることができる環境にあり、施設・設備の改善に対してもスピーディーな対応が可能である。

また、前述の「学生生活に関するアンケート」や「学生との意見交換会」において、教育環境に関する学生の意見・要望を把握し、施設・設備の改善に反映している。その結果、4号館4401講義室の設備改善や学生が利用できる印刷機の設置等につながっている。

エビデンス集(資料編)：【資料 2-6-3】【資料 2-6-6】

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、小規模大学であることから、直接学生の意見・要望を組み上げることが可能であると考え、体系的にアンケートをとっての分析・改善に重きを置いていなかったが、より正確に意見等を把握するため、令和 4(2022)年度から、心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関して、「学生生活に関するアンケート」を実施している。引き続き、その結果をもとに分析・検討を行い、学務委員会を中心に学生サービスの向上に努め、各部署の連携により、更なる学生生活の安定を図り、組織的な学修支援に取り組んでいく。

エビデンス集(資料編)

【資料 2-6-1】 浜松学院大学ホームページ(情報公開)

【資料 2-6-2】 2023 年度学修時間・学修行動・学修成果アンケート結果

【資料 2-6-3】 令和 5 年度学生との意見交換会報告

【資料 2-6-4】 浜松学院大学学生相談に関する内規

【資料 2-6-5】 浜松学院大学アドバイザーに関する規程

【資料 2-6-6】 令和 4 年度学生生活に関するアンケート結果

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、公表するとともにそれに基づいて入学者選抜を実施している。入試については、多様な入試種別を設けて多様な能力や個性をもった学生を入学させるよう努めている。また、定員充足率の改善に向けて取り組んでいる。

学修支援については、履修指導等を教職員が協力して行い、その他にも、アドバイザー制度の導入やオフィスアワー制度の実施等により、組織的な学修支援が行われている。

社会的、職業的自立のための支援については、キャリア支援グループを中心とした支援体制を整備している。学生がそれぞれの目的に向かって勉学に励む思いが実現するよう工夫した指導を行っている。

学生生活の安定のための支援については、組織的な支援体制を整備し、学生生活全般に対する支援は勿論であるが、心身の健康に対する支援及び経済的支援に力を注いでいる。

校舎の老朽化が進んでいるが、適切な保全管理が行われており、快適な学修環境の整備に努めている。各教室に Wi-Fi 環境を整備するなど、情報環境の整備を進めている。

「授業評価アンケート」、「学生との意見交換会」、「学生生活に関するアンケート」等により、学修支援、学生生活及び学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、分析・検討を通じて、改善を行っている。

以上のことから、基準 2「学生」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

□ 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学の教育目的に基づき、学部、学科のディプロマ・ポリシーを定め、学生や教職員に配布する学生便覧に掲載し、学内に対し周知を図っている。また、大学ホームページや大学案内に掲載して学外に広く公表している。

また、令和 5(2023)年度には、ディプロマ・ポリシーにおいて育成される能力について、文部科学省の示す「各専攻分野を通じて培う「学士力」ー学士過程共通の「学習成果」に関する参考方針ー」を参考に、本学の教育方針において「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「共生協調能力」として、各能力を具体的に示し、令和 6(2024)年度から周知している。

表 3-1-1 学部のディプロマ・ポリシー

■現代コミュニケーション学部

現代コミュニケーション学部は、以下に掲げる知識や能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して、卒業を認定し、学士(現代コミュニケーション)の学位を授与する。

- ①高潔な倫理観に立って、他を思いやることのできる豊かな人間性を身につける。
- ②地域やグローバル社会に対応できる幅広い教養と専門的知識を活用して、課題解決できる力を身につける。
- ③実践練磨の場における共生協調能力を身につける。

表 3-1-2 学科のディプロマ・ポリシー

■地域共創学科

- ①高潔な倫理観に立って、地域を愛し、地域に貢献することができる豊かな人間性を身につける。
- ②グローバル化し、変容する社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して、地域社会の課題を解決できる力を身につける。
- ③地域社会におけるさまざまなフィールドにおいて「実践練磨」の場に生きる共生協調能力を身につける。

知識・理解	様々な分野の知識を学び、理解することで、複数分野の知識を応用して多面的に考察することができる。また、地域の政策や経営、観光、グローバル化に関する専門的な知識を体系的に学び身につけることで、地域社会の課題解決に必要な理論を理解し、活用することができる。
思考・判断	グローバル化し、変容する地域社会の課題に対し、情報を収集分析し、身に付けた様々な知識や技術、経験をもとに、多面的な視点から論理的かつ倫理的に判断し、解決策を考え、行動することができる。
関心・意欲	地域を愛し、地域に貢献することへの使命感を持ち、地域社会の課題解決に対する意欲をもって学びを継続することができる。
共生協調能力	地域社会において、多様な個性や価値観があることを理解し、そこに住む人々や、地域産業などそれぞれの立場に寄り添った地域貢献ができる。また、自身の考えを他者に正しく伝えつつ、他者の意見も尊重することで、仲間や周囲の人と協力し主体的に活躍できる。

■子どもコミュニケーション学科

- ①高潔な倫理観に立って、慈愛をもって子どもと関わることのできる豊かな人間性を身につける。
- ②変革する教育・保育、子ども社会に対応できる幅広い教養と実践力を活用して、課題解決できる力を身につける。
- ③教育・保育現場における実践練磨の場に生きる共生協調能力を身につける。

知識・理解	様々な分野の知識を学び、理解することで、複数分野の知識を応用して多面的に考察することができる。また、教育に関する専門的な知識を体系的に学び身につけることで、教育の実践に関する理論を理解し、活用することができる。
思考・判断	様々な教育的課題に対し、情報を収集分析し、身に付けた様々な知識や技術、経験をもとに、多面的な視点から論理的かつ倫理的に判断し、解決策を考え、行動することができる。
関心・意欲	理想とする保育者像、教育者像を追求し、子どもや児童生徒の教育・保育に対する意欲をもって学びを継続することができる。
共生協調能力	教育現場において、多様な個性や価値観があることを理解し、多様な子どもや児童、その保護者に慈愛をもって寄り添うことができる。また、自身の考えを他者に正しく伝えつつ、他者の意見も尊重することで、仲間や周囲の人と協力し主体的に活躍できる。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-1-1】～【資料 3-1-4】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
□ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

学生は学生便覧に記載されたカリキュラムや専攻毎・希望免許種毎の履修モデル、教職課程表によって自ら4年間の履修プログラムを考え、自らの卒業への必要な授業科目を把握して卒業単位数の計画を立てる。また、各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に示しており、卒業認定基準については、学則等に規定し、学生便覧で示している。

1. 単位認定基準、成績評価基準

本学では、学則第5章において、単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定している。

成績評価については、学則第28条の規定に沿って運用しており、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)及びF(59点以下)をもって表し、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格としている。

各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に示している。シラバスには、他にも、ディプロマ・ポリシーと授業の関連や授業計画を始め、予習・復習の具体的内容の指示や、フィードバックの方法、授業担当者からのメッセージ等を示しているが、特に評価方法については、筆記試験、実技試験、レポート、課題作品、グループ活動の貢献度などの多様な方法を示し、各方法の評価割合も示している。

全授業科目のカリキュラムは、学生便覧にて、入学時に全学生に配布されるが、その記載事項や活用については、「履修の心得」にその説明がなされ、新入生オリエンテーションや学期ごとの学科・学年別オリエンテーションで、教務担当職員から詳細に行っている。前述のとおり、詳しい授業内容や授業計画等の説明はシラバスに記載している。定期試験の受験資格や受験上の注意、不正行為についても、学生便覧に記載し学生への周知を行っている。

2. 進級基準

本学では進級基準を定めておらず、ディプロマ・ポリシーに基づく卒業認定基準にて運用している。

3. 卒業認定基準

卒業認定基準については、大学設置基準第32条の規定に基づき、学則第33条及び「浜松学院大学履修に関する規程」第4条に規定し、学生便覧に掲載し、教育課程の科目群からの「卒業に必要な最低修得単位数」について説明するなどして周知している。

学務グループ・学務委員会・アドバイザーを中心として教職員が連携・協力して、それぞれの立場で、各課程で修得すべき単位数の学生への周知を徹底することに努めている。また、シラバスについては学生が授業内容を理解したうえで履修できるよう、Webシ

ラバスを採用し、システム上での履修登録時に科目名をクリックするとシラバスが表示され、学生は授業の到達目標や概要、授業計画等を理解したうえで履修登録ができるようになっている。なお、履修登録の際には、Web 履修システム上で卒業要件に関する科目が履修されていない場合はエラーメッセージが表示されるようになっており、卒業年次の学生に対しては学務グループ職員による取得したい免許、資格の確認及び指導を徹底している。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-1-3】【資料 3-1-5】～【資料 3-1-7】

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、ディプロマ・ポリシーに基づく一貫した教育を行っており、教職員一体となり、同一の目的に向かって相互に協力・協働しながら学修成果を上げてきた。しかし、年々教職課程や資格取得課程が充実し、取得可能な免許・資格の組み合わせが多様化してきて、学生は、個々のニーズに応じた主体的な学修が必要となり、また自らの目的に沿った教育課程の学修を自分で正しく把握し、コントロールする必要性がこれまで以上に高まっているため、学生の希望や目的に合わせたより具体的な履修モデルの提示を検討する。また、前述のとおり、令和 7(2025)年度から本格的に導入する日本システム技術株式会社「GAKUEN」を活用し、学生が自身に必要な学修を把握できるようにする。

エビデンス集(資料編)

【資料 3-1-1】浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー) 【資料 F-13】と同じ

【資料 3-1-2】浜松学院大学大学案内 2025 【資料 F-2】と同じ

【資料 3-1-3】学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料 F-5】と同じ

【資料 3-1-4】浜松学院大学教育方針

【資料 3-1-5】浜松学院大学学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 3-1-6】浜松学院大学履修に関する規程

【資料 3-1-7】2024 年度オリエンテーション日程表 【資料 2-2-6】と同じ

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

□ 教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学は、教育目的を踏まえて策定されたディプロマ・ポリシーに定める「高潔な倫理観に立って、他を思いやることができる豊かな人間性、地域やグローバル社会に対応できる幅広い教養と専門的知識を活用して、課題解決できる力、実践練磨の場における共生協調能力」を、4年間の学びを通して学生が修得できるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。

学生や教職員に配布する学生便覧に掲載し、学内に対し周知を図っている。また、大学ホームページや大学案内に掲載して学外に広く公表している。

表 3-2-1 学部、学科ごとのカリキュラム・ポリシー

<p>■現代コミュニケーション学部</p> <p>現代コミュニケーション学部では、実学教育を行う中で、以下の目標が達成できるようアクティブ・ラーニングに基づく DiCoRes プログラムを中核とした教育課程を編成している。</p> <p>①人を思いやることのできる人間性を涵養し、責任をもって行動する力を修得する。</p> <p>②幅広い教養と専門分野に関する知識・技術を学修し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。</p> <p>③人々と活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。</p> <p>■地域共創学科</p> <p>①地域社会のさまざまなフィールドでの学びを通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現力を修得する。</p> <p>②グローバル化し、変容する地域社会のさまざまなフィールドにおける幅広い分野と専門分野に関する知識・技術を習熟し、それらを活用して諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。</p> <p>③地域社会のさまざまなフィールドに置いて活動する中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。</p> <p>■子どもコミュニケーション学科</p> <p>①教育・保育実践を通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現能力を修得する。</p> <p>②教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能に習熟し、それらを活用して課題を解決していく判断力、創造力、実践力を修得する。</p> <p>③子どもに係わる協同的な活動をする中で、多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力を修得する。</p>
--

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-1】～【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

□ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識や能力を、4年間の学びを通して学生が修得できるように策定している。

具体的には、コミュニケーション・スキルの修得や教養を身につける科目群である「基本教育科目」と、各専攻に合わせた特色ある科目群である「専門教育科目」を体系的に編成している。また、シラバスには「卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連」を掲載し、当該授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明示している。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-3】【資料 3-2-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

□ カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識や能力などを修得するために、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を専攻ごとに体系的に編成している。学生便覧には、専攻毎に履修モデルを掲載し、教職員はもとより、学生が、卒業までの教育課程を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行なえるよう工夫している。また、カリキュラムマップの作成や、学修の段階や順序等を表し、教育課程を体系的に明示するために授業科目をナンバリングしている。

本学の教育課程の編成は以下のとおりである。

1. 基本教育科目(学部共通)

現代コミュニケーション学部のカリキュラム・ポリシーに沿い、まず、学部で共通の基本教育科目については、次のように編成を行っている。

基本教育科目は、「コミュニケーション・スキル科目群」と「教養科目群」に分けられ、「コミュニケーション・スキル科目群」では、コミュニケーションのスキル(語学・アカデミックスキル・コンピュータ・スポーツ)の修得を行う。次に、「教養科目群」で「人間性を涵養」し、社会と連携するための「幅広い教養」(文学・歴史学・法律・社会学・数学・自然科学などの教養)を身につける。また、基本教育科目では、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)に関する科目を配置して STEAM 教育を取り入れている。なお、令和 6(2024)年度からは、数理・データサイエンス・AI 教育を取り入れ、リテラシーレベルの教育を実施している。

子どもコミュニケーション学科においては、スタディ・スキルやコミュニケーション能力を養成するためのゼミナール科目を1年次で「コミュニケーション演習Ⅰ」、そして2年次で「コミュニケーション演習Ⅱ」を開講している。

特筆すべきこととして、文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)(以下「AP」という。)」に採択された本学独自のプログラムである「長期フィールドスタディ科目群」を、AP 事業終了後も「長期学外学修プログラム」として継続し、教養科目に配置している。これは、長期学外学修期間を設定し、その期間を利用して長期フィールドスタディを実施す

るものである。学外学修のフィールドとしては、浜松市北遠地区、フィリピン・ダバオ市を設定している。科目としては「長期フィールドスタディ(基礎)事前学習」、「長期フィールドスタディ(基礎)」、「長期フィールドスタディ(基礎)事後学習」である。

2. 専門教育科目

専門教育科目については、各学科で次のように編成している。

1) 地域共創学科

「専門共通科目群」として、「地域社会のさまざまなフィールドにおける幅広い分野と専門分野に関する知識・技術」を学修する科目を配置し、全学生が地域社会と連携しながら、さまざまなフィールドで活躍できる基礎知識を修得できるように配置するとともに、専攻の選択に関わる「地域政策論」、「観光学入門」、「グローバルコミュニケーション概論」の選択必修科目を配置している。これら3科目は、1年次後期に曜日時限が重ならないように開設され、学生は全ての専攻科目を履修したうえで3年次以降の専攻を選択することが可能となっている。

さらに、3つの専攻のうち学生が選択した1つの専攻について、より専門的に学ぶための科目群として「地域政策専攻科目群」、「観光専攻科目群」、「グローバル教養専攻科目群」を配置している。各専攻科目群には、各専攻やコースにおける専門的な科目が配置され、それぞれの目標に向けて学修を深める。その他、「ゼミナール系科目群」、「キャリア科目群」、「関連科目群」を配置している。

「ゼミナール系科目群」には、専門的知識、コミュニケーション・スキル、アクティブ・ラーニング、フィールドスタディを総合的に学修する科目であるゼミナール科目として、「地域共創演習Ⅰ」、「地域共創演習Ⅱ」、「ゼミナールⅠ」、「卒業研究」の計4科目に加えて、産学官のキーパーソンを特別講師に招く「地域共創学科特別講義」を配置している。これらは、「責任ある自己実現力」や「諸課題を解決していく判断力、創造力、実践力」、さらには「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得する科目である。

キャリア教育のための科目群である「キャリア科目群」には、令和5(2023)年度までは、「キャリアプラン」、「キャリアデザイン」を配置していたが、令和6(2024)年度からは、「キャリアプランⅠ」、「キャリアプランⅡ」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」の4科目に拡充し、低学年からの一貫したキャリア教育を通じて、早期からの目標設定と意欲喚起を行っている。また、3ヶ月の間、企業内留学(インターンシップ)を行う「長期企業内留学」を配置し、各専攻科目群の講義・演習科目で学修した専門知識を基にアクティブ・ラーニングやフィールドワークを行う授業科目構成となっている。

その他、コンピュータ関連資格や簿記などの資格取得を支援するための「関連科目群」を配置しており、令和6(2024)年度からは、ファイナンシャルプランナーの資格取得のための支援科目である「FP演習Ⅰ」、「FP演習Ⅱ」を新たに開設している。

2) 子どもコミュニケーション学科

専門教育科目の「専門・基礎科目群」に「子どもコミュニケーション」を置き、地域の

幼稚園や保育園、小学校との交流を通して幼児教育・保育及び初等教育の現場について学ぶ。その他に「教職概論」、「教育原理」、「子ども保育の原理」、「発達心理学」、「教育心理学」、「教育課程論」、「教育方法の理論と実践」、「教育社会学」、「特別支援教育総論(幼・小)」など、「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」を修得するための科目を配置している。なお、令和6(2024)年度は、既存の「ICT活用の理論と方法」に加えて子どもたちにプログラミング的思考力を育成できる「スマート教育スペシャリスト」養成に関する科目である「子どもとAI・ICT」を新規開設し、小学校におけるICT教育、幼保段階におけるICT教育と取得する免許種に応じたICT教育について学ぶことができるようになっている。

次に「専門・展開科目群」は、「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」及び「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得するための科目群であり、幼稚園教諭一種免許状・保育士資格取得、そして小学校教諭一種免許状・特別支援教諭一種免許状取得のための科目を配置している。

専門的なゼミナール科目としては、3年次に「子ども実践ゼミ」、4年次に「卒業研究」を配置している。「教育・保育実践を通して豊かな人間性を涵養するとともに、責任ある自己実現能力を習得する」科目であり、「教育・保育に関する幅広い教養と専門的知識、技能」及び「多様なコミュニケーション能力を高め、リーダーシップを発揮する力」を修得する科目の集大成ともなっている。

また、教員免許状・保育士資格取得以外の科目であるが、子どもへのコミュニケーション能力育成等に必要科目として、「子どもの疾病と対策」、「小児救命救急法」、「臨床心理学」、「虐待防止援助論」、「青年の発達心理」、「不登校支援論」などを、また、外国人が多い地域の状況を考慮して「ポルトガル語」関連科目や「年少者日本語教育」、「外国人の子どもへの教育」などを配置している。

キャリア科目としては、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」などの科目を配置しており、令和6(2024)年度からは1年次、2年次に「保育教育対策講座Ⅰ」及び「保育教育対策講座Ⅱ」を新たに開設し、低学年からより具体的に教員・保育士への進路を意識づけるとともに教員採用試験への準備を進めているところである。さらには「リーダーシップを発揮する力」を修得し教育者として将来の教育社会を担うリーダーを育成する科目として、「リーダーシップ論」、「教育行財政論」、「教育経営論」を配置している。

エビデンス集(資料編)：【資料3-2-3】

□ シラバスを適切に整備しているか。

シラバスは、Web上で公開し、履修登録時に科目名をクリックするだけで確認できるようになっている。シラバスには、授業の到達目標や概要、授業計画をはじめ、成績評価方法や成績評価基準、授業外における必要な学修時間とその内容、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、ナンバリング等について明示している。

エビデンス集(資料編)：【資料3-2-4】～【資料3-2-6】

□ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

学生の過剰な履修登録による学修の質低下を防ぎ、学生の適切な学修時間を確保して学びの充実を図るために、各学期における履修登録単位数の上限を設け、学則及び「浜松学院大学履修に関する規程」に規定している。

各学期における履修登録単位数の上限は、原則 24 単位に設定している。ただし、GPA(Grade Point Average)3.0 以上の学生に対しては、次学期の履修可能単位数を 26 単位に設定している。なお、子どもコミュニケーション学科については、教職課程及び保育士養成課程のいずれかを履修する者は、その課程の特性に鑑みて履修登録単位数の上限を 28 単位とし、さらに GPA3.0 以上の学生に対しては、次学期の履修可能単位数を 30 単位に設定している。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

3-2-④ 教養教育の実施

□ 教養教育を適切に実施しているか。

専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考などの修得に主体的に取り組む基本的態度を養い、現代の教育が置かれている社会の情報化、国際化、あるいは、生涯学習社会における教育の在り方について、多様な側面から深く理解するための知識や技能の修得を目的として教養教育を実施している。

教養教育は主として、1・2 年次で実施しており、全学的に共通で「基本教育科目」として設定されている。「基本教育科目」には、コミュニケーション・スキルを修得するための「コミュニケーション・スキル科目群」と、大学生としての教養知識を学修するための「教養科目群」が配置されている。特に必修科目である「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」については 4 クラスの能力別クラスとし、充実した教育を行っている。

教養教育の科目配置については、全学的な科目検討の組織であるカリキュラム検討委員会が各学科教員(各学科会議)の意見を反映して設定している。令和 4(2022)年度からは、STEAM 教育を導入しており、複雑化する社会問題に対して多面的な視点で取組み、解決策を考える判断力や創造力、仲間や周囲の人と協力しながら解決策を実行できるコミュニケーション能力等の現代社会での課題に対処できる能力を育成している。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-3】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

□ アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

教授方法の工夫としては、全学的に運用されている DiCoRes プログラムがある。これは、社会人基礎力の養成を基盤にしつつ、学生の実践力を継続的、体系的に養うために、カリキュラムの中心に据えて展開する本学オリジナルの実践力養成プログラムである。DiCoRes プログラムは Di(Dialogue 対話)、Co(Collaboration 協同)、Res(Responsibility 責任)を

意味し、「責任ある対話と協同」を主軸としてコミュニケーション・スキルを磨くことを目的としている。

表 3-2-2 地域共創学科の DiCoRes プログラム例

1 年次	地域のビジネス・課題を知る 関連科目：「地域共創演習Ⅰ」、「地域共創学科特別講義」
2 年次	課題解決の力を身につける 関連科目：「地域共創演習Ⅱ」
3 年次	課題解決の力を磨く 関連科目：「長期企業内留学」、「ゼミナールⅠ」
4 年次	地域社会の担い手になる 関連科目：「卒業研究」

表 3-2-3 子どもコミュニケーション学科の DiCoRes プログラム例

1 年次	保育・教育者の実際を知る 関連科目：「コミュニケーション演習Ⅰ」、「子どもコミュニケーション」
2 年次	子どもの興味を引き出す 関連科目：「コミュニケーション演習Ⅱ」
3 年次	子どもの学びを深める 関連科目：「子ども実践ゼミ」
4 年次	教育者・保育者として一人前になる 関連科目：「卒業研究」

また、前述の「長期学外学修プログラム」に位置付けられる「長期フィールドスタディ科目群」では、アクティブ・ラーニングの手法を駆使して地域課題に取り組み、実体験をもとに主体性や課題発見力、発信力といった実践力の向上につなげている。

本学では、学部全体でアクティブ・ラーニングを推進している。令和 5(2023)年度は全教科に占めるアクティブ・ラーニングを取り入れた科目の割合は 8 割を超え、令和 6(2024)年度も 8 割を超える科目においてアクティブ・ラーニングを導入している。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-2】【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】

□ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

本学では、教授方法の改善を進めるための組織として FD・SD 委員会を設置している。FD・SD 委員会では、「授業評価アンケート」や「教員相互の授業参観」、FD(Faculty Development)研修を実施している。また、ティーチングポートフォリオの導入を検討しており、令和 4(2022)年度は試験的に FD・SD 委員会の構成教員でワークショップを開催し、ティーチングポートフォリオの作成を行った。令和 5(2023)年度は FD 研修として教員を対象にワークショップを開催し、ティーチングポートフォリオの作成促進に取り組んでいる。

その他、教授方法の工夫・開発と効果的な実施に関して、教員養成課程では、以下の取組みを実施している。

1. 教員養成の計画

本学では、子どもコミュニケーション学科において幼稚園一種免許状及び小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状の教職課程を設置している。

教職課程、保育士養成課程に関わる業務を充実させ、円滑に運営するために、教職センターを設置している。教職センターはセンター長、センター員で組織され、学校現場や教育委員会等での活動実績のある実務家教員も配置されており、教員養成、保育士養成の計画立案や就職までのサポート等も行っている。その他、教職履修カルテ作成、各種講座運営、教育ボランティア、介護等体験、各種教育実習等の相互の連絡調整などを行っている。

本学の教職課程、保育士養成課程においても、全学的に運用されている前述の DiCoRes プログラムに基づくカリキュラムが構築され、DiCoRes プログラムに沿って教育者、保育者を育てている。そして、就職に至るまでの教員養成支援では、教職センター内に「HGU 教師塾」と「ハマガク幼保の会」を設け、きめ細かい学生指導を行っている。

また、令和 6(2024)年度からは、星槎大学との教育連携により、科目等履修による中学校教諭一種免許状(英語、社会、保健体育)と高等学校教諭一種免許状(英語、地理歴史、公民、保健体育)取得が可能となったため、教職センターでは、中高一種免許取得を目指す学生のサポートを行っている。

2. 教職センターの活動

教職センターは、教職課程、保育士養成課程のための様々な業務をスムーズに行うためのセンターであり、その目的は、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭あるいは保育士等を目指す学生の支援をすることにある。各学科等と連携し、教職課程が円滑に推進されるよう、次の活動を行っている。

- ①教職履修カルテを作成し、学生に配布・指導
- ②学生の調査・研究・資料収集のサポート
- ③「HGU 教師塾」及び「ハマガク幼保の会」を正課外で設立・運営し、学生の「教員としての資質向上」のために教職科目の学習を補充・深化
- ④大学内外での教職ガイダンス・採用試験説明会等の静岡県、浜松市、県西部各市の教育委員会、校長会へ協力依頼
- ⑤教職課程の自己点検・評価
- ⑥教職センターの業務検討(センター会議を実施)

エビデンス集(資料編)：【資料 3-2-13】～【資料 3-2-20】

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーと、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したカリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育を今後も継続して実施していく。また、「教員相互の授業参観」や、学生の「授業評価アンケート」を受けて教員が各自作成する「授業自己点検評価報告書」等を活用し、教職協働で新たな教育課題の解決に向けた具体的な教授方法や、日常的な授業改善の工夫について、教職員間で共有するとともに、ティーチングポートフォリオの作成、促進に取組み、更なる教育改善を行っていく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 3-2-1】 浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー) 【資料 F-13】 と同じ
- 【資料 3-2-2】 浜松学院大学大学案内 2025 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 3-2-3】 学生便覧(学生生活のガイドブック) 【資料 F-5】 と同じ
- 【資料 3-2-4】 令和 6 年度シラバスの記入について
- 【資料 3-2-5】 Web シラバス
- 【資料 3-2-6】 2024 年度浜松学院大学ナンバリング
- 【資料 3-2-7】 浜松学院大学学則 【資料 F-3】 と同じ
- 【資料 3-2-8】 浜松学院大学履修に関する規程
- 【資料 3-2-9】 浜松学院大学カリキュラム検討委員会規程
- 【資料 3-2-10】 「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」クラス分けについて
- 【資料 3-2-11】 浜松学院大学ホームページ(DiCoRes プログラム) 【資料 1-1-4】 と同じ
- 【資料 3-2-12】 2024 年度アクティブ・ラーニング率
- 【資料 3-2-13】 浜松学院大学 FD・SD 委員会規程
- 【資料 3-2-14】 教員相互授業参観について
- 【資料 3-2-15】 令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼 【資料 2-2-20】 と同じ
- 【資料 3-2-16】 ティーチングポートフォリオ作成ワークショップ
- 【資料 3-2-17】 浜松学院大学教職センター規程
- 【資料 3-2-18】 HGU 教師塾、ハマガク幼保の会について 【資料 2-3-21】 と同じ
- 【資料 3-2-19】 教職履修カルテチェック表 【資料 2-2-7】 と同じ
- 【資料 3-2-20】 通信制課程科目等履修に関する協定書・協議確認書

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1)3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
□ 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか
□ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

本学では、恒常的な教育の質保証と改善を目的に、アセスメント・ポリシーを定めている。アセスメント・ポリシーは、機関(大学)、教育課程(学部・学科)、科目レベルで、三つのポリシーの達成状況、教育効果並びに学生の学修成果に対する測定・評価指標を定めている。学生の学修成果に対する測定・評価の具体的な実施方法等については、アセスメントプランを策定し、アセスメントプランに基づいて学修成果の点検・評価を実施している。測定・評価指標は、「授業評価アンケート」、「各科目の成績(GPA)」、「資格取得状況」、「外部アセスメント」や、その他に「卒業生や就職先へのアンケート」、「就職率」、「入学者アンケート」等としている。

1. 「授業評価アンケート」の実施

本学では、毎年、前期・後期の2回、学生を対象に「授業評価アンケート」を全学的に実施している。シラバスには、三つのポリシーを踏まえた授業テーマや達成目標が表記されているが、このアンケート結果は、その達成度を測る指標の一つともなっている。

質問項目は、学生の授業への取り組み姿勢に関する項目と教員の授業の内容等に関する項目で構成されている。これらの質問項目は毎年FD・SD委員会で検討し、継続的に集計結果を考察しているが、経年的変化を見る観点から、小規模な改変に留まっている。

実施方法は、教務システムのポータルサイトにてアンケートを設定し、授業担当教員及び学務グループよりアンケート回答を促している。集計は、IR担当が大学全体の集計と各授業科目の集計を行う。大学全体の集計結果及び考察については、FD・SD委員会で報告している。各授業科目のアンケート結果は、全体結果と併せて担当教員にフィードバックし、「授業自己点検評価報告書」の作成を求めている。学生は学務グループ執務室内で教員の作成した「授業自己点検評価報告書」を閲覧することができる。

2. GPA 制度の導入

本学では、成績評価基準としてGPA制度を導入している。各授業科目のシラバスには、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、授業の終了段階までに行えるようになってほしい行動を到達目標として記載するよう求めており、担当教員はシラバスに記載された成績評価方法でその到達度を測り、成績評価基準に従って5段階の成績評価を行う。GPAは各科目の5段階の成績評価に応じて、「4」、「3」、「2」、「1」、「0」と科目GPに換算し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除することで求められる。GPAは、学修成果の指標として、カリキュラムマップの分類ごとのGPA分布を検証することで学習成果の到達度を測るほか、学修指導や各種奨学生、本学特待生、学長表彰の選考などの参考資

料に活用している。

3. 資格取得状況等の調査結果の活用

本学では、資格取得希望者の資格取得率を算出し、カリキュラム検討委員会において学修成果及び教育的成果の指標として検証している。

4. 外部アセスメントテストの導入

本学では、令和 4(2022)年度入学生から外部アセスメントテスト (PROG) を導入し、入学時と 3 年次に受験することで、大学における学修成果の可視化に取り組み始めている。令和 6(2024)年度は、3 年次の学生が受験する初めての年度となり、1 年次からの学修成果の可視化が可能となるため、結果に基づいて学修成果の点検・評価を行う。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-3-1】～【資料 3-3-7】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

1. 修学状況、資格取得状況、進路決定状況等の周知・共有

1) 修学状況の周知・共有

修学状況については、月に一度開催される学科会議で、教科担当、ゼミ担当から、学生の動静についての報告している。その共有された情報に基づいて教職員が協力して当該学生の指導にあたるという体制が確立されている。

2) 資格取得状況、進路決定状況等の周知・共有

学生の資格取得状況は学務グループで一元管理され、必要に応じて教員も確認ができる体制が整えられている。また、IR 担当が、資格取得希望者の資格取得率を算出し、カリキュラム検討委員会において学修成果及び教育的成果の指標として検証している。進路決定状況等は、キャリア支援委員会にて取り纏めが行われ、分析結果については、教授会で報告される。個別の具体的な状況については、キャリア支援委員会で報告され、学科会議等で情報共有される。

2. 「授業評価アンケート」結果のフィードバックと活用

本学では、毎年、前期・後期において学生の授業に関するアンケートとして、授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの質問事項は、毎年 FD・SD 委員会で検討し、継続的に集計結果を考察している。アンケートでは、学生の授業へ取り組む姿勢や、教員の授業方法の工夫等を集計する。集計については、大学全体の集計と各授業科目の集計を行い、担当教員に返却し、その結果を受けて、教員が「授業自己点検評価報告書」を作成し提出する。教員は、「授業自己点検評価報告書」に基づき、PDCA サイクルを回し、次学期以降の、授

業改善に生かしている。なお、学生は「授業自己点検評価報告書」を学務グループ執務室にて閲覧ができるようにしている。

3. アセスメントプランに基づくアセスメント・ポリシーの点検

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、機関(大学)レベル、教育課程レベル(学部・学科)、科目レベルで学修成果を査定するためアセスメント・ポリシーを策定している。また、三つのポリシーを踏まえた教育活動の点検・評価サイクル構築のためアセスメントプランを策定し点検・評価を実施している。各委員会等からのアセスメントプランに基づく学修成果の点検・評価結果より、アセスメント・ポリシー以外の改善項目が見出された。改善依頼書で各委員会等へ指示し、改善を行うこととしており、引き続き教育の質的向上を進めていく。

エビデンス集(資料編)：【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-4】～【資料 3-3-7】

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学教員は、学生による「授業評価アンケート」に対して「授業自己点検評価報告書」を書くことが義務付けられているが、この報告書の活用が十分でない。現在、FD・SD 委員会では、授業改善に資するための取組みとして「ティーチングポートフォリオ」の導入を進めており、令和 5(2023)年度は FD 研修として学部教員を対象にワークショップを開催したが、教員の参加率は想定より低い結果となった。今後はワークショップへの参加率向上を図り、自己点検評価報告書に代えてティーチングポートフォリオの活用について検討する。

令和 4(2022)年度から導入した外部アセスメントテスト(PROG)は、令和 6(2024)年度に 3 年次生が受験し、当該年度生の学修成果の可視化が可能となる。その結果をもとに、大学における学修成果を測定し、授業方法や教育課程の改善を図る。また、学生の就職活動時における、自身のスキルに関する指標として、ディプロマサプリメントへの活用を予定している。

前述のとおり、令和 7(2025)年度から本格的に導入する日本システム技術株式会社「GAKUEN」を活用して、学生が修得した成績情報の達成度、学外試験スコア、資格取得、受賞・表彰歴などの各種学修成果等を収集・記録した学修ポートフォリオを構築し、学修成果の可視化、教育成果の把握に努めていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 3-3-1】 令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼 【資料 2-2-20】 と同じ

【資料 3-3-2】 教員による授業自己点検評価報告書

【資料 3-3-3】 浜松学院大学履修に関する規程

【資料 3-3-4】 免許・資格取得率からみる大学の教育正課および学生の学修成果の検証について

【資料 3-3-5】 PROG 説明会資料

【資料 3-3-6】 アセスメント・ポリシー 【資料 1-1-5】 と同じ

【資料 3-3-7】 アセスメントプラン検証結果シート(2023 年度) 【資料 1-1-6】 と同じ

【基準 3 の自己評価】

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを身につけた者に対して、学位を授与している。そのために、単位認定及び卒業認定基準を学生に明示し、厳正に対処している。

一方、大学は、学生の将来と深く関わっており、その意味から、本学の教職課程や資格取得課程を充実させている。それを効率よく取得するカリキュラム編成が大きな意味をもってくる。複数の免許資格を希望する学生の単位取得が叶うようにするためには、教育課程の体系的編成が大切であることから、令和 4(2022)年度からカリキュラムマップを作成し、科目ナンバリングを実施している。令和 6(2024)年度は、ディプロマ・ポリシーにおいて育成される能力について、文部科学省の示す「各専攻分野を通じて培う「学士力」ー学士過程共通の「学習成果」に関する参考方針ー」を参考に、「知識・理解」、「思考・判断」、「関心・意欲」、「共生協調能力」として、各能力を具体的に示したことから、新たにカリキュラムマップを作成している。

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を、組織的に実施している。引き続き、カリキュラムマップや学修成果の指標を活用し、教育内容及び教育方法の検証を行うとともに、「大学短大業務統合ソリューションパッケージ」の導入・活用によって、教育改善を進めていく。

以上のことから、基準 3「教育課程」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

**4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの
確立・発揮**

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

学長は、「学校法人興誠学園職員就業規則」第3条において、大学の所属長として、「所属長は各所属の職員を指揮監督し、各業務全般を統括する」としている。また、「浜松学院大学運営組織規程」第2条において、学長の職務を「学長は、校務を司り、所属教職員を統括する」としており、学長が大学の意思決定と所属する教職員の指揮監督を有していることが明確である。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制については、「浜松学院大学運営組織規程」第3条で、運営会議を置くことを定め、本学の運営全般にわたる学長の意思決定を補佐している。

運営会議の構成員は、「浜松学院大学大学運営会議規程」第2条で、学長、副学長を置く場合は副学長、学部長、学科長、図書館長と、附属機関の長である地域共創センター委員長、教職センター委員長、事務職員から事務部長、大学経営企画室長、その他学長が指名する者とし、学長が議長としてリーダーシップを発揮している。また、同規程第4条で運営会議の審議事項を定め、主な審議事項は、運営及び教育研究に係る重要事項に関すること、将来構想及び中期計画に関すること、教育改革の推進に関すること、学則及び諸規程の制定、改廃に関すること等である。運営会議において、本学の教学マネジメントに関わる重要事項について協議が行われ、諮問機関である教授会で審議を十分にしたうえで、学長が最終決定を行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-1-1】～【資料 4-1-4】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

学長は、「学校法人興誠学園職員就業規則」第3条において、大学の所属長として、「各

所属の職員を指揮監督し、各業務全般を統括する」としている。また、「浜松学院大学運営組織規程」第2条第1項において、学長の職務を「学長は、校務を司り、所属教職員を統括する」としており、学長の意思決定の権限と責任が明確に定められている。

副学長については、同規程第2条第2項において、「学長を補佐し、校務を司る」ことを職務とし、学長の補佐役として置くことができるとしているが、現在は置いていない。

また、学部長については、同規程第2条第3項において、「学長の方針、指示に従い、学部における校務及び教育研究を統括する」ことを職務とし、置いている。学科長については、同規程第2条第4項において、「学長の方針、指示に従い、学科における校務及び教育研究を統括する」ことを職務とし、置いている。さらに、「図書館の管理と運営を統括する」を職務とする図書館長、「学長の命を受け、事務を統括する」を職務とする事務部長を置いている。

以上のとおり、大学の意思決定の権限と責任、学長・副学長・学部長・学科長等の組織上の位置付け及び役割を明確に定め、適正に機能している。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。 |
| <input type="checkbox"/> 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。 |
| <input type="checkbox"/> 使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。 |

本学は、学則第48条に基づき、教授会を設置し、「浜松学院大学教授会規程」で、教授会の運営に関して必要な事項を定めている。

教授会は、学則第50条第1項・第2項及び「浜松学院大学教授会規程」第5条第1項・第2項に則り、以下の事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べるほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる組織として位置付けている。

- ①学生の入学、卒業及び課程の修了
- ②学位の授与
- ③学則に関する事
- ④教員の任用及び昇任にかかる教育研究業績の審査に関する事
- ⑤学生の退学、転学、休学、復学、除籍に関する事
- ⑥学生の指導、賞罰に関する事
- ⑦前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」は、教授会で意見を聴いたうえで、「教育課程編成に関する事項」、「学生の学業成績に関する事項」の2事項とした。そして、「学校教育法第93条第2項第3号及び浜松学院大学教授会規程第5条第1項第7号の学長が定める事項に関する内規」で定め、周

知している。

また、本学では教授会の他に、教学に関して審議する会議体として、各種委員会、学科会議を置いている。

「浜松学院大学運営組織規程」第4条において、本学における諸課題に対応するため、入試・広報委員会、学務委員会、キャリア支援委員会、FD・SD委員会、DiCoRes推進委員会、研究委員会、図書館運営委員会、自己点検・評価委員会、教員採用及び昇任委員会、ハラスメント防止対策委員会、研究倫理委員会、衛生委員会、カリキュラム検討委員会の委員会を置くことを定めている。さらに、同規程第5条において、学科における運営課題に対応するため、それぞれの学科に学科会議を置くことを定めている。各種委員会及び学科会議では、それぞれの委員会規程や学科会議規程で定めた事項について審議し、必要に応じて運営会議、教授会に報告している。教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項に関しては、運営会議を経て教授会において審議されている。

以上より、大学の使命・目的を達成させるために全学的な教学マネジメントの体制を構築し、学長による大学の意思決定及び教学マネジメントを行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-1-2】【資料 4-1-4】～【資料 4-1-6】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

□ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

事務組織については、「学校法人興誠学園事務組織規程」により、職制と職務、担当ごとの事務分掌を定めている。同規程第4条において、大学事務室に、大学経営企画室、総務・企画グループ、入試・広報グループ、学務グループ、キャリア支援グループ及び図書館グループを置くこととしている。同規程第7条3項において、大学事務室に事務部長を、大学経営企画室に大学経営企画室長を、各グループにグループ長を置き、それぞれ事務職員をもってこれに充てると定めている。

適切な教学マネジメントを担保するため、設置した学務委員会等の委員会組織や学長の職を支援するべく、事務組織を整備し、適切に事務職員を配置して、機能性を確保している。事務職員の適切な配置や業務改善に資するため、事務部長による面談を通じて、直接、業務に対する意向や提案を把握している。

また、事務職員は、所属部署の業務に加え、教授会や委員会に構成員として参画し、大学の教育活動の一端を担うほか、事務部長及び大学経営企画室長は、運営会議にも構成員として参画し、重要な意思決定にも関与している。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-1-7】

(3) 4-1の改善・向上方策(将来計画)

大学運営においては、学長のリーダーシップのもと、機動的でかつ効率的な意思決定プロセスを構築できるように組織を常に点検しながら、教学マネジメントの遂行に必要な教職員を適切に配置し、権限と責任が明確な大学運営を継続する。

エビデンス集(資料編)

- 【資料4-1-1】 学校法人興誠学園職員就業規則
- 【資料4-1-2】 浜松学院大学運営組織規程
- 【資料4-1-3】 浜松学院大学大学運営会議規程
- 【資料4-1-4】 浜松学院大学教授会規程
- 【資料4-1-5】 浜松学院大学学則 【資料F-3】 と同じ
- 【資料4-1-6】 学校教育法第93条第2項第3号及び浜松学院大学教授会規程第5条第1項第7号の学長が定める事項に関する内規
- 【資料4-1-7】 学校法人興誠学園事務組織規程

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

□ 大学及び大学院に必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学の令和 6(2024)年度における各学科の専任教員数については、地域共創学科 12 人(うち教授6人)、子どもコミュニケーション学科 17 人(うち教授7人)の合計 29 人である。

大学設置基準で定められている基準教員数は 26 人(うち教授 13 人)であり、設置基準を満たしている。また、免許・資格の取得のための教育課程に関する専任教員数は、法令に定める基準を満たしている。

教員の採用は、教育目的及び教育課程に適合した教員組織を維持するため、欠員補充を基本としている。学科・専攻の教育目的、分野(学科内のコースなど)に応じて、ふさわしい専任教員を確保・配置している。

本法人では、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために、令和 4(2022)年度に「学校法人興誠学園女性活躍推進法の一般事業主行動計画」を定め、公表している。令和 6(2024)年度、本学の専任教員に占める女性教員の割合は 44.8%(13 人/29 人)、職員に占める女性職員の割合は 64.5%(20 人/31 人)である。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-2-1】

□ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用及び昇任は、「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に基づき行われる。

教員の採用については、学長が教員の採用が必要と認めたときに、理事長に申請し、理事長の承認が得られた場合は、学長が教員採用及び昇任委員会を開き、JREC-IN で公募又は推薦により募集し、学長等による面接及び模擬授業を行い、教授会で諮ったうえで、候補者を選考する。理事長は、自らが指名した理事とともに、候補者の面接を行い、適否を決定している。

教員の昇任については、学長が教員の昇任が必要と認めたときに、理事長に申し出、理事長の承認が得られた場合は、学科長等の推薦を基に、教員採用及び昇任委員会において、候補者の履歴書、教育研究業績書等により、審査基準に基づき、審査を行い、教授会に諮ったうえで、理事長の決裁を経て、選考している。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

□ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

FD(Faculty Development)活動については、FD・SD 委員会を設置し、「浜松学院大学 FD・SD 委員会規程」に基づき、「浜松学院大学における教職員育成の目標・方針」を定めて、FD 活動を行っている。学生にとって分かりやすい教育、主体的に学べるアクティブ・ラーニング、思考力・創造力を養う教育、学期を通じて計画的・体系的に学べる教育等を行うべく全学的な教育内容・方法等の改善の取組みを行っている。具体的には、「専任教員間による授業参観」、「授業評価アンケート」、「研修会」を行っている。

1. 専任教員間による授業参観

教員相互の授業参観を通して具体的な授業の進め方や指導技術について学び、自己の授業環境で活かすことのできる指導方法を模索することにより、より良い授業づくりを推進している。例年、年 2 回、前期 10～12 週の 3 週間、後期 10～12 週の 3 週間の期間で全専任教員に期間中 1 回以上の専任教員相互の授業参観を義務づけている。教員は、参観終了後に参観報告書を担当職員へメールにて提出し、参観した授業からの学びを各自の授業へ活かしている。

2. 授業評価アンケート

年 2 回、前期 13～15 週の 3 週間、後期 13～15 週の 3 週間の期間で実施している。アンケートは、各授業科目において履修者に呼びかけ回答を促しているが、回答率は 50%前後にとどまっており回答率の向上が課題となっている。令和元(2019)年度からは学外者を含む外部評価において授業評価アンケート結果の審議や提言を行い、FD・SD 委員会に報告している。令和 2(2020)年度からはコロナ禍により書面での意見徴収による評価となっていたが、令和 6(2024)年度からは、対面又はオンライン会議を活用した外部評価を実施する予定である。

また、アンケート結果は大学全体の集計と各授業科目の集計を行い、担当教員に返却し、その結果を受けて、教員が「授業自己点検評価報告書」を作成し提出する。教員は、

「授業自己点検評価報告書」に基づき、PDCA サイクルを回し、次学期以降の、授業改善に活かしている。

令和 4(2022)年度にはアセスメントプランが策定され、カリキュラム検討委員会において教育改善効果の検証が行われており、その指標として授業評価アンケートの結果を活用している。

3. 研修会

令和 5(2023)年度は、令和 4(2022)年度に引き続きオンデマンドの研修を活用し、ICT の利活用による教育改善やアクティブ・ラーニングの強化、学生への教育・学生生活面でのフォローアップ等に関する研修を実施した。オンデマンド研修の活用により FD 研修の機会が増え、より多くの教員が参加した。また、対面による研修としては、ティーチングポートフォリオ作成のワークショップ研修を実施した。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-2-4】～【資料 4-2-10】

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 4(2022)年度に「浜松学院大学における教職員育成の目標・方針」を定め、令和 5(2023)年度の FD 活動は本方針に沿って実施された。引き続き方針に基づき、目標達成のために必要な研修を企画・検討していく。

授業評価アンケート結果について、教育内容の改善に活用されているが、その回答率は 50%前後にとどまっていることから、学生への回答の促しを強化するなど回答率向上の取組みが必要である。このため、授業で周知した後、FD・SD 委員会からリマインドメールを複数回送付するとともに、アドバイザーからも回答の促しを行い、回答率向上を図る。

令和 4(2022)年度から授業改善に資する取組みとして、「ティーチングポートフォリオ」の導入を検討している。令和 5(2023)年度は FD 研修として学部教員を対象にワークショップを開催して、ティーチングポートフォリオの作成促進に取り組んだが、一部の教員が参加するに留まっている。令和 6(2024)年度も FD 研修としてワークショップを開催し、参加率向上を図る。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 4-2-1】 学校法人興誠学園女性活躍推進法の一般事業主行動計画について
- 【資料 4-2-2】 浜松学院大学教員採用及び昇任規程
- 【資料 4-2-3】 浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)
- 【資料 4-2-4】 浜松学院大学 FD・SD 委員会規程
- 【資料 4-2-5】 浜松学院大学における教職員育成の目標・方針
- 【資料 4-2-6】 教員相互授業参観について 【資料 3-2-14】 と同じ
- 【資料 4-2-7】 令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼 【資料 2-2-20】 と同じ
- 【資料 4-2-8】 教員による授業自己点検評価報告書 【資料 3-3-2】 と同じ
- 【資料 4-2-9】 授業評価アンケート結果を用いた教育改善効果の検証について
- 【資料 4-2-10】 令和 5 年度内部研修一覧(FD)

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

□ 職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。
--

SD(Staff Development)活動については、FD・SD委員会を設置し、「浜松学院大学FD・SD委員会規程」に基づき、「浜松学院大学における教職員育成の目標・方針」を定めて、職員の資質や能力向上のための研修会を実施している。

令和5(2023)年度に実施した研修会は、学内では教室設備機器操作の研修やICT技術を活用したハイブリッド配信研修といった授業運営に係る研修や、食物アレルギー研修や合理的配慮のある学生に対する修学・就職支援といった学生生活を支援する研修を実施し、多くの教職員が参加した。

令和5(2023)年からは、新たに採用した事務職員に対して、大学職員としての基礎的知識の習得を図るため、教材を配布して自己学習を促している。

外部の研修については、日本私立大学協会及び県内のすべての高等教育機関で組織するふじのくに地域・大学コンソーシアム等が主催する「ChatGPT等生成系AIの台頭と大学現場への影響～入門編～」に、本学からは2人の職員が参加した。その他にも日本私立大学協会をはじめとする外部団体が主催する研修会に参加し、知識の習得、能力の開発に努めている。

また、法人本部主催で学園の全教職員を対象に事務力向上研修を実施しており、令和5(2023)年度は、接遇マナー講座、学園の財務状況に関する研修を実施した。令和5(2023)年度は、教職員202人中201人が受講した。

エビデンス集(資料編)：【資料4-3-1】～【資料4-3-6】

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

職員の資質・能力のさらなる向上を図るためには、職員のニーズを調査するとともに、特に、高等教育を取巻く環境に焦点を合わせた大学運営等に関するSD活動を継続的に行う。外部の各種研修会にも積極的に参加し、情報収集等を通じた職員の資質、能力向上に努めていく。併せて、組織の見直しを継続的に行うとともに、職員の資質・能力及び力量の向上を目指したSD研修を活性化させ、教職協働体制による大学運営に取り組んでいく。

エビデンス集(資料編)

【資料4-3-1】浜松学院大学FD・SD委員会規程

- 【資料 4-3-2】 浜松学院大学における教職員育成の目標・方針 【資料 4-2-5】 と同じ
- 【資料 4-3-3】 令和 5 年度内部研修一覧(SD)
- 【資料 4-3-4】 令和 5 年度研修会開催通知(ふじのくに地域・大学コンソーシアム)
- 【資料 4-3-5】 令和 5 年度外部研修一覧
- 【資料 4-3-6】 令和 5 年度研修通知(法人本部)

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

全ての専任教員に個別の研究室が用意されており、研究室には、空調やネットワーク環境、書棚、机、椅子などの必要な備品を整備している。また、研究資料の調達が行きやすいよう図書館の貯蔵図書や学術雑誌を充実させ、専任教員は、30冊を上限に1か月の期間借りることができる。その他、新聞、新聞記事が検索できるデータベースを収蔵している。

研究に充てる時間に関しては、教員は各自の教育・研究のために自宅研修日を週1日設けることを認めている。また、大学運営のための校務分掌も、特定の教員に偏ることがないように配慮し、各教員の担当業務を定めている。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-4-1】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか

本学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(以下、ガイドラインという。)」に沿って、「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程」を定め、同規程第5条において、最高管理責任者として学長を指名し、研究倫理の向上及び不正行為の防止、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じることを定めている。

上記規程をはじめとして「浜松学院大学研究倫理規程」や「研究活動における行動規範」等の研究及び公的研究費に関する規程を整備し、本学ホームページに掲載し、学内外に広く周知している。そして、教員、職員それぞれに研究倫理・コンプライアンス教育の実施や、誓約書の徴収を行っている。

令和 5(2023)年度には、研究倫理・コンプライアンス教育として、日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の通読、「研究倫理 eラーニング」の受講を実施している。ガイ

ドラインに係るコンプライアンス教育用コンテンツを視聴したうえで理解度テストを実施し、理解度を図っている。さらに、外部講師を招聘して研究不正防止セミナーを実施し、研究不正防止について理解を深めている。これらの研修は、対象となる全ての教職員が受講している。

その他、研究倫理委員会を設置し、「浜松学院大学研究倫理規程」に基づき、倫理上の審査が必要な研究については、倫理審査を実施している。

上記のとおり、ガイドラインに基づき、大学内の責任体系を明確化し、不正防止のために研究倫理・コンプライアンス教育を実施し、監事等と連携して研究費の適正な運営・管理活動を行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-4-2】～【資料 4-4-7】

4-4-③ 研究活動への資源の配分
<input type="checkbox"/> 研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
<input type="checkbox"/> 研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

教員の研究費は、「浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部教員の研究費等に関する規程」に基づき、個人研究費として配分している。令和 5(2023)年度の配分額については、教授、准教授、講師、助教ともに、専任教員は一律 12 万円を配分し、新任教員には 3 万円を、科学研究費助成事業(以下、科研費という。)の獲得・継続教員には科研費間接経費額に応じて 20 万円を限度として加算して配分している。研究に関する「自己点検・評価及び教育研究計画」を提出させて、達成度の報告、実績報告や目標管理を実施したうえで、研究費の配分を行っている。

研究活動のための外部資金の導入努力として、科研費やその他の助成金の情報を教員へ積極的に周知している。また、令和 5(2023)年度は、外部講師を招聘して科研費申請に向けたセミナーを実施し、科研費申請の最新動向や採択されるためのポイントについて解説している。さらに、科研費応募の際は、科研費担当職員等複数人による応募書類(研究計画調書)の添削を行っている。前述のとおり、科研費獲得者へ個人研究費を追加で配分を行うことで、教員の積極的な外部資金獲得を促している。

エビデンス集(資料編)：【資料 4-4-8】～【資料 4-4-12】

(3)4-4 の改善・向上方策(将来計画)

研究活動の活性化は、教育の質の向上、地域貢献につながり、さらに教員自身に精神的充実をもたらすと考え、科研費等の外部資金獲得を増やしていくことを目指す。そのために、科研費獲得セミナーを令和 5(2023)年度に引き続き、令和 6(2024)年度も継続して実施する。また、研究倫理・コンプライアンス教育を引き続き実施して、研究倫理の厳正な運用に努める。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 4-4-1】 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部教員の勤務に関する内規
- 【資料 4-4-2】 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程
- 【資料 4-4-3】 浜松学院大学研究倫理規程
- 【資料 4-4-4】 研究活動における行動規範
- 【資料 4-4-5】 浜松学院大学ホームページ(不正防止)
- 【資料 4-4-6】 令和 5 年度研究倫理教育の実施について
- 【資料 4-4-7】 誓約書
- 【資料 4-4-8】 浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部教員の研究費等に関する規程
- 【資料 4-4-9】 令和 5 年度個人研究費配分表
- 【資料 4-4-10】 自己点検・評価及び教育研究計画
- 【資料 4-4-11】 科研費獲得セミナーの内容
- 【資料 4-4-12】 科研費採択状況(過去 5 年間)

[基準 4 の自己評価]

本学では、使命・目的の達成のために、学長の強力なリーダーシップの下で大学運営を行っており、各委員会並びに各センターが学長のリーダーシップを発揮するための補佐体制として機能しており、意思決定を適切に行っている。

教育目的及び教育課程に即した教員を配置しており、大学設置基準や関係法令の定めを遵守している。採用・昇任に関しては、「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に基づき、適正に運用している。

学修者本位の教育の実現に向けて、教職員一人ひとりの能力向上を目指した FD 及び SD の取組みも行われている。また、教員の研究への取組みに対する支援体制も強化している。FD・SD 及び研究の取組み成果は、教職員一人ひとりの意欲を生み出し、学修者本位の教育に結びついている。

以上のことから、基準 4「教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

学校法人は、建学の精神に基づく質の高い教育活動を継続的に実施していくための安定的な経営を求められており、学校法人及び教育機関としての公共的・社会的責務を果たすうえで、経営の規律を確保することは極めて重要なものと認識している。

本学の運営・経営は、私立学校法に基づき「学校法人興誠学園寄附行為」及び「学校法人興誠学園寄附行為施行細則」によって、理事会を最高意思決定機関として位置付けている。理事の中から学校法人の代表者として理事長を選任し執行業務を総理して、経営の規律と誠実性を維持している。

理事長の業務執行に関しては、理事会の決議のほかに、重要規程を除く規程の制定・改廃を「学校法人興誠学園寄附行為施行細則」に規定する特任理事会に一部権限を委任している。そのほか稟議に関する規程、会計に関する規程等、諸々の規程に基づいて実施されている。

理事・評議員・監事の選任は、「学校法人興誠学園寄附行為」に基づき、適切に行われており、理事会・評議員会は定期的に開催されている。理事会についてはほぼ毎月開催され、業務執行や経営方針に関わる重要課題等について、適切に審議されている。

監査機能の強化・充実を図り、監事の監査、会計監査人の外部監査を実施している。経営の規律は保たれ、誠実に執行されており、維持・継続性に問題はない。

また、5 年を計画期間とする中期計画を策定し、その中で法人全体の目指す目標を提示するとともに、目標を実現する具体的な方策や財務計画を盛り込み、役員及び教職員に明示し公表している。(令和元(2019)～令和 5(2023)年度「興誠未来創造計画」、令和 6(2024)～10(2028)年度「興誠学園地域共創プラン」)

この中期計画を指針として各年度の事業計画の策定、予算の編成を行っており、併せて目的別予算により事業の費用対効果や事業の点検、見直しに努めている。

具体的な経営に関する事務執行は、根拠となる「学校法人興誠学園経理規程」や「学校法人興誠学園調達規程」等の学園規程に則り、厳正に行われており、さらに事務に従事する職員については、「学校法人興誠学園職員就業規則」により、厳守すべき服務心得や制裁事由を定め、適切な法人運営を図っている。

上記のとおり、学校法人及び教育機関の、公共的・社会的役割と責任を自覚し、経営の規律と誠実性を維持し適切に運営している。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-1-1】～【資料 5-1-7】

□ 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。

「学校法人興誠学園情報公開規程」により、法人及び大学の基本的情報等をホームページに掲載し、広く社会に公開するとともに、寄附行為及び財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、役員等名簿、役員に対する報酬等の支給の基準を法人本部の事務所に備え、閲覧請求があった場合にはこれを開示している。

また、大学のホームページにおいて、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定している教育情報や、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定している教員の養成の状況に関する情報を公表している。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-1-8】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

□ 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

大学を巡る厳しい社会環境の下で、その社会的役割を果たし続けるためには、質の高い教育・研究の推進と、これを継続するための経営基盤の強化や健全な財務体制の確立が共に必要不可欠である。また、これらの目標を達成するためには、それぞれの取組みが密接に連携し、相乗的な成果をあげることが極めて重要である。

使命・目的の実現への継続的努力として、教学部門においては、教授会が原則として毎月開催され、審議の場を設けている。全学的な方針の策定や各委員会等の連絡・調整については、運営会議において審議がなされ、学長が最終決定を行う。経営における最高意思決定や重要課題については、理事長の招集によって理事会が定期的で開催されて、議論・審議の場を設けられ、中・長期的な面からも経営判断を行っている。

本学の使命・目的の実現のために、教授会・運営会議・理事会・特任理事会の組織の下で継続的な努力がされている。一方、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、委員会組織や事務局体制が整備され、学長の支援体制を確立している。

また、建学の精神に基づき、私立大学としての使命を果たしていくために、日本私立大学協会「私立大学版ガバナンス・コード」に準拠し、「浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部ガバナンス・コード」を制定した。毎年、監事による遵守項目の取組状況の点検・評価を行い、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

□ 環境や人権について配慮しているか。

環境の配慮については、法人として環境方針を定めて、教職員、学生、生徒等の連携のもと、日常活動において省資源・省エネルギー、廃棄物削減への取組みを推進するとともに、教育においては、発達段階に応じた環境教育の充実に取り組んでいる。具体的には、

校内への桜の植樹を計画的に進めるなど、都市緑化にも配慮している。また、夏季のクールビズや冬季のウォームビズを全教職員が実施し、冷暖房の温度設定など省エネ対策にも取り組んでいる。

人権の配慮については、ハラスメント対策として、「浜松学院大学ハラスメント防止対策規程」を定めて、同規程に基づき「浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程」を整備し、学生、教職員等が常時相談を受けられるようにしている。教育の場で起こりやすいアカデミック・ハラスメントには最大限注意し、不登校や休学に追い込まれる学生がないよう努めている。

また、法人としての「学校法人興誠学園ハラスメント防止等に関する規程」に基づき、部門の枠を超えた相談体制を構築し、ハラスメント事案の申し出に対しては、必要に応じて調査委員会を設置して事案の解決を図っているほか、チラシの配布や、全教職員を対象とした研修会を行うなど、令和 2(2020)年度に義務化されたパワーハラスメント防止措置を実施している。

大学では、学生、教職員の心身の健康管理等は、健康管理センターが中心となり、産業医を構成員に含む衛生委員会と連携してストレスチェックを実施している。健康管理センターには養護専門員が常駐しており、傷病等の応急処置、学生相談の対応をしている。また、精神的な悩み、学業や対人関係の不安や問題を持つ学生の相談支援のため、健康管理センターが、非常勤相談員(カウンセラー)・専門機関・キャリアカウンセラー・父母等の保証人と連携をとり、教職員とも情報交換により共通理解を図ったり、対応についての学内研修の場を設けたりしている。

これらにより、安全・安心で快適な教育環境の整備、省エネ・省資源対策の展開や、人権を守る体制の整備など、環境保全、人権、安全に配慮しているところである。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-1-11】～【資料 5-1-16】

□ 学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

自然災害の発生を想定した安全対策としては、学務委員会が中心となり防災訓練等を行っている。また、「学校法人興誠学園防災管理規程」及び「浜松学院大学危機管理計画」を基に、「浜松学院大学消防計画」を作成し、災害時には防災本部を立ち上げ、迅速な対応を図ることとしている。

危機管理に関しては、各部門と連携した学園対策本部としてのマニュアルについて、現在、策定作業を進めている。

また、BCP(Business Continuity Plan)対策として、「大地震による被災を想定した浜松学院大学事業継続計画(BCP)」を令和 6(2024)年 2 月に策定し、学内に周知している。令和 6(2024)年度以降も計画的に PDCA サイクルを回すべく、事業継続マネジメント(BCM)を危機管理計画に平仄を合わせる形で運用を進めていく。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-1-17】～【資料 5-1-21】

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

経営の規律と誠実性を維持するため、ルール遵守について常に留意するとともに、安全で快適な教育環境の整備や、環境保全につながる省エネ・省資源対策、適切で積極的な情報公開に努め、社会の要請に応じていく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 5-1-1】 学校法人興誠学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-2】 学校法人興誠学園寄附行為施行細則 【資料 F-1】 と同じ
- 【資料 5-1-3】 中期計画「興誠未来創造計画」
- 【資料 5-1-4】 中期計画「興誠学園地域共創プラン」 【資料 1-2-10】 と同じ
- 【資料 5-1-5】 学校法人興誠学園経理規程
- 【資料 5-1-6】 学校法人興誠学園調達規程
- 【資料 5-1-7】 学校法人興誠学園職員就業規則
- 【資料 5-1-8】 学校法人興誠学園情報公開規程
- 【資料 5-1-9】 浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-10】 ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書
- 【資料 5-1-11】 浜松学院大学ホームページ(環境方針)
- 【資料 5-1-12】 浜松学院大学ハラスメント防止対策規程
- 【資料 5-1-13】 浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程
- 【資料 5-1-14】 学校法人興誠学園ハラスメント防止等に関する規程
- 【資料 5-1-15】 浜松学院大学衛生管理規程
- 【資料 5-1-16】 浜松学院大学衛生委員会規程
- 【資料 5-1-17】 学校法人興誠学園防災管理規程
- 【資料 5-1-18】 浜松学院大学危機管理計画
- 【資料 5-1-19】 浜松学院大学消防計画
- 【資料 5-1-20】 令和 5 年度防災訓練実施要綱
- 【資料 5-1-21】 大地震による被災を想定した浜松学院大学事業継続計画(BCP)

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

□ 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

理事会は、概ね毎月 1 回のペースで開催し、寄附行為及び関係法令に則り所定の事項について審議するほか法人運営に係る重要事項について審議・議決を行うなど、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決するとともに、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしている。また、経営を担う責務に基づき、各学校の財政運営への関与等を

通じ、法人事業全体の適正な管理運営を担っている。理事会は、寄附行為及び私立学校法第36条の規定に基づき、理事長が招集し、議長を務め、適切に運営されており、大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集するとともに、その社会的責任を認識し、私立学校法及び学内規程の定めるところに従い、情報公開を行っている。

また、学校法人運営及び大学運営に必要な規程を整備し、関連法令の改正や、業務運営の課題解決など必要に応じて、寄附行為等が定める所定の手続きにより、規程の改正等を行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-2-1】～【資料 5-2-3】

□ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。

理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している者の中から、寄附行為及び私立学校法第38条(役員を選任)の規定に基づき、寄附行為が規定する定数の上限の12人が選任されており、選任については学校教育法第9条(校長、教員の欠格事由)や兼任制限等、関係法令の規定に従い、適切に行われている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-2-1】～【資料 5-2-3】

□ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

理事は、強い責任感を持って理事会に臨んでおり、令和5(2023)年度の理事会出席率は93.2%(実績179人回/全体192人回)で、欠席する場合もほとんど委任状が提出されている。

理事会は、法人の最高意思決定機関として法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する重要な役割を果たしており、十分に機能している。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-2-1】～【資料 5-2-4】

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和7(2025)年4月1日施行の私立学校法改正により、学校法人のガバナンス改革を推進するよう制度が改正された。本学園においても、私立学校法改正に合わせ、理事会、評議員会の役割分担を見直し、各組織の機能強化を図っていく。

社会情勢が急激に変化し、課題も多様になっている中で、法人経営の最高意思決定機関である理事会の機能をより高めるため、また、理事長の経営判断等に係るリーダーシップを支えるため、経営環境の把握や学園の各部門の経営状況等を分析するとともに、法人経営全般にわたる企画調整、指導を担う法人本部事務局の機能の強化を図っていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 5-2-1】 学校法人興誠学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-2】 学校法人興誠学園寄附行為施行細則 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-2-3】 学校法人興誠学園役員選任規則

【資料 5-2-4】 理事会等の開催状況 【資料 F-10】 と同じ

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

現理事長は、令和 3(2021)年 7 月から浜松学院大学及び同短期大学部学長に就任し、令和 4(2022)年 7 月からは、合わせて理事長に就任した。令和 5(2023)年度からは経営に専念するため学長職を辞し、常勤理事長として、豊富な経験を基に建学の精神に根差した経営改善に取り組み、学園全体の発展に努めている。

また、学長は理事として、理事会や特任理事会に出席し、大学運営の責任者である学長としての立場と、法人運営の理事としての立場を併せ持つ役割を果たしている。理事会による経営方針等を教学の現場で具体化し、特に教学内容の見直しや大学運営における学長ガバナンスの強化を進めるなど、大学の健全かつ適切な運営に当たっている。

各部門からは所属長等が理事として理事会に出席するほか、役員でない各所属の管理職員も陪席者として会議に出席することとしている。学園運営に関わる諸課題を認識するとともに協議を直接聴くことができ、各部門における学校運営も、学園運営方針を理解したうえで進めることができている。

法人と大学との間の共通認識による連携を図ることができる体制となっており、意思決定の円滑化にも役立っていると判断する。

令和 2(2020)年度には、新たな学長選任規程の制定と管理職選任規程の改正を行った。

理事会が設置する学長選考組織が主体性を持って学長を選考し、併せて、学部長の任命については学長の内申によることとし、学長のガバナンスの強化による円滑な大学運営の実施を図ったところである。

新たな学長選任規程の制定後、令和 3(2021)年 7 月と令和 5(2023)年 2 月に 2 度の学長選任が行われ、大学運営は円滑に行われている。

以上より、理事長は法人の最終的な意思決定機関である理事会を招集して議長を務め、法人及び大学の意思疎通と連携を適切に行い、法人の重要事項の協議・決定において主導的な役割を果たしている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】

教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

事務部門では、全学園の事務部門の管理職及びグループ長によって構成される事務長・

グループ長会議を毎月定期的開催している。法人本部は、学園の運営に関する方針を述べ、出席者の意見を聞いている。

また、理事会や特任理事会等の上級会議の決定事項を通知するとともに、事務部門の現場から意見集約を行っており、理事会等意思決定機関と事務部門との適正なコミュニケーションが図られている。

教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、「事務・業務改善提案制度」を設け、学園の運営改善に生かしている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-3-3】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
<input type="checkbox"/> 監事の選任を適切に行っているか。
<input type="checkbox"/> 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。
<input type="checkbox"/> 監事は、監事の職務を適切に行っているか。

監事は、寄附行為により、定数については「2人以上3人以内」、選任については、「この法人の理事、職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任する」とされており、現在、寄附行為の手續に則って2人の監事が選任されている。

令和5(2023)年度の監事の理事会出席率は96.8%(実績31人回/全体32人回)、評議員会出席率は、91.6%(実績11人回/全体12人回)であり、出席状況は適切である。

監事は、寄附行為及び関係法令に基づき、業務及び財産状況等について監査及び指導助言を行うとともに、全ての理事会、評議員会に出席して各学校の事業内容や経営全般に対して意見を述べている。

学校法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。また、業務執行等については、意見や提案等について監事意見書を取りまとめ報告している。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-3-4】～【資料 5-3-7】

<input type="checkbox"/> 評議員の選任を適切に行っているか。
<input type="checkbox"/> 評議員会の運営を適切に行っているか。
<input type="checkbox"/> 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

評議員会は、寄附行為及び私立学校法第44条に基づき30人の評議員をもって構成され適切に選任されている。

寄附行為及び関係法令に基づき、予算や事業計画のほか、財産状況等に関する事項や重要な運営方針等について理事長の諮問に応えるなど、適切に運営されている。

令和5(2023)年度の評議員の評議員会出席率は、76.1%(実績137人回/全体180人回)であり、出席状況は適切である。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-3-5】～【資料 5-3-7】

□ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

理事会や評議員会には、各所属の管理職員等の陪席者が出席し、学園運営に関する協議内容を直接理解することができる環境は、各部門におけるガバナンスの発揮につながっている。監事及び評議員会による客観的な立場によるチェック体制が機能している。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

運営上の課題が益々増大し、多様化していく中で、適切な財務処理に加え、業務全体の執行にわたる監査指導・助言機能等が重要になっている。このため、法人本部に「監査・コンプライアンス室」を設置し、コンプライアンスの維持・リスク管理等に関することや、会計監査人及び監事との連絡調整・業務支援に関すること等を行っている。

理事会や評議員会の状況は、毎回事務部長から全教職員に情報共有している。

引き続き、教職員への研修や DX(Digital Transformation)を通じて、教職員が一丸となって教職協働による大学運営に取り組む職場風土の醸成を図っていく。学園全体の収支について共通認識を持てるよう、情報提供に努めていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 5-3-1】 学校法人興誠学園浜松学院大学学長選任規程

【資料 5-3-2】 学校法人興誠学園管理職選任規程

【資料 5-3-3】 事務・業務改善提案制度実施要領

【資料 5-3-4】 学校法人興誠学園監事監査規程

【資料 5-3-5】 学校法人興誠学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-6】 学校法人興誠学園寄附行為施行細則 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-7】 理事会等の開催状況 【資料 F-10】 と同じ

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

中期計画「興誠未来創造計画」は、主に経営改善計画として策定された前計画「興誠学園経営改善計画(まことプラン)」の検証とその反省に基づき、経営改善に加えて全教職員が目指すべき学園の将来像を示す実施計画として、令和元(2019)年度から5ヶ年を計画期

間とし策定した。また、中期計画「興誠未来創造計画」作成時に、5ヶ年の「財務計画」を合わせて作成し、学生生徒納付金等の収入目標及び教育経費支出、管理経費支出の見通しを立てて、毎年度の予算編成に反映させている。

中期計画に対する毎年度の進捗管理は、各部門で「興誠未来創造計画実施管理表」を作成して進捗状況、効果を検証し、その結果を各年度の事業計画に反映させている。

令和5(2023)年度は中期計画「興誠未来創造計画」の最終年に当たることから、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5ヶ年の中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定した。

有利子負債について、令和5(2023)年度末借入金残高は275百万円となり、前年度末比29百万円減少している。地元金融機関及び日本私立学校振興共催事業団から借入しているが、滞りなく返済している。

令和5(2023)年度末運用資産は、現金預金992百万円、特定資産1,138百万円を確保しているが、3億円強の中学校高校体育館建設費用の支払などの特殊要因により、前年度末比285百万円減少している。

また、基本金組入前収支差額は、令和5(2023)年度には赤字となっているが、これは、短期大学の用地売却のための施設解体に伴う建物除却差額等約2億円を計上したことなど、特殊要因によるものが大きい。

資産運用については、今後の大型設備投資が予定されており、定期預金運用している。

以上より、適正な予算管理、計画的な債務返済、堅実な資産運用を行っており、適切な財務運営ができている。

表 5-4-1 学園全体総現員数

単位：%

年度	2020	2021	2022	2023	2024
人数	2,098	2,040	2,012	1,845	1,766
充足率	90.4	87.9	86.7	80.2	76.8

表 5-4-2 大学入学者数

単位：%

年度	2020	2021	2022	2023	2024
地域共創学科	69	58	53	60	39
充足率	115.0	96.7	88.3	85.7	55.7
子どもコミュニケーション学科	67	47	57	48	48
充足率	67.0	47.0	57.0	68.6	68.6

表 5-4-3 大学総現員数

単位：%

年度	2020	2021	2022	2023	2024
人数	463	472	476	446	395
充足率	72.3	73.8	74.4	71.9	65.8

表 5-4-4 法人全体 資金収支 翌年度繰越支払資金

単位：千円

年度	2019	2020	2021	2022	2023
支払資金残高	986,830	972,679	1,121,408	1,207,874	992,139
増減(対前年)	47,485	△14,151	148,729	86,466	△215,735

表 5-4-5 法人全体 事業活動収支 基本金組入前当年度収支差額

単位：千円

年度	2019	2020	2021	2022	2023
収支差額	△78,802	△70,527	58,953	69,305	△262,975
増減(対前年)	42,199	8,275	129,480	10,352	△332,280

エビデンス集(資料編)：【資料 5-4-1】～【資料 5-4-4】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

□ 安定した財務基盤を確立しているか。

教育研究を適切に遂行するためには、安定的な財源となる学生確保が最も重要であり、常に地域の需要に即した改革が必要であると認識している。

貸借対照表関係比率において、学校法人の資金の調達源泉を分析するうえで最も概括的で重要な指標である純資産構成比率は、過去5年間の平均が89.1%であり、令和4(2022)年度全国平均86.0%と比較して健全な水準と言える。

また、流動比率の過去5年間平均は313.8%であり、優良と判定される200%と比較して健全な状態を維持している(令和4(2022)年度全国平均は263.8%)。さらに、総負債比率の過去5年間平均は13.5%である(令和4(2022)年度全国平均は14.0%)

本法人の経営を持続的かつ安定的に継続するため、保有すべき特定資産の要積立額は、退職給与引当金(244百万円)、減価償却累計額(5,540百万円)に相当する額である。この要積立額に対する運用資産の保有状況を表す積立率(運用資産(2,130百万円)÷要積立額(5,784百万円))は、36.8%となっている。中長期的視点に立ち継続的な学校運営のために財務基盤の確立に努めていく。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-4-4】

□ 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

本業である経常収支差額は、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度は黒字だったが、令和5(2023)年度は、75,756千円の赤字となった。

また、教育活動収支差額比率は△3.4%となり、前期比5.4ポイント低下している。

長期的な資金需要に応じた資金が不足しており、収支バランスの更なる改善が喫緊の課題である。収支バランスを改善するためには、入学者の安定確保が必要である。令和5(2023)年度入学者数は87人となり、入学定員充足率は62.1%となった。これに伴い、在籍者数は前年度比51人減の395人となり、収容定員充足率は65.8%(前年度比マイナス6.1ポイント)となった。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-4-4】

□ 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入では、大切な財産である多くの卒業生に対し、学園の現状を伝える興誠学園通信「絆」を配布している。卒業した母校を含む全学園の情報を伝えることにより、学園全体に興味を持ち、サポートしていただく体制づくりに取り組んでいる。

興誠学園通信「絆」の配布による寄付金納入依頼は、学生生徒募集、就職など様々な形で学園の運営を支援していただくために、継続的に働きかけていく。

一方で、経費の見直しによる支出の削減を図っていくことが不可欠であり、部署・目的別の予算管理を費用対効果の面から詳細に検証し、その結果に基づき投資を行っていく。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-4-5】

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

財務基盤の安定は、適切な投資による教育環境の改善や教育内容の質の向上につながり、学生にとってより魅力あるキャンパスとなることで、さらに学生確保につながるという好循環が生まれることが期待される。

寄付金の確保については、有利な税制が適用される法人の指定を受けたことから、募集に向け、本学園 OB・OG や、OB・OG が就職する優良法人等への積極的募集活動等の具体的な対策を講じる。さらに、積極的に外部資金を確保し、収入増を図る必要がある。このため、国等の補助金、委託事業の情報を漏れなく把握し、獲得する補助金、受託事業について毎年度具体的な獲得目標を立て、実行に移し、結果を検証する仕組みを確立する。

一方、施設設備については、大学と短大のキャンパス統合について基本構想案を策定したところである。現在、大学が学生確保のための教育内容や就職支援の充実、学部や学科の名称の見直しなどに取り組んでおり、それらの進捗状況を見ながら、次のステップに取り組むこととしている。

また、大学の入学定員について、入学生及び在学生の実績、将来予測から、地域共創学科を 60 人から 70 人に、子どもコミュニケーション学科を 100 人から 70 人に変更し、学部全体で 20 人の減員とし、令和 5(2023)年度入学生から適用している。現在の中期計画は、教育の質の向上と、これを将来にわたって維持、継続するための「経営基盤」の強化を運営方針として掲げており、計画に示された収入確保と支出抑制のための方針、方策に基づき、学園一体となって安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保に取り組んでいく。

エビデンス集(資料編)

【資料 5-4-1】 中期計画「興誠未来創造計画」 【資料 5-1-3】 と同じ

【資料 5-4-2】 中期計画「興誠学園地域共創プラン」 【資料 1-2-10】 と同じ

【資料 5-4-3】 興誠未来創造計画実施管理表(令和 4 年度)

【資料 5-4-4】 決算等の計算書類等

【資料 5-4-5】 興誠学園通信「絆」

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学園の会計処理は、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人興誠学園経理規程」、「学校法人興誠学園経理規程施行細則」、「学校法人興誠学園調達規程」等の諸規程に基づき、適切に実施されている。当年度の事業計画及び予算は、学園の中期計画や予算編成方針に基づき、学内各部署で企画検討され、運営会議での検討、教授会での意見聴取を経て決定し、3月の評議員会に諮問の後、理事会で最終決定している。

経理の統括は、「学校法人興誠学園経理規程」第7条により「法人の経理に関する統括は法人本部が行い、経理統括責任者は理事長とする。」と定められており、また、各部門に経理責任者を設けて事務処理を行っている。予算執行に当たっては、学園会計システムにより、部門ごとに予算管理が行われている。

日常的な出納業務は、前述の諸規程に基づいて厳正に行うとともに、「学校法人興誠学園事務決裁規程」により専決事項を定め、業務遂行の効率化を図っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-5-1】～【資料 5-5-4】

予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

予算編成方針、経理規程等の関係諸規程に基づき、各部門において適正な予算編成・管理及び会計・経理が行われている。

また、当初予算編成後の状況変化等により、当初予算どおりの執行が困難となった場合は、補正予算を編成し、計画的な予算編成と執行管理を行っている。

例年、学生生徒数が確定し、年間の学生生徒納付金収入がほぼ固まる6月、年度途中の状況変化等に対応する11月、会計年度の収支がほぼ確定する3月、その他必要に応じて随時補正予算を編成している。令和5(2023)年度は6月、11月、2月、3月の4回補正予算を編成した。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-5-1】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

監事監査については、私立学校法第37条第3項並びに「学校法人興誠学園寄附行為」第

17 条及び「学校法人興誠学園監事監査規程」に基づき、2 人の監事が、会計監査人と連携を図りながら、学園の業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、学園の教育研究機能の向上や財政の基盤確立等に寄与している。

監事は、毎年度の監査計画に沿って、業務監査・会計監査を実施している。業務監査は、学園の業務が、法令・寄附行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを検証する。会計監査は、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、学内諸規程に基づき執行されているかどうかを検証する。その結果を踏まえて監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告するとともに監査報告書を提出している。

会計監査人は、私立学校振興助成法に基づき、年 10 回程度監査が行われ、会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、また、学内諸規程に基づき執行されているかどうか、計算書類の他、関連する帳票、内部統制の状況、外郭団体の周辺会計について監査をしている。また、会計監査人は、監査計画に基づき監事と会計処理の適正化や決算報告、経営に関する重要事項についてディスカッションを行っている。

エビデンス集(資料編)：【資料 5-5-5】～【資料 5-5-7】

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

適正な予算管理のため、事業計画と一体となった事業別予算の作成と、毎年度の事業効果の検証を徹底し、各事業の費用対効果の結果を次年度事業計画に反映させることで、適正な事業遂行、予算執行を図っていく。

業務内容の正確性や、業務の成果をチェックするための監査は、引き続き監事や会計監査人を中心に行うが、事務処理における権限委譲により、各部門内での決裁事項が増えていることや、事務の複雑化・多様化等に対応して、監査機能の充実、強化を図るため、法人本部に「監査・コンプライアンス室」を設置した。引き続き、コンプライアンスの維持・リスク管理等や、会計監査人及び監事との連絡調整・業務支援を行っていく。

エビデンス集(資料編)

【資料 5-5-1】 学校法人興誠学園経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人興誠学園経理規程施行細則

【資料 5-5-3】 学校法人興誠学園調達規程

【資料 5-5-4】 学校法人興誠学園事務決裁規程

【資料 5-5-5】 学校法人興誠学園寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-5-6】 学校法人興誠学園監事監査規程

【資料 5-5-7】 令和 5 年度監査日程計画

【基準5の自己評価】

本学及び本学園では、関係法令並びに寄附行為をはじめとする法人及び大学の諸規程に基づく適正な管理運営が行われており、また円滑な運営を行うための管理部門と教学部門の連携体制も整備されている。学校法人として公共的・社会的責務を果たすとともに、教育機関として建学の精神等に基づく質の高い教育活動を継続して行うことが極めて重要なものと認識しており、今後もこの経営姿勢を堅持し、社会情勢の変化に対応できる経営を行うべく常に見直しを行っていく。

財務基盤と収支については、中期計画に基づき、安定した財務基盤の確立に向けて、収支の改善に取り組んでいる。

会計については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人興誠学園経理規程」等に基づき、適正に会計処理しており、業務監査、会計監査は厳正に実施している。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

□ 内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

令和 5(2023)年 5 月に本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進するため、「浜松学院大学内部質保証の方針」を制定し、ホームページ上でも明示している。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-1-1】

□ 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うため、「浜松学院大学運営組織規程」第 4 条に基づき、自己点検・評価委員会を設けている。自己点検・評価委員会は、「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」第 2 条に基づき、学長、学部長、学科長、図書館長、事務部長、大学経営企画室長、その他学長が指名する者で構成される。また、自己点検・評価委員会では、同規程第 4 条に基づき、自己点検・評価に関する事、認証評価に関する事、自己点検・評価報告書の作成に関する事、内部質保証の方針の策定及び見直しに関する事、IR(Institutional Research)に関する事、その他自己点検・評価に関し必要と認められる事項について協議を行っている。経営企画室が IR 機能を担っており、データ収集とデータ分析を行っている。収集されたデータ及び分析結果は各委員会等に適宜適切に情報提供している。自己点検・評価委員会で議論された分析結果は、運営会議に上程され、結果に基づいた方針が策定され、その後、各担当部署へ改善計画・指導が行われている。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-1-2】～【資料 6-1-6】

□ 内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

本学の運営全般にわたる学長の意思決定を補佐するため、大学運営会議が置かれている。「浜松学院大学大学運営会議規程」第 4 条 3 項では「本学の教育改革の推進に関する事」が審議事項として定められている。大学運営会議は、全学における内部質保証の推進の責任を負う自己点検・評価委員会と連携し、自己点検・評価書や認証評価結果に基づき、教育研究の方策を決定し、中期計画の策定や見直しを図っている。

以上のとおり、内部質保証のための責任体制が明確になっている。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-1-1】【資料 6-1-4】～【資料 6-1-7】

(3)6-1 の改善・向上方策(将来計画)

昨今の学生、教職員を取り巻く社会的環境の急変に伴い、大学に対する社会の要請や期待は、多岐にわたる。本学においても高等教育機関として、教育研究水準の維持向上のために、より実質的で組織的・恒常的な実施体制を構築し、PDCA サイクルに基づいた内部質保証を推進し、質の充実に努めていく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料 6-1-1】 浜松学院大学内部質保証の方針
- 【資料 6-1-2】 浜松学院大学運営組織規程
- 【資料 6-1-3】 浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程
- 【資料 6-1-4】 浜松学院大学大学運営会議規程
- 【資料 6-1-5】 校務分掌
- 【資料 6-1-6】 事務分掌
- 【資料 6-1-7】 浜松学院大学組織図

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1)6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2)6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

□ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

自主的・自律的な自己点検・評価を詳細に実施するため、点検・評価結果に基づく改善報告については、「自己点検評価書作成のワークフロー」を策定し運用している。PDCA サイクルの中でチェック項目を明確化するため「評価基準と本学のギャップ一覧」を作成し、学部長、委員会等の分掌に基づき、学期中の環境変化に応じて、追加・修正項目を記載することができる。自己点検・評価委員会は、それらを点検、評価し、改善が必要な項目について、各種委員会等に対して「改善依頼書」を通知し、各種委員会等で改善を図り、PDCA を回している。

また、前回の認証評価受審結果も踏まえて、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度までの中期計画「興誠未来創造計画」が策定されている。この中期計画「興誠未来創造計画」から年度毎の事業計画書が策定され、事業活動が営まれ、事業報告書にてチェックが行われている。併せて、「興誠未来創造計画実施管理表」を部門毎に毎年度作成し、理事会に上程され経営層の意思決定の一つとして機能している。以上の取組みも大学内での自己点検・評価の一つになっている。

その他に、教育職員免許法施行規則の改正により、令和 4(2022)年 4 月より、複数の教

職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施を通じて教員の養成の目標を達成することができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとされた。また、教職課程を設置する全ての大学は、教育課程、教育研究実施組織、教育実習並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとされた。本改正に対応するため、「教職センター」を中心に、教職課程の自己点検・評価を実施することとし、「教職課程の自己点検・評価報告書」を作成している。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-2-1】～【資料 6-2-7】

□ エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか

「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」第5条には、原則として毎年、自己点検・評価報告書を作成することとし、7年毎の認証評価受審に向けて、日本高等教育評価機構の評価基準を基に、自己点検・評価書の作成を進めている。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-2-2】

□ 自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

前述の自己点検・評価の結果については、学内で共有するために毎年度の自己点検・評価書及び改善依頼について教授会で報告し、教職員には自己点検・評価書をメール送信にて共有している。また、7年毎の認証評価受審に係る自己点検・評価書及び受審結果については、大学ホームページで公表し、社会に対して広く周知している。

前回の自己点検・評価書を踏まえて作成された中期計画「興誠未来創造計画」及び、中期計画「興誠未来創造計画」に基づき事業活動が営まれた結果である「事業報告書」は、興誠学園ホームページにて社会へ情報公開され、アカウンタビリティを果たしている。

また、教職課程の自己点検・評価を実施することとし、「教職課程の自己点検・評価報告書」を大学ホームページにて公表している。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-2-8】～【資料 6-2-10】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

□ 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

本学では、令和3(2021)年4月より事務分掌に経営企画室の業務としてIRに関する事項を追加し、経営企画室のIR担当者が各部署からデータの収集及び分析を行い、自己点検・評価委員会他各委員会に分析結果を提供し、データに基づく施策決定を行っていくことを機関決定した。IRデータ作成については、調査、分析する際にデータの変化等の把握が十分に測れるようにするために可能な限り定型的、経年的に取り扱える様式としている。

学生及び教職員一人ひとりの声を反映するために、可能な限りアンケート等による客観性と継続性をもってデータ収集することを基本としている。具体的には、「入学者アンケー

ト、「オープンキャンパス参加者アンケート」、学生及び教員による「授業評価アンケート」、「教員相互授業参観」、「学生生活調査アンケート」、「学修時間・学修行動・学修成果アンケート」、「卒業生(卒業時)アンケート」、「卒業後支援アンケート」、「資格取得アンケート」、「就職先アンケート」は、定期的実施し、現状把握とともに分析等を行い、三つのポリシーの検証及び自己点検・評価の客観的根拠としている。学生及び教員からのアンケートについては、IRを十分に活かすことを前提とした仕組みとし取り組んでおり、これらの間接評価指標と直接評価(志願者数、入学者数、退学者数、就職率、GPAなど)を多角的、多面的に分析することを目的としている。

また、学生の入学時からの本学における、学びや学生生活を通しての成長を測定する目的で、令和4(2022)年から、新入生に対して4月にPROGテストを実施している。今後、これらの学生が3年生になる時にも同テストを実施し、本学における学生の成長を継続的に測定するひとつの指標とし、並行して実施している「卒業生(卒業時)アンケート」、「卒業後支援アンケート」等のデータを複合的に分析し、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価等に活用していく予定である。

経営企画室にはIT担当職員が含まれ、上記の教育データに加えて、入試データ等の各種データについても、学内グループウェアで専任教職員が各会議体の報告書及びデータをいつでも閲覧できるようにすることで、各部署は迅速かつ円滑に必要なデータを収集できる体制を整えている。

エビデンス集(資料編)：【資料6-2-11】【資料6-2-12】

(3)6-2の改善・向上方策(将来計画)

今後はアセスメント・ポリシーに基づいたデータ分析を中心に、より戦略的で客観的な調査・分析等ができるよう業務の平準化も含め環境整備について取組みを進めていく。

また、客観的データ収集のために、学生への調査等が多くなりつつあり、学生や教職員の調査・集計・分析に要する作業等の負担も増している。調査・集計・分析のための業務運用については、学生及び教職員アンケートのシステム化を含め、各部署の業務の効率化を図っていく必要がある。

本学では、組織、制度を整え、各種アンケートなどの統計データを蓄積し、それらを内部質保証の基盤と位置付けている。全学的に取り組むことにより、IRに係る調査等は急速に増えており、主要な会議等へのIRの成果の提示も進んでいる。今後はよりコロナ禍に代表される学内外の環境の変化に合わせて、迅速かつ的確な対応をとれるように、組織や人材強化等の検討を進める。

さらに、IRの拡充はもちろんのこと、回答者の負担に鑑み、アンケート形式や内容の精査の他、各調査におけるクロス集計のより一層の活用、既存の各種調査を組み合わせた分析などを進める。

エビデンス集(資料編)

【資料6-2-1】自己点検評価書作成のワークフロー

【資料6-2-2】浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程

- 【資料 6-2-3】 評価基準と本学のギャップ一覧(令和 5 年 6 月期分)
- 【資料 6-2-4】 自己点検評価における改善依頼書例(令和 4 年 6 月期分)
- 【資料 6-2-5】 自己点検評価における改善依頼書例(令和 5 年 6 月期分)
- 【資料 6-2-6】 興誠未来創造計画実施管理表(令和 4 年度) 【資料 5-4-3】 と同じ
- 【資料 6-2-7】 令和 5 年度教職課程自己点検評価報告書
- 【資料 6-2-8】 浜松学院大学ホームページ(大学認証評価)
- 【資料 6-2-9】 浜松学院大学ホームページ(教職課程情報公開)
- 【資料 6-2-10】 興誠学園ホームページ(情報公開)
- 【資料 6-2-11】 事務分掌 【資料 6-1-6】 と同じ
- 【資料 6-2-12】 学内グループウェア

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

□ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

自己点検・評価委員会による自己点検・評価は、「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」第 1 条に記載のとおり、学則第 2 条の規定に基づき行うこととされている。

学則第 2 条 1 項では点検・評価の目的について、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」と定義している。

学則で規定している本学の教育目的に沿って三つのポリシーは定められており、三つのポリシーを起点とした点検・評価が行われている。三つのポリシーの点検・評価のために、アセスメント・ポリシーを策定し、その基準に関する点検・評価方法を定めたアセスメントプランに基づき、三つのポリシーを踏まえた教育活動の点検・評価のサイクルを構築している。

また、自己点検・評価活動から抽出された課題については、自己点検・評価委員会において対応が組織的に検討されている。

機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの自己点検・評価により抽出された課題は、最終的には「アセスメントプラン検証結果シート」にまとめられ、自己点検・評価委員会に提出される。自己点検・評価委員会は提出されたアセスメントプラン検証結果シートにより課題や改善・向上方策を確認し、対応方針を示している。シートには、担当部署を記入する欄があるほか、目的や判断指標、手段等を記す欄を設け、PDCA サイクルが回しやすい形に工夫している。

以上のとおり、内部質保証のための機関、教育課程、授業レベル別の PDCA サイクルについての仕組みが確立し、機能している。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-3-1】～【資料 6-3-6】

□ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

大学全体の内部保証の仕組みは、令和元(2019)年度からの中期計画「興誠未来創造計画」に引き続き、令和 5(2023)年度に中期計画「興誠学園地域共創プラン」を策定し、理事会において決定した。中期計画「興誠学園地域共創プラン」では、学園が目指す将来像を建学の精神から導き出し基本コンセプトを明確化し、全部門が新たな出発をするための3つの軸に基づき各部門の新中期計画が策定されている。また、中期計画「興誠学園地域共創プラン」には、学内で実施している自己点検・評価の結果が反映されている。

前中期計画「興誠未来創造計画」における具体的な数値目標は、ドリルダウンされた「興誠未来創造計画実施管理表」を用いて各部門で進捗管理が行われ、事業計画書・事業報告書に有機的に結びつき、その進捗状況を理事会において確認して、大学全体の PDCA サイクルが確立されていた。新中期計画「興誠学園地域共創プラン」でも同様に PDCA サイクルを確立し、大学運営の改善・向上を行う。

エビデンス集(資料編)：【資料 6-3-7】～【資料 6-3-9】

(3)6-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学では、内部質保証に関する全学的な方針について、「浜松学院大学内部質保証の方針」に定めており、本学全体、各部門及び教職員の活動における自己点検・評価を明確にしている。

また、内部質保証のための恒常的な組織として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会では、各委員会等から提出された自己点検・評価活動等に関する報告書の検証と改善提案、本学の自己点検・評価書の作成と情報共有を行っている。

今後とも上記の内容を継続するとともに、機関レベル及び教育課程レベル等の自己点検・評価活動においては、「アセスメントプラン検証結果シート」等のツールを用いて、内部質保証の PDCA サイクルを定着・機能させて、毎年度の点検・評価により、大学運営の改善・向上を図る。

エビデンス集(資料編)

【資料 6-3-1】 浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程

【資料 6-3-2】 浜松学院大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 6-3-3】 アセスメント・ポリシー 【資料 1-1-5】 と同じ

【資料 6-3-4】 アセスメントプラン検証結果

【資料 6-3-5】 アセスメント・ポリシー点検ワークフロー 【資料 6-2-1】 と同じ

【資料 6-3-6】学修成果の点検・評価報告結果による改善依頼書例

【資料 6-3-7】中期計画「興誠未来創造計画」 【資料 5-1-3】と同じ

【資料 6-3-8】中期計画「興誠学園地域共創プラン」 【資料 1-2-10】と同じ

【資料 6-3-9】興誠未来創造計画実施管理表(令和4年度) 【資料 5-4-3】と同じ

【基準 6 の自己評価】

本学は、内部質保証のための組織として自己点検・評価委員会を位置づけており、自己点検・評価を実施するための責任体制等を確立している。毎年度、自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、内部質保証や教育の質改善に積極的に取り組んでいる。

自己点検・評価書の記載にあたっては、エビデンスに基づくことを周知徹底しており、エビデンス資料の収集は、経営企画室(IR担当)が中心となり効率的な業務が行われている。また、自己点検・評価書完成後、学内で情報共有し、認証評価結果についてはホームページに公表することにより社会への公表を図っている。

また、中期計画「興誠学園地域共創プラン」と事業計画とが有機的に結びつき、大学、学部、各種委員会のアクションプランを策定し、その進捗状況を事業報告で検証することでPDCAサイクルの有効性を図っている。その事業計画の進捗は、監事によるヒアリング監査や理事会及び評議員会での報告により、説明責任を果たしている。

以上のことから、基準6「内部質保証」を満たしていると自己評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・地域貢献活動

A-1. 地域連携・地域貢献活動

A-1-① 地域連携・地域貢献のための組織体制

A-1-② 地域連携・地域貢献の取組み

(1)A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 地域連携・地域貢献のための組織体制

本学の教育理念である、「責任ある自己実現と社会貢献の人づくり」、「専門的実務能力「能く生きる」と共生協調能力「善く生きる」とを兼備する人材を育成」を踏まえ、本学の使命・目的の一つに「地域貢献」を掲げている。

地域貢献を行うための組織としては、地域共創センターを中心に、入試・広報委員会、学務委員会、キャリア支援委員会等の各部署が、公開講座、地域共創学科特別講義（地域共創学科必修科目兼公開講座）、高等学校との高大連携授業、地域のボランティア活動の学生に向けての発信や学内施設の外部利用等、多岐にわたる活動を全学的に展開している。

A-1-② 地域連携・地域貢献の取組み

1. 地域共創センター主催のプロジェクト

本学では、地域共創センターを設置して、地域が直面している課題についての情報を収集し、「現場」や「現実」と学生をつなぐパイプ役となっている。学生の地域貢献活動・学外学修を支え、本学の教育研究力で地域が抱える課題（地域づくり・SDGs・観光活性化・子育て支援・多文化共生など）の解決に向け取り組んでいる。地域連携の窓口として、活力ある社会を地域と「共創」するために、学生のフレッシュな発想と大学の研究力で市民・企業・行政と協力してさまざまな課題に立ち向かっている。地域共創センターでは、主に以下の取組みを実施している。

1) 「地域社会・地域産業連携プロジェクト」、「浜松地域貢献アイデア発掘プロジェクト」

「地域社会・地域産業連携プロジェクト」は、令和 3(2021)年度に事業を開始し、1 件あたり 300,000 円の助成を行うこととし、プロジェクトの支援が行われている。本プロジェクトは、浜松学院大学の知的資源を活かし、地域社会の課題解決や地域産業への貢献に対する連携活動を学内募集し、総合的に支援することを目的としている。現在、多くの大学が SDGs の目標達成に向けて、自治体や企業と連携し、地域社会の課題を解決する等、SDGs への取組みを強化している。本学は、地域に根差した大学として、地域の課題に取組み、時代や地域のニーズに応える人材育成を目指しており、SDGs の理念とも軌を一にするものである。令和 5(2023)年度は、2 件のプロジェクトが提案され、教員を中心に組み込まれた。

同様に「浜松地域貢献アイデア発掘プロジェクト」も令和 3(2021)年度に事業を開始し、大学で得た知的資源を活かし、学生の視点・発想による浜松地域の課題解決や地域貢献に

関する新しい取組みに対し、活動資金を助成することを目的としている。令和 5(2023)年度は、2 件のプロジェクトが提案され、学生を中心に取組まれた。

両プロジェクトは、年度末の教授会において成果発表会が行われ、併せて、大学ホームページに本学の地域課題解決地域貢献の取組みとして公表している。

2) 浜松学院大学公開講座・発達障害児指導法基礎講座・地域共創学科特別講義

地域に開かれた大学として学びの場を提供するため、各種公開講座を開催している。

令和 5(2023)年度は、「浜松学院大学公開講座」として、「カラダが変わればバスケも変わる」をテーマに開催した。本学の男子バスケットボール部の活動と関連させて、元プロバスケットボール選手、現役のスポーツジムトレーナーを講師に招き、体の仕組み、動き方が動作やスポーツのパフォーマンスに及ぼす影響などを説明し、体験会を交えて実施した。高校生を中心に、小学生から大人(60代)まで、幅広い年代の参加があった。

「発達障害児指導法基礎講座」は、発達障害の幼児・児童の支援に携わっている方より専門的に学びたい方や、インクルーシブ教育を学びたい方を対象に開催している。令和 5(2023)年度で 21 回継続実施している。近年のコロナ禍や利便性向上のため、動画配信とのハイブリット形式で開催している。本学の特別支援教育が認知され、毎年 50 人から 80 人程度の受講がある。リカレント教育の観点から重要な講座となっている。

その他、地域共創学科 1 年次科目の「地域共創学科特別講義」では、地域の各分野で活躍する方を外部講師として招聘し、事業や活動の理念や課題解決、将来への展望等を語る講義を実施している。地域の方々にも一般公開し、共に学べる場を提供している。

3) 浜松市と大学との連携事業

「浜松市と大学との連携事業」は、平成 23(2011)年より実施しており、市民と大学生が互いに自己の学びを深めるとともに、浜松市と浜松市内の大学が連携・協力して生涯学習の取組みを推進することを目的として実施している。学生が参画して地域の学習ニーズを踏まえて講座を企画・提案し、大学の学修課程の一環として、協働センター等で行われる講座の講師を受け持つ。これまでに、運動・遊び支援を目的とした講座、音楽の楽しみを子どもたちに伝えるための表現活動、学生による地元浜松の調査・取材の紹介等、本学の教育分野の特徴を活かした事業を実施している。また、成果報告会を通じて、本事業に参加した学生達は、他大学の活動の知見に触れることができ、非常に貴重な機会となっている。

4) アクト通りふれあいデイ

「アクト通りふれあいデイ」は、地域住民の交流を促進し、浜松市のアクト通りや中心市街地のにぎわいを創出することを目的として、毎月 1 回、地域農産物や特産品を販売、PR するコミュニティイベントである。地域共創センターは開催事務局として携わり、本学の学生が中心となって設立した「NPO 法人わたぼうしグランドデザイン」がイベントを運営している。学生団体などの地域活動での紹介の場としても機能している。

2. 他大学と連携した地域貢献

1) ふじのくに地域・大学コンソーシアム

高等教育機関相互の連携を深め、また、行政、産業界、非営利活動法人などと広範なネットワークを形成し、県内高等教育機関の教育力・研究力の一層の向上を図るとともに、それぞれの主体が一体となって、地域社会の発展に寄与していくことを目的とした「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」に参加している。

平成30(2018)年より、ふじのくに地域・大学コンソーシアム内の本学を含む6大学で「プラットフォームふじのくに地域・大学コンソーシアム」を設立した。中期計画に基づき、地域の様々なニーズや期待に応えていくため、大学間連携による教育研究力の向上を図りつつ、大学と地域との連携を強化して、大学の持つ知的資源を積極的、かつ効果的に地域へ還元していくために以下の事業を推進している。

大学毎に、以下の5項目について取組みを行っており、本学では社会人を対象とするキャリア形成を目的とした共同プログラム策定(リカレント教育)を主担当として取り組んでいる。令和5(2023)年度から「リカレント教育リレー講座」を開催している。

- ①大学事務の共同実施(共同学生募集活動、IR、人事交流含む)、大学-地方自治体・大学-産業界との人事交流
- ②経済4団体と学生及びコンソーシアムとの意見交換会の実施
- ③社会人を対象とするキャリア形成を目的とした共同プログラム策定
- ④災害時に備えたBCP(事業継続計画)の策定
- ⑤ICTを活用した単位互換、E-ラーニングシステム策定

2) 浜松スポーツ教育大学連携協議会

令和元(2019)年度から令和3(2021)年度にわたり、浜松市内の5大学が連携して、スポーツ庁委託事業「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業」を浜松市教育委員会からの委託を受け実施するため、「オリパラ教育浜松市内大学連携協議会」を設置した。

「オリパラ教育浜松市内大学連携協議会」では、市内の小・中・高等学校延べ60校と連携し、アスリート派遣事業やパラリンピック種目体験等を実施し、事業参加者数は延べ19,778人を数えた。

このオリンピック・パラリンピックのレガシーとして、令和4(2022)年度に、浜松市内の4大学が連携し、小・中学校においてスポーツの価値や異文化、共生社会に対する理解を促し、国際的な視野を持ち、世界の平和に向けて貢献できる人材の育成を目的に、「浜松スポーツ教育大学連携協議会」を組織した。毎年、スポーツの日に開催される「浜松みんなのスポーツまつり」に協力するなど、持続可能な形でスポーツを通じた大学連携を図っている。

3) 浜松市内大学地域貢献ネットワーク

令和3(2021)年度に、浜松市内の大学連携を通じて、各大学の専門性の垣根を越え、学生を支援し、地方公共団体及び地元企業と協力することで、浜松市の活性化に寄与することを目指すことを目的に、浜松市内の4大学で「浜松市内大学地域貢献ネットワーク」を

組織した。

「浜松市内大学地域貢献ネットワーク」では、毎年、「SDGs 未来都市・浜松」の推進のために、SDGs17の目標を意識した展示や体験イベントを行う「大学生交流フェスタ」を開催している。令和3(2021)年度は、前述の「アクト通りふれあいデイ」と同時開催とし、各大学からゼミナールやクラブ・サークル等の団体が参加して学生達が地域に対してそれぞれの大学での学びを還元した。その後も、令和4(2022)年度は、浜松駅前の「浜松市ギャラリーモールソラモ」で、令和5(2023)年度は、商業施設「イオンモール浜松志都呂」で開催している。年々参加者の数が増え、令和6(2024)年度も開催に向けて準備を進めている。

エビデンス集(資料編)：【資料A-1-1】～【資料A-1-15】

(3)A-1の改善・向上方策(将来計画)

地域共創センターは、地域と学生のつなぎ役として機能しており、連携協定締結先は年々増加している。今後も、継続的に本学が地域と密接に関わり、地域貢献できる学生の育成や地域の課題解決の一役を担っていく。

エビデンス集(資料編)

- 【資料A-1-1】 浜松学院大学地域共創センター規程
- 【資料A-1-2】 浜松学院大学ホームページ(地域共創センター)
- 【資料A-1-3】 浜松学院大学大学案内2025 【資料F-2】と同じ
- 【資料A-1-4】 浜松学院大学公開講座チラシ
- 【資料A-1-5】 浜松学院大学ホームページ(公開講座)
- 【資料A-1-6】 浜松学院大学ホームページ(地域連携活動)
- 【資料A-1-7】 浜松学院大学ホームページ(アクト通りふれあいデイ)
- 【資料A-1-8】 公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムパンフレット
- 【資料A-1-9】 プラットフォームふじのくに地域・大学コンソーシアム中長期計画
- 【資料A-1-10】 リカレント教育リレー講座チラシ
- 【資料A-1-11】 令和3年度浜松市オリパラムーブメント事業実施報告書
- 【資料A-1-12】 浜松スポーツ教育大学連携協議会規約
- 【資料A-1-13】 2023 浜松みんなのスポーツまつりチラシ
- 【資料A-1-14】 浜松市内大学地域貢献ネットワーク規約
- 【資料A-1-15】 2023 大学生交流フェスタチラシ

【基準Aの自己評価】

本学は、地域に根差した大学として、地域共創センターを主軸として地域と大学の連携を強化しているところである。地域を愛する若者が主体的に地域づくりにチャレンジできる風土と、地元産業の創出及び発展を目指している。その使命の達成のため、さまざまな分野における企業、組織団体、自治体等と連携して事業を推進していく。今後も、基準Aで述べたような取組みを活発化させ、浜松地域の発展に貢献していく。

以上のことから、基準A「地域連携・地域貢献活動」を満たしていると自己評価する。

V. 特記事項

1. STEAM 教育に貢献出来る人材育成の取組み

(1) STEAM 教育の必要性

日本においては、平成 30(2018)年に、文部科学省が「Society 5.0 に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」を公表し、STEAM 教育を導入している。「Society5.0」という概念はサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させた社会であり、そこから導き出されるキーワードは、「IoT」、「イノベーション」、「AI」、「ロボット」である。この 4つのキーワードを、現実社会に落とし込み、日本に世界的な開発競争力をもたらすための教育概念として登場したものの一つに、「プログラミング教育」がある。

(2) 本学の取組み

本学では、学校教育において貫通されることとなったプログラミング教育、プログラミング的思考の育成がスタートした現在において、就学前の子どもたちは何を準備すべきなのかという観点から、今後求められる保育士像を以下のとおり定義し、「スマート教育スペシャリスト」の育成というブランド戦略を掲げ、特色ある教育プログラムを開設している。

表 V-1-1 スマート教育スペシャリストの定義、求められる能力

<p>①近年改訂された小学校・中学校「学習指導要領」に貫かれているキーコンセプト「プログラミング的思考」について理解</p> <p>②発達段階に応じた“プログラミング的思考”養成のためのツール（遊具）と方法論（指導法）についての実践的な理解</p> <p>③ビジュアルプログラミング言語の一つである「Scratch」「Scratch junior」及び「Viscuit」の理解・実践経験</p> <p>④就学前教育におけるプログラミング的思考養成の探求</p> <p>⑤スマートデバイス全般（ハード面・ソフト面・インターフェース等）の扱いに慣れ親しむ(精通する)</p> <p>⑥上記を基盤に、プログラミング的思考教育の場（教室）を設営・運営</p> <p>⑦(上級段階として)生成 AI・画像生成 AI・音声生成 AI などを活用し、デジタル紙芝居やデジタル絵本を制作</p>

そのために、AI や ICT 機器を活用して効果的な保育教材を作成することにとどまらず、以降の ICT 活用能力の育成やプログラミング教育を実践できる保育士の育成を目標とし、令和 6(2024)年度より「子どもと AI・ICT」を正課内授業科目として新設した。

正課外では、園児等への「Scratch」、「Scratch junior」、「Viscuit」等の指導方法を学ぶ模擬授業や、プログラミング親子講座などの運営・指導の実習のために、幼稚園や子ども園などの外部へ赴く実践授業を行っていく。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条 1 項に大学の目的を規定している。	1-1
第 85 条	○	学則第 1 条 2 項に設置する学部について規定している。	1-2
第 87 条	○	学則第 5 条に大学の修業年限(4 年)を規定している。	3-1
第 88 条	○	学則第 14 条に編入学について規定している。	3-1
第 89 条	-	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 10 条に入学資格を規定している。	2-1
第 92 条	○	学則第 44 条、45 条、46 条、及び 47 条に教職員組織について規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 48 条、49 条、50 条、及び 51 条に教授会について規定している。	4-1
第 104 条	○	学則第 35 条に学士の学位を授与することを規定している。	3-1
第 105 条	-	特別な課程の編成及び履修証明書の交付は行っていない。	3-1
第 108 条	○	学則第 4 条及び短期大学部学則第 1 条、第 4 条に短期大学部について規定している。	2-1
第 109 条	○	「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」第 5 条に、原則として毎年、自己点検・評価を行うことを規定している。大学ホームページにて、認証評価の受審結果を公表している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、大学の HP で公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 46 条に職員について規定している。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 14 条に高等専門学校を卒業した者が編入学できることを規定している。	2-1
第 132 条	○	学則第 14 条に専修学校の専門課程を修了した者が編入学できることを規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則の中で、各項目について規定している(寄宿舍に関する事項を除く)。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍簿を作成し、適正に管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 57 条及び「浜松学院大学学生懲戒規程」において、懲戒処分の手続き等について規定している。	4-1

浜松学院大学

第 28 条	○	法人として「学校法人興誠学園文書管理規程」を定め、各担当部署において、必要な表簿を備えて管理している。	3-2
第 143 条	○	「浜松学院大学運営組織規程」第 4 条に、委員会の設置について規定している。	4-1
第 146 条	-	科目等履修生として修得した単位を有する者が入学する場合において、既修得単位を認定しているが、修業年限の通算は行っていない。	3-1
第 147 条	-	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 148 条	-	修業年限が 4 年を超える学部を設置していない。	3-1
第 149 条	-	早期卒業制度は設けていない。	3-1
第 150 条	○	学則第 10 条に入学資格を規定している。	2-1
第 151 条	-	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 152 条	-	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 153 条	-	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 154 条	-	飛び入学制度は設けていない。	2-1
第 161 条	○	学則第 14 条に短期大学を卒業した者の入学資格を規定している。	2-1
第 162 条	○	学則第 15 条に転入学について規定している。	2-1
第 163 条	○	学則第 6 条に学年の始期及び終期、第 9 条に入学の時期、第 34 条に卒業について規定している。	3-2
第 163 条の 2	-	学修証明書の交付は行っていない。	3-1
第 164 条	-	履修証明書が交付される特別の課程は設置していない。	3-1
第 165 条の 2	○	学部ごとに卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針を定め、HP で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」に自己点検評価の内容及び体制について規定している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況は HP で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 34 条に卒業について規定している。	3-1
第 178 条	○	学則第 14 条に高等専門学校を卒業した者の編入年次を規定している。	2-1
第 186 条	○	学則第 14 条に専修学校の専門課程を修了した者が編入学できることを規定している。	2-1

浜松学院大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準の趣旨を認識したうえで、その水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第2条	○	学則第2条に学部、学科ごとに教育研究上の目的を規定している。	1-1 1-2
第2条の2	○	学則第12条及び「浜松学院大学入学者の選考に関する規程」入学者の選考について規定している。	2-1
第3条	○	大学設置基準に従い、教員組織、教員数が教育研究上適当な規模の学部を設置している。	1-2
第4条	○	大学設置基準に従い、専攻分野の教育研究をするのに必要な学科を設置している。	1-2
第5条	-	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程は設置していない。	1-2
第6条	-	学部以外の教育研究上の基本となる組織は設置していない。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	大学設置基準に従い、適切な教育研究組織を設置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	「浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程」に基づき、指導補助者に補助させている。	3-2 4-2
第9条	-	授業を担当しない教員はいない。	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	大学設置基準に従い、適切な専任教員数を配置している。	3-2 4-2
第11条	○	「浜松学院大学FD・SD委員会規程」に基づき、FD・SD委員会を設置し、組織的に研修を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「学校法人興誠学園浜松学院大学学長選任規程」第10条の中で、大学設置基準に沿った資格を有する学長を選出することを規定している。	4-1

浜松学院大学

第 13 条	○	「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に教授の資格は大学設置基準に沿った教員資格に準拠することを規定している。	3-2 4-2
第 14 条	○	「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に准教授の資格は大学設置基準に沿った教員資格に準拠することを規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に講師の資格は大学設置基準に沿った教員資格に準拠することを規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」及び「浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)」に助教の資格は大学設置基準に沿った教員資格に準拠することを規定している。	3-2 4-2
第 17 条	-	学則第 9 章の教職員組織に助手の設置を定めていない。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 3 条に収容定員を規定している。	2-1
第 19 条	○	学則第 23 条に教育課程の編成方針を規定している。	3-2
第 19 条の 2	-	連携開設科目は開設していない。	3-2
第 20 条	○	学則第 24 条及び別表に教育課程の編成方法を規定している。	3-2
第 21 条	○	学則第 25 条に単位の計算方法を規定している。	3-1
第 22 条	○	学則第 26 条に一年間の授業期間を規定している。	3-2
第 23 条	○	学則第 7 条に授業期間は前期・後期の 2 学期に分けること、学則第 25 条に単位の計算方法を規定している。また、授業計画により、授業科目ごとに 8 回、15 回、30 回の授業で単位を設定している。	3-2
第 24 条	○	大学設置基準に従い、授業を行う学生数が適正になるようにしている。	2-5
第 25 条	○	学則第 25 条に授業の方法を規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業科目ごとにシラバスを作成し Web 上で公開している。学則第 28 条及び浜松学院大学履修に関する規程第 7 条に成績の評価を規定している。	3-1
第 26 条	-	昼夜開講制は実施していない。	3-2
第 27 条	○	学則第 27 条及び浜松学院大学履修に関する規程第 7 条に単位認定について規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	「浜松学院大学履修に関する規程」第 6 条に、履修科目の登録の上限について規定している。また、同 8 条第 6 項に成績優秀者の履修登録の上限について規定している。	3-2
第 27 条の 3	-	連携開設科目は開設していない。	3-1
第 28 条	○	学則第 29 条に他の大学または短期大学における授業科目の履修等について規定している。	3-1

浜松学院大学

第 29 条	○	学則第 30 条に大学以外の教育施設等における学修について規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 31 条に入学前の既修得単位等の認定について規定している。	3-1
第 30 条の 2	○	「浜松学院大学長期履修学生制度規程」を定めている。	3-2
第 31 条	○	学則第 55 条及び「浜松学院大学科目等履修生規程」に科目等履修生について規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 33 条及び第 34 条に卒業の要件を規定している。	3-1
第 33 条	-	医学または歯学に関する学科は設置していない。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準に従い、教育にふさわしい環境を整えている。	2-5
第 35 条	○	大学設置基準に従い、必要に応じ運動場等を設けている。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準に従い、適切な校舎等施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は、大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	大学設置基準に従い、適切な図書館の資料及び図書館を整備している。	2-5
第 39 条	○	大学設置基準に基づき、教員養成学科の教育研究に必要な施設として、附属幼保連携型認定こども園を設置している。	2-5
第 39 条の 2	-	薬学に関する学部または学科を設置していない。	2-5
第 40 条	○	適正な数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	-	一つの校地において教育研究を行っているため該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、大学として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	-	学部等連係課程実施基本組織を置いていない。	3-2
第 42 条	-	専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	-	専門職学科を設置していない。	2-1
第 42 条の 3	-	専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	-	専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 5	-	専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 6	-	専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	-	専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	-	専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	-	専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	-	専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	-	共同教育課程は編成していない。	3-2
第 44 条	-	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 45 条	-	共同教育課程は編成していない。	3-1

浜松学院大学

第 46 条	-	共同教育課程は編成していない。	3-2 4-2
第 47 条	-	共同教育課程は編成していない。	2-5
第 48 条	-	共同教育課程は編成していない。	2-5
第 49 条	-	共同教育課程は編成していない。	2-5
第 49 条の 2	-	工学に関する学部は設置していない。	3-2
第 49 条の 3	-	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 49 条の 4	-	工学に関する学部は設置していない。	4-2
第 58 条	-	外国に学部、学科その他の組織を設置していない。	1-2
第 59 条	-	学校教育法第 103 条に定める大学ではない。	2-5
第 61 条	-	新たに大学等を設置し、又は棄学を履修する課程を設けていない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 35 条に学士の学位授与の要件を規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 1 条に大学及び学部、学科の目的と名称を規定している。	3-1
第 10 条の 2	-	共同教育課程は編成していない。	3-1
第 13 条	○	「浜松学院大学履修に関する規程」第 9 条に規定している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	「学校法人興誠学園寄附行為」を遵守し、ホームページでの情報公開等を通じて、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	私立学校法に準じて適切な運営をしている。	5-1
第 33 条の 2	○	法の規定に沿って寄附行為第 38 条に規定している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条に規定している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	民法の委任規定によって発生する役員の新善管注意義務について、その違反があった場合には、役員は学校法人に対して損害賠償責任を負う旨、寄附行為第 19 条に明記している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に規定している。	5-2
第 37 条	○	理事については寄附行為第 12 条～14 条、監事については第 17 条に規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事については寄附行為第 7 条、監事については第 8 条に規定し	5-2

浜松学院大学

		ている。	
第 39 条	○	寄附行為第 8 条に規定している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 23 条に規定している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 24 条に規定している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 25 条に規定している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 26 条に規定している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 19 条に規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	法の規定に沿って、適切に実施している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	法の規定に沿って、適切に実施している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	役員の損害賠償責任については、寄附行為第 19 条から 21 条に規定している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 46 条に規定している。	5-1
第 45 条の 2	○	法の規定に沿って、寄附行為第 36 条に規定し、適切に実施している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	法の規定に沿って、寄附行為第 37 条に規定し、適切に実施している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条の規定により、財産目録等各種書類について規定している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 40 条を根拠とし、「役員、評議員等の報酬に関する規程」に報酬額を規定している。	5-2 5-3
第 49 条	○	法の規定に沿って、寄附行為第 42 条に規定し、適切に実施している。	5-1
第 63 条の 2	○	法の規定に沿って、寄附行為第 39 条に規定し、インターネットで公表している。	5-1

学校教育法(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 1 条の 4			2-2
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-1
第 11 条			3-2
第 12 条			2-2

浜松学院大学

			3-2
第 13 条			2-2 3-2
第 14 条			3-2
第 14 条の 2			3-1
第 14 条の 3			3-2 3-3 4-2
第 15 条			2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条			3-1
第 17 条			3-1
第 19 条			2-5
第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1

浜松学院大学

第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1

浜松学院大学

第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則(大学院関係) 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第2条			3-2
第3条			2-2 3-2
第4条			3-2
第5条			3-1
第6条			3-1
第7条			3-1
第8条			3-2 4-2
第9条			2-5
第10条			2-5
第11条			2-2 3-2
第13条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集(データ編)一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数(過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数(過去 3 年間)	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況(過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況(前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況(前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要(図書館除く)	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況(前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表(前年度実績)	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率(大学単独)	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率(法人全体のもの)	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況(法人全体のもの)(過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集(資料編)一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為(紙媒体)	
	学校法人興誠学園寄附行為、寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	浜松学院大学大学案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則(紙媒体)	
	浜松学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 入試要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧(学生生活のガイドブック)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	浜松学院大学大学案内 2025 アクセスマップ	【資料 F-2】と同じ
	学生便覧(学生生活のガイドブック) キャンパスマップ	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ)	
	法人及び大学の規程一覧(電子データ)	
	法人規程集及び大学規程集(電子データ)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料	
	理事・監事・評議員等の名簿	
	令和 5 年度理事会等の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)及び監事監査報告書(過去 5 年間)	
	計算書類及び監事監査報告書(令和元年度～令和 5 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ)	
	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
	令和 6 年度シラバス(電子データ)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー)	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	浜松学院大学設置に係る留意事項実施状況報告書	
	浜松学院大学現代コミュニケーション学部子どもコミュニケーション学科 設置に係る設置計画履行状況報告書	
	浜松学院大学現代コミュニケーション学部地域共創学科 設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	認証評価結果に対する改善報告書(平成 30 年 7 月 23 日)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	浜松学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	浜松学院大学大学案内 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	浜松学院大学ホームページ(DiCoRes プログラム)	
【資料 1-1-5】	アセスメント・ポリシー	
【資料 1-1-6】	アセスメントプラン検証結果シート(2023 年度)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	浜松学院大学教授会規程	
【資料 1-2-2】	浜松学院大学大学運営会議規程	
【資料 1-2-3】	建学の精神の掲示	
【資料 1-2-4】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-5】	規程管理システム	
【資料 1-2-6】	新任教職員研修会資料一覧	
【資料 1-2-7】	全体共有会資料及びアーカイブ動画通知	
【資料 1-2-8】	浜松学院大学ホームページ(大学概要)	
【資料 1-2-9】	浜松学院大学ホームページ(教育研究活動等の状況)	
【資料 1-2-10】	中期計画「興誠学園地域共創プラン」	
【資料 1-2-11】	浜松学院大学運営組織規程	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	浜松学院大学大学案内 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	2025 入試要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	令和 7 年度入試問題出題委員委嘱状	
【資料 2-1-5】	浜松学院大学アドミッション・オフィサーに関する規程	
【資料 2-1-6】	令和 6 年度アドミッション・オフィサー委嘱状	
【資料 2-1-7】	入学者選抜の妥当性についての検証結果	
【資料 2-1-8】	入学前教育配布資料「HGU ラーニング」	
【資料 2-1-9】	オープンキャンパス参加者数	
【資料 2-1-10】	オープンキャンパス等参加者数の経年比較	
【資料 2-1-11】	高校内ガイダンス等参加一覧	
【資料 2-1-12】	大学見学会受け入れ数の経年比較	
【資料 2-1-13】	YouTube・SNS 画面	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	浜松学院大学学生規程	
【資料 2-2-2】	浜松学院大学学務委員会規程	
【資料 2-2-3】	浜松学院大学アドバイザーに関する規程	
【資料 2-2-4】	浜松学院大学教職センター規程	
【資料 2-2-5】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-6】	2024 年度オリエンテーション日程表	
【資料 2-2-7】	教職履修カルテチェック表	

浜松学院大学

【資料 2-2-8】	浜松学院大学外部講師及び授業補助者に関する規程	
【資料 2-2-9】	2024 年度前期オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-10】	浜松学院大学学生相談に関する内規	
【資料 2-2-11】	浜松学院大学合理的配慮に関する内規	
【資料 2-2-12】	別表浜松学院大学合理的配慮の手順	
【資料 2-2-13】	大学における障害のある学生への支援・配慮について	
【資料 2-2-14】	浜松学院大学履修に関する規程	
【資料 2-2-15】	2024 年度欠席学生対応報告フォーム	
【資料 2-2-16】	浜松学院大学奨学金規程	
【資料 2-2-17】	留学生支援チューター募集チラシ	
【資料 2-2-18】	留学生支援チューター制度の実施要領	
【資料 2-2-19】	浜松学院大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 2-2-20】	令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼	
【資料 2-2-21】	卒業時満足度・成長実感・就職活動アンケート	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	浜松学院大学キャリア支援委員会規程	
【資料 2-3-2】	令和 5 年度就活スケジュールとキャリア支援時期	
【資料 2-3-3】	キャリア支援関連科目の履修者数	
【資料 2-3-4】	長期企業内留学ガイドブック	
【資料 2-3-5】	長期企業内留学先業種別リスト	
【資料 2-3-6】	2024 年度オリエンテーション日程表	【資料 2-2-6】 と同じ
【資料 2-3-7】	就職試験対策講座案内	
【資料 2-3-8】	公務員試験対策スタートアップ講座案内	
【資料 2-3-9】	就職試験対策講座等出席率推移	
【資料 2-3-10】	令和 5 年度キャリア支援室使用状況記録	
【資料 2-3-11】	子どもコミュニケーション学科「就職の手引き」目次	
【資料 2-3-12】	浜松学院大学教職センター規程	
【資料 2-3-13】	令和 5 年度就職・資格取得に関するアンケートの実施について	
【資料 2-3-14】	令和 6 年度資格取得・公務員試験合格奨励金の申請要項	
【資料 2-3-15】	令和 6 年度版おすすめ資格取得ガイド	
【資料 2-3-16】	令和 5 年度奨励金給付実績と令和 6 年度の運用について	
【資料 2-3-17】	令和 5 年度卒業生支援アンケートの実施について	
【資料 2-3-18】	就職詳細データ(過去 5 年間分)	
【資料 2-3-19】	卒業事前ガイダンス資料	
【資料 2-3-20】	ホームカミンググデイ案内	
【資料 2-3-21】	HGU 教師塾、ハマガク幼保の会について	
【資料 2-3-22】	教員採用試験対策講座案内・模擬試験案内	
【資料 2-3-23】	浜松学院大学ホームページ(卒業生への就職支援)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	浜松学院大学学務委員会規程	
【資料 2-4-2】	浜松学院大学ハラスメント防止対策規程	
【資料 2-4-3】	浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 2-4-4】	令和 6 年度浜松学院大学ハラスメント防止体制	
【資料 2-4-5】	令和 4 年 8 月 24 日教授会資料	
【資料 2-4-6】	令和 4 年 11 月 21 日運営会議資料	
【資料 2-4-7】	令和 5 年 2 月 15 日教授会資料	
【資料 2-4-8】	令和 5 年 3 月 16 日教授会資料	
【資料 2-4-9】	多様な学生のためのガイドブック	

浜松学院大学

【資料 2-4-10】	浜松学院大学ホームページ(多様な学生への支援)	
【資料 2-4-11】	2023 学生生活に関するアンケート	
【資料 2-4-12】	浜松学院大学学生相談に関する内規	
【資料 2-4-13】	浜松学院大学合理的配慮に関する内規	
【資料 2-4-14】	別表浜松学院大学合理的配慮の手順	【資料 2-2-12】 と同じ
【資料 2-4-15】	健康管理センター「保健セミナー」資料	
【資料 2-4-16】	浜松学院大学学友会規約	
【資料 2-4-17】	令和 6 年度クラブ・サークル一覧	
【資料 2-4-18】	浜松学院大学のバスケットボール部への支援に関する協定書	
【資料 2-4-19】	浜松学院大学奨学金規程	
【資料 2-4-20】	浜松学院大学奨学金規程新旧対照表	
【資料 2-4-21】	浜松学院大学経済的困難者に対する給付規程	
【資料 2-4-22】	浜松学院大学外国人経済的困難者に対する給付規程	
【資料 2-4-23】	浜松学院大学全国児童養護施設出身者給付規程	
【資料 2-4-24】	浜松学院大学通学費等補助金交付要綱	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 4 年度私立学校施設整備費補助金計画調書	
【資料 2-5-2】	令和 5 年度私立学校施設整備費補助金計画調書	
【資料 2-5-3】	4401 講義室更新資料	
【資料 2-5-4】	中期計画「興誠学園地域共創プラン」	【資料 1-2-10】 と同じ
【資料 2-5-5】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】 と同じ
【資料 2-5-6】	教員向けポータルサイト使用方法資料	
【資料 2-5-7】	浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館設置運営規程	
【資料 2-5-8】	閲覧席数等	
【資料 2-5-9】	蔵書・定期刊行物・学術雑誌・視聴覚資料	
【資料 2-5-10】	浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-11】	Library News Vol. 19	
【資料 2-5-12】	ライブラリーメイト活動記録	
【資料 2-5-13】	入館者数・貸出冊数	
【資料 2-5-14】	他大学図書館との相互利用数	
【資料 2-5-15】	浜松学院大学リポジトリ	
【資料 2-5-16】	キャンパスマップ	【資料 F-8】 と同じ
【資料 2-5-17】	令和 4 年 8 月 24 日教授会資料	【資料 2-4-5】 と同じ
【資料 2-5-18】	令和 4 年 11 月 21 日運営会議資料	【資料 2-4-6】 と同じ
【資料 2-5-19】	令和 5 年 2 月 15 日教授会資料	【資料 2-4-7】 と同じ
【資料 2-5-20】	令和 5 年 3 月 16 日教授会資料	【資料 2-4-8】 と同じ
【資料 2-5-21】	多様な学生のためのガイドブック	【資料 2-4-9】 と同じ
【資料 2-5-22】	浜松学院大学ホームページ(多様な学生への支援)	【資料 2-4-10】 と同じ
【資料 2-5-23】	令和 6 年度履修者数一覧	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	浜松学院大学ホームページ(情報公開)	
【資料 2-6-2】	2023 年度学修時間・学修行動・学修成果アンケート結果	
【資料 2-6-3】	令和 5 年度学生との意見交換会報告	
【資料 2-6-4】	浜松学院大学学生相談に関する内規	
【資料 2-6-5】	浜松学院大学アドバイザーに関する規程	
【資料 2-6-6】	令和 4 年度学生生活に関するアンケート結果	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	浜松学院大学大学案内 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-1-3】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-4】	浜松学院大学教育方針	
【資料 3-1-5】	浜松学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	浜松学院大学履修に関する規程	
【資料 3-1-7】	2024 年度オリエンテーション日程表	【資料 2-2-6】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	浜松学院大学ホームページ(三つのポリシー)	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	浜松学院大学大学案内 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-3】	学生便覧(学生生活のガイドブック)	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 6 年度シラバスの記入について	
【資料 3-2-5】	Web シラバス	
【資料 3-2-6】	2024 年度浜松学院大学ナンバリング	
【資料 3-2-7】	浜松学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-8】	浜松学院大学履修に関する規程	
【資料 3-2-9】	浜松学院大学カリキュラム検討委員会規程	
【資料 3-2-10】	「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」クラス分けについて	
【資料 3-2-11】	浜松学院大学ホームページ(DiCoRes プログラム)	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-2-12】	2024 年度アクティブ・ラーニング率	
【資料 3-2-13】	浜松学院大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 3-2-14】	教員相互授業参観について	
【資料 3-2-15】	令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 3-2-16】	ティーチングポートフォリオ作成ワークショップ	
【資料 3-2-17】	浜松学院大学教職センター規程	
【資料 3-2-18】	HGU 教師塾、ハマガク幼保の会について	【資料 2-3-21】と同じ
【資料 3-2-19】	教職履修カルテチェック表	【資料 2-2-7】と同じ
【資料 3-2-20】	通信制課程科目等履修に関する協定書・協議確認書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 3-3-2】	教員による授業自己点検評価報告書	
【資料 3-3-3】	浜松学院大学履修に関する規程	
【資料 3-3-4】	免許・資格取得率からみる大学の教育正課および学生の学修成果の検証について	
【資料 3-3-5】	PROG 説明会資料	
【資料 3-3-6】	アセスメント・ポリシー	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 3-3-7】	アセスメントプラン検証結果シート(2023 年度)	【資料 1-1-6】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人興誠学園職員就業規則	
【資料 4-1-2】	浜松学院大学運営組織規程	

浜松学院大学

【資料 4-1-3】	浜松学院大学大学運営会議規程	
【資料 4-1-4】	浜松学院大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	浜松学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-6】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号及び浜松学院大学教授会規程第 5 条第 1 項第 7 号の学長が定める事項に関する内規	
【資料 4-1-7】	学校法人興誠学園事務組織規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人興誠学園女性活躍推進法の一般事業主行動計画について	
【資料 4-2-2】	浜松学院大学教員採用及び昇任規程	
【資料 4-2-3】	浜松学院大学教員の採用及び昇任に関する審査基準(内規)	
【資料 4-2-4】	浜松学院大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-2-5】	浜松学院大学における教職員育成の目標・方針	
【資料 4-2-6】	教員相互授業参観について	【資料 3-2-14】と同じ
【資料 4-2-7】	令和 5 年度授業評価アンケート実施依頼	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 4-2-8】	教員による授業自己点検評価報告書	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 4-2-9】	授業評価アンケート結果を用いた教育改善効果の検証について	
【資料 4-2-10】	令和 5 年度内部研修一覧(FD)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	浜松学院大学 FD・SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	浜松学院大学における教職員育成の目標・方針	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 4-3-3】	令和 5 年度内部研修一覧(SD)	
【資料 4-3-4】	令和 5 年度研修会開催通知(ふじのくに地域・大学コンソーシアム)	
【資料 4-3-5】	令和 5 年度外部研修一覧	
【資料 4-3-6】	令和 5 年度研修通知(法人本部)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部教員の勤務に関する内規	
【資料 4-4-2】	浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部研究活動の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-3】	浜松学院大学研究倫理規程	
【資料 4-4-4】	研究活動における行動規範	
【資料 4-4-5】	浜松学院大学ホームページ(不正防止)	
【資料 4-4-6】	令和 5 年度研究倫理教育の実施について	
【資料 4-4-7】	誓約書	
【資料 4-4-8】	浜松学院大学及び浜松学院大学短期大学部教員の研究費等に関する規程	
【資料 4-4-9】	令和 5 年度個人研究費配分表	
【資料 4-4-10】	自己点検・評価及び教育研究計画	
【資料 4-4-11】	科研費獲得セミナーの内容	
【資料 4-4-12】	科研費採択状況(過去 5 年間)	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人興誠学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ

浜松学院大学

【資料 5-1-2】	学校法人興誠学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-3】	中期計画「興誠未来創造計画」	
【資料 5-1-4】	中期計画「興誠学園地域共創プラン」	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人興誠学園経理規程	
【資料 5-1-6】	学校法人興誠学園調達規程	
【資料 5-1-7】	学校法人興誠学園職員就業規則	
【資料 5-1-8】	学校法人興誠学園情報公開規程	
【資料 5-1-9】	浜松学院大学・浜松学院大学短期大学部ガバナンス・コード	
【資料 5-1-10】	ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書	
【資料 5-1-11】	浜松学院大学ホームページ(環境方針)	
【資料 5-1-12】	浜松学院大学ハラスメント防止対策規程	
【資料 5-1-13】	浜松学院大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 5-1-14】	学校法人興誠学園ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 5-1-15】	浜松学院大学衛生管理規程	
【資料 5-1-16】	浜松学院大学衛生委員会規程	
【資料 5-1-17】	学校法人興誠学園防災管理規程	
【資料 5-1-18】	浜松学院大学危機管理計画	
【資料 5-1-19】	浜松学院大学消防計画	
【資料 5-1-20】	令和 5 年度防災訓練実施要綱	
【資料 5-1-21】	大地震による被災を想定した浜松学院大学事業継続計画 (BCP)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人興誠学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	学校法人興誠学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-3】	学校法人興誠学園役員選任規則	
【資料 5-2-4】	理事会等の開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人興誠学園浜松学院大学学長選任規程	
【資料 5-3-2】	学校法人興誠学園管理職選任規程	
【資料 5-3-3】	事務・業務改善提案制度実施要領	
【資料 5-3-4】	学校法人興誠学園監事監査規程	
【資料 5-3-5】	学校法人興誠学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人興誠学園寄附行為施行細則	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-7】	理事会等の開催状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期計画「興誠未来創造計画」	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-4-2】	中期計画「興誠学園地域共創プラン」	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-4-3】	興誠未来創造計画実施管理表(令和 4 年度)	
【資料 5-4-4】	決算等の計算書類等	
【資料 5-4-5】	興誠学園通信「絆」	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人興誠学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人興誠学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人興誠学園調達規程	
【資料 5-5-4】	学校法人興誠学園事務決裁規程	
【資料 5-5-5】	学校法人興誠学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人興誠学園監事監査規程	
【資料 5-5-7】	令和 5 年度監査日程計画	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	浜松学院大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	浜松学院大学運営組織規程	
【資料 6-1-3】	浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程	
【資料 6-1-4】	浜松学院大学大学運営会議規程	
【資料 6-1-5】	校務分掌	
【資料 6-1-6】	事務分掌	
【資料 6-1-7】	浜松学院大学組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検評価書作成のワークフロー	
【資料 6-2-2】	浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程	
【資料 6-2-3】	評価基準と本学のギャップ一覧(令和5年6月期分)	
【資料 6-2-4】	自己点検評価における改善依頼書例(令和4年6月期分)	
【資料 6-2-5】	自己点検評価における改善依頼書例(令和5年6月期分)	
【資料 6-2-6】	興誠未来創造計画実施管理表(令和4年度)	【資料 5-4-3】と同じ
【資料 6-2-7】	令和5年度教職課程自己点検評価報告書	
【資料 6-2-8】	浜松学院大学ホームページ(大学認証評価)	
【資料 6-2-9】	浜松学院大学ホームページ(教職課程情報公開)	
【資料 6-2-10】	興誠学園ホームページ(情報公開)	
【資料 6-2-11】	事務分掌	【資料 6-1-6】と同じ
【資料 6-2-12】	学内グループウェア	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程	
【資料 6-3-2】	浜松学院大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-3-3】	アセスメント・ポリシー	【資料 1-1-5】と同じ
【資料 6-3-4】	アセスメントプラン検証結果	
【資料 6-3-5】	アセスメント・ポリシ一点検ワークフロー	【資料 6-2-1】と同じ
【資料 6-3-6】	学修成果の点検・評価報告結果による改善依頼書例	
【資料 6-3-7】	中期計画「興誠未来創造計画」	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 6-3-8】	中期計画「興誠学園地域共創プラン」	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 6-3-9】	興誠未来創造計画実施管理表(令和4年度)	【資料 5-4-3】と同じ

基準 A. 地域連携・地域貢献活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・地域貢献活動		
【資料 A-1-1】	浜松学院大学地域共創センター規程	
【資料 A-1-2】	浜松学院大学ホームページ(地域共創センター)	
【資料 A-1-3】	浜松学院大学大学案内 2025	【資料 F-2】と同じ
【資料 A-1-4】	浜松学院大学公開講座チラシ	
【資料 A-1-5】	浜松学院大学ホームページ(公開講座)	
【資料 A-1-6】	浜松学院大学ホームページ(地域連携活動)	
【資料 A-1-7】	浜松学院大学ホームページ(アクト通りふれあいデイ)	
【資料 A-1-8】	公益社団法人ふじのくに地域・大学コンソーシアムパンフレット	

浜松学院大学

【資料 A-1-9】	プラットフォームふじのくに地域・大学コンソーシアム中長期計画	
【資料 A-1-10】	リカレント教育リレー講座チラシ	
【資料 A-1-11】	令和3年度浜松市オリパラムーブメント事業実施報告書	
【資料 A-1-12】	浜松スポーツ教育大学連携協議会規約	
【資料 A-1-13】	2023 浜松みんなのスポーツまつりチラシ	
【資料 A-1-14】	浜松市内大学地域貢献ネットワーク規約	
【資料 A-1-15】	2023 大学生交流フェスタチラシ	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。